

令和6年 3月定例会

# 最上町議会会議録

最上町議会事務局

令和6年3月定例会

最上町議会議録

最上町議会議務局

令和6年3月最上町議会定例会会期及び審議予定表

会期日程（会期11日間）

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	3	5	火	10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開 会</li> <li>○ 諸 報 告</li> <li>○ 会議録署名議員の指名</li> <li>○ 会 期 の 決 定</li> <li>○ 施政方針説明</li> <li>○ 議案の一括上程</li> <li>○ 令和6年度一般・特別会計予算の一括議題と提案理由の説明</li> <li>○ 予算特別委員会の設置及び付託</li> <li>○ 一 般 質 問</li> </ul>
					○ 常任委員会
第2日	3	6	水	10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一 般 質 問</li> <li>○ 議 案 審 議</li> </ul>
第3日	3	7	木	10:00	○ 予算特別委員会
第4日	3	8	金	10:00	○ 予算特別委員会
第5日	3	9	土		○ 休 会
第6日	3	10	日		○ 休 会
第7日	3	11	月	10:00	○ 予算特別委員会
第8日	3	12	火	10:00	○ 予算特別委員会
第9日	3	13	水	13:30	○ 予算特別委員会
第10日	3	14	木		○ 休 会
第11日	3	15	金	13:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算特別委員長報告と採決</li> <li>○ 閉 会</li> </ul>

令和6年3月5日（火）開会

（第1日）



# 令和6年3月定例会会議録

令和6年3月5日 火曜日 午前10時00分開会

## 出席議員（10名）

1番	宮本 浩	6番	須貝 康幸
2番	栗林 浩子	7番	佐藤 義男
3番	尾形 勝雄	8番	山崎 香菜子
4番	佐藤 正市	9番	佐澤 浩
5番	菅 孝	10番	伊藤 一雄

## 欠席議員

なし

## 出席要求による出席者職氏名

町 長	高橋 重美	建設水道課長	伊藤 和久
副 町 長	伊藤 勝	教育文化課長兼 国民スポーツ大会 推進室長	板垣 由紀子
教 育 長	中嶋 晴幸	こども支援課長	高橋 喜代美
会計管理者兼 会計課長	阿部 信幸	健康福祉課長	菅 智子
総務企画課長	高橋 浩康	地域包括ケア推進管理監 兼最上病院事務長兼 介護老人保健施設事務長 兼認知症対応型共同生活 介護施設事務長	板垣 誠弘
町民税務課長兼 町民生活室長	齊藤 博幸	政策調整主幹兼 危機管理主幹	五十嵐 浩一
商工観光課長兼 エネルギー産業推進室長	阿部 剛	代表監査委員	金田 勝雄
農林振興課長兼 農業委員会事務局長	野口 勝世	農業委員会会長	庄司 千賀夫

## 事務局出席者職氏名

事務局 長

金 田 敏 幸

庶 務 係  
(庶務係長)

遠 藤 智 也

令和6年3月最上町議会定例会議事日程（第1号）  
第1日 令和6年3月5日（火） 午前10時00分開議

諸 報 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定の件

（令和6年度施政方針説明）

- 日程第 3 施政方針説明

- 日程第 4 議案の一括上程（諮問第1号から議案第33号まで）

（令和6年度一般会計・特別会計予算の一括議題と提案理由の説明）

- 日程第 5 議案第25号 令和6年度最上町一般会計予算について  
日程第 6 議案第26号 令和6年度最上町国民健康保険事業特別会計予算について  
日程第 7 議案第27号 令和6年度最上町後期高齢者医療事業特別会計予算について  
日程第 8 議案第28号 令和6年度最上町介護保険事業特別会計予算について  
日程第 9 議案第29号 令和6年度最上町立最上病院事業特別会計予算について  
日程第10 議案第30号 令和6年度最上町介護老人保健施設事業特別会計予算について  
日程第11 議案第31号 令和6年度最上町水道事業特別会計予算について  
日程第12 議案第32号 令和6年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計予算について  
日程第13 議案第33号 令和6年度最上町下水道事業特別会計予算について

（予算特別委員会の設置及び付託）

- 日程第14 予算特別委員会の設置及び付託

（一般質問）

日程第15 一般質問

(常任委員会)

## 開 議

議 長 それでは、改めまして、おはようございます。  
ただいまの出席議員は全員であります。  
定足数に達しておりますので、令和6年3月最上町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

### 諸報告（例月出納検査結果報告）

議 長 報告事項がありますので、私から報告をいたします。  
1 2月定例会以降の議長日程等について報告をいたします。  
1 2月20日、最上地方議長会が開かれました。その終了後に最上広域事務組合の全員協議会が開かれましたので、佐澤議員と一緒に出席をいたしております。  
翌21日、最上地方市町村議長会臨時総会が開かれましたので、臨時総会と同時に研修会が開かれておりますので、出席をいたしております。  
26日、最上地方市町村議長会の臨時総会及び市町村長との意見交換会がありましたので、出席をいたしております。  
1月9日、県の町村議長会の正副会長理事の合同会議が自治会館で開かれましたので、出席をいたしております。  
午後からは最上広域事務組合で消防庁舎の建設に関わる部分での全員協議会がありましたので、山形から戻って出席をいたしております。  
1月10日、新庄市のグランドホテルで最上地方の経済団体が主催する賀詞交歓会が開かれましたので、出席をいたしております。  
12日には町の消防会主催の賀詞交歓会が中央公民館で開かれましたので、多くの皆さんと一緒に参加をいたしております。  
1月15日から16日にかけては、宮城県、山形県、それから、この47号ウエストラインに関わる同盟会、それから関係市町村を上げてのこれからの道路整備に関わる部分での要望会が開かれました。仙台の東北地方建設局の局長を訪ね、そして、要望した後で仙台から真っすぐ上京いたしまして、国交省並びに財務省、それから、県選出の国会議員等に、この47号ウエストラインの整備に関わる部分を強く要望をいたしてきております。  
1月24日から26日にかけては、総務常任委員会の委員会研修がありまして、福島県の南相馬市、それから、同じ山形県の中の高島町と長井市のほうにお邪魔をして委員会研修をさせてもらっております。  
1月29日には農業振興協議会の総会が開かれましたので、出席をいたしてお

ります。

2月1日には、区長会の役員の方々と議会の我々との語る会ということで、最上町の課題、そして、集落自治の問題等について意見交換をいたしております。

2月8日の日には県政懇話会が新庄市で開かれました。今回の講師は、カイワさんが講師で、スキーに関わる部分の今までの歩んでおられたことを基にして、そして、国スポがうちのほうの町で開かれることを、雪の降らない中でもぜひ成功させてほしいという思いで、講演をいただきました。

それから、2月10日には、関東圏最上友の会の役員の方々が訪町されております。友の会の皆様との交流を深めながら、そして、我々の住む、この最上地域、皆さんのふるさとである最上町を何とか応援をしたいという思いをいっぱい語っていただきましたし、意見を交換させていただいたと、こんなふうに思っております。ぜひ一歩でも二歩でも前進できるようなことを、みんなで頑張っていければなと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

2月15日には県の議長会の定期総会が自治会館で開かれ、局長と一緒に参加をしております。

2月18日には大堀地区の鍋まつりが開かれました。今年は、冬であっても全く冬を感じさせないようなすばらしい天候の中で、今までにないくらいの大盛況の中で、豪華に優雅に開催されたと。そして、保育所の子どもさん方も参加をして、大変なごわいを与えた、そして、その思いを共有させてもらった鍋まつりでなかったかなと、こんなふうに思っております。関係者に敬意を表したいなと、こんなふうに思ひます。

それから、2月21日には国スポの開始式が山形市で開かれました。関係者と一緒に出席をしております。

22日から24日には国スポスキー競技会が、大変心配された状況の中でありましたけれども、多くの関係者の協力によりまして無事に終了することができたことに対しては、関係者皆さんに心から感謝と敬意を表したいと思ひます。そして、これをやり遂げたということをみんなで確認をしながら、しっかり連携を取る。そして、力を合わせることによって、こういうことを乗り越えることができるんだということも、我々の中でしっかりみんなでこれからも受け継いでいければなと、こんなふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この最終日には、また表彰式が山形市で開かれました。開いてもらったという思いの声をいっぱい承ってきておりますし、関係者からはお礼の言葉も大変いただきました。本当にみんなの思いが通じて、それをしっかり評価をしてもらったなという思いで帰ってきたところであります。

それから、2月26日は県の議長会理事会が山形市で開かれております。令和6年度の事業報告、日程等について打合せをいたしております。

2月27日には最上地方議長の会正副議長会が瀬見温泉で開かれまして、副議長と一緒に参加をいたしております。令和6年度の議長会等の事業日程等について確認をさせていただいたところであります。

以上で報告を終わります。

次に、最上町監査委員から、地方自治法235条の2第1項の規定に基づき実施した令和5年11月分から令和6年1月分に係る出納検査の結果について、同条第3項の規定により報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

お手元に配付しております資料をご参照いただきたいと思います。

なお、詳細につきましては議長室に備えておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

## 説明員の報告

議長 次に、本定例会に地方自治法第121条の規定により出席された方及び説明員に委任された職員等を報告します。

高橋町長、伊藤副町長、中嶋教育長、金田代表監査委員、庄司農業委員会会長、阿部会計管理者兼会計課長、高橋総務企画課長、五十嵐政策調整主幹兼危機管理主幹、齊藤町民税務課長兼町民生活室長、菅健康福祉課長、伊藤建設水道課長、野口農林振興課長兼農業委員会事務局長、板垣地域包括ケア推進管理監兼最上病院事務長兼介護老人保健施設事務長兼認知症対応型共同生活介護施設事務長、阿部商工観光課長兼エネルギー産業推進室長、板垣教育文化課長兼国民スポーツ大会推進室長、高橋こども支援課長。

これで説明員等の報告を終わります。

## 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名します。1番 宮本浩議員、2番 栗林浩子議員の両名を指名します。

## 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間に決定しました。  
なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付しました予定表のとおりでありますので、よろしくご協力願います。

令和6年度施政方針説明

- 議 長 日程第3 令和6年度施政方針説明について、町長に説明を求めます。

- 町 長 おはようございます。  
本日ここに、令和6年3月最上町議会定例会が開催され、令和6年度一般会計予算案をはじめとする各議案のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に向けた基本的な考えと主要施策の概要について述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、元日の夕方に発生しました能登半島地震では、人的被害はもとより住家被害など甚大な被害に見舞われました。お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。今なお、避難所生活など大変な日々を送っている方が多数おられるということを見ると、私自身心が痛む思いであります。町としましても、一刻も早い復旧復興に向け、被災地が必要とする支援をできる限り行ってまいりたいと思っております。

今回の地震を受け、改めて危機管理の重要性を痛感するとともに、災害は必ずやってくるということを常に念頭に置きながら、地域防災力の充実、強化に取り組まなければならないという思いを一層強くしたところでございます。

令和5年度を振り返りますと、これまで私たちの生活を一変させた新型コロナウイルス感染症ではありますが、昨年5月に感染症法上の位置づけが変更され、新たな段階へと移行し、社会全体がコロナ禍前のような日常をほぼ取り戻しつつあります。

一方、不安定な社会情勢に伴う物価高騰が続き、家計に大きな負担となつてのしかかってきており、経済的に大変厳しい状況に直面していることから、町では、町民の家計への負担を少しでも軽減するため、引き続き国及び県とも連携をしながら、切れ目のない支援策を講じてまいりたいと思っております。

さて、去る2月22日から24日まで、赤倉温泉スキー場を会場に第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会アルペン競技が開催をされました。記録的



な暖冬による雪不足の中、大会関係者をはじめ町内の建設業者、スキー場職員、町職員など多くの皆様の熱意とご協力の下、無事大会を終えることができました。改めて関係各位に深く感謝を申し上げますとともに、厳しい条件の中での開催であったからこそ、全国から来町された選手をはじめ関係者の記憶に残る、そして、町の長い歴史の中にさん然と刻まれる大会となったと実感をしております。

大会の成功に向けての準備、大会運営にご尽力をいただいた競技役員及びスタッフをはじめ、多くの関係者が全力で取り組んでいる揺るぎないこの事実は、さらなる自信と誇りにつながるとともに、町制施行70周年に向けての大きな弾みとなりました。このことは、次代を担う子どもたちにも受け継いでいく必要があると強く実感をしているところであります。

また、昨年11月26日には、念願でありました道の駅もがみがオープンしました。山形県の東の玄関口として、道路利用者への安全安心を提供するとともに、人の流れを町内外につなぐ道の駅の役割を果たす拠点施設として期待するところであり、今後も町の魅力を最大限に生かして、地域へつながる道の駅として、交流人口の拡大及びにぎわいの創出に取り組んでまいりたいと思っております。

このように、令和5年度はコロナ禍以前のにぎわいが徐々に戻りつつある中、全国に当町の魅力を発信、PRする絶好の機会となったとともに、これまでの町の歴史に新たな1ページを刻んだ年となりました。厳しい時代であることには変わりはありませんが、まちづくりのテーマである魅力をつなぐ、笑顔いっぱいあふれるまちづくりに向けて着実に歩んでいることを実感する1年であったと振り返るところでございます。

それでは、令和6年度における町政運営の基本的な方針と姿勢について申し上げます。

人口減少と少子高齢化、そして、生産年齢人口の減少化が急速に進行する中、社会全体が減少していくことを現実のものとして真摯に受け止め、今後の縮小社会への適正化に向けた対応、対策が迫られております。もはや一刻の猶予も許されないといっても過言ではありません。

縮小社会の適正化には、まちづくりを担う人材育成をはじめ、子育て支援の充実、地域コミュニティー力の強化、農観商工連携による産業基盤の充実、地域包括ケアシステムの充実など多岐にわたる課題が上げられますが、中でも喫緊の課題は町行財政の健全化であります。人口減少に伴う税収の減、多様化する行政サービスの対応、公共施設等の維持管理費の増大等による財政基盤の硬直化、脆弱化に歯止めをかけるために、私自身が陣頭指揮を取りながら、全職員が一丸となって行財政改革を推し進める決意であります。

令和6年度は、町制施行70周年の記念すべき大きな節目でもあります。行財

政改革と並行しながら、持続可能で将来に向けて明るい希望と大いなる可能性を実感できるまちづくりを進めていかなければなりません。こうした意味におきましても、令和6年度は、まさしく改革の年であると捉えておるところであります。

こうした考えの下に、令和6年度における町政運営の基本方針を「自律と協働 笑顔がつなぐ 次代に誇れるまちづくりの推進」といたしました。厳しい財政状況の中にあっても、第5次総合計画に掲げる将来像を実感するための施策をより効率的な手法の下に推進するとともに、当町が誇る自然や文化、人、産業といった魅力を最大限に生かしながら、町民が安心をして心豊かに住み続けられるまちを目指してまいりたいと思います。

次に、令和6年度の重点施策について、第5次最上町総合計画に掲げる基本目標の6つの柱に沿って申し上げます。

初めに、第5次総合計画の基本目標の1つ目の柱、「楽しいね」と言えるまちを目指す子育て・教育・文化についてであります。

1点目は、子育て支援体制の充実と子育て憲章の推進であります。急激な物価高騰や所得、雇用の不安定さから刻々と変化する、この社会情勢の中にあって、近年の子育て支援のニーズも年々多様化をしております。これらに対応するため、国が示す子育て支援の拠点ともなるこども家庭センターの設置に向けた取り組みと子育て世代への支援の拡充、保育施設の人材確保と保育環境の整備、子どもの居場所づくり事業の推進に努めてまいります。

さらに、目まぐるしく変化するこの社会情勢から、国の子ども政策は大きく変化しようとしており、町においても迅速な情報収集と情報発信に努め、遺漏のないよう適切に対応してまいりたいと思います。

子どもを産み育てることを希望する人たちが、安心して子どもを産み育てられる環境をしっかりと築き、家庭だけではない、地域全体で子どもを守り育てるという意識を持ちながら、令和4年に制定をしました子育て憲章を柱として、保護者、さらには地域のニーズに即した子育て、子育て支援策の推進に邁進してまいりたいと思います。

2点目の地域とともにある学校づくりの推進と教育環境の整備につきましては、児童・生徒や地域の実態に応じた特色ある教育を推進するため、全ての学校をコミュニティースクールとして、地域、保護者に信頼され、安全で魅力ある学校づくりに主体的に取り組んでおります。

また、児童・生徒が快適に学べる教育環境の整備とともに、食の豊かさを感じ、感謝する心と郷土を愛する心を育むことを願い、地域産の食材を積極的に活用した学校給食を提供してまいりたいと思います。

3点目の郷土への誇りと愛着を育み、文化向上を目指す活動の推進では、子どもたちが町の歴史や産業を知るためのふるさと学習やもがみ未来塾をさらに充実

させ、地域を理解し、誇りと愛着を持つことができるよう取り組んでまいりたいと思います。

4点目の生涯を通じ活力ある多様な学びの機会の充実につきましては、地域づくりの核となる公民館活動のほか、生涯を通じて心豊かで多様な学びができる環境づくりを推進をしてまいりたいと思います。

5点目のスポーツに親しみやすい環境づくりと指導者の育成については、西公園施設の整備と総合型スポーツクラブの体制の充実を図るほか、町民運動会や町内の野球大会等を町制施行70周年における記念イベントとして開催をしていきたいと思ひます。

次に、基本目標の2つ目の柱、「幸せだね」と言えるまちを目指す保健・福祉・医療についてであります。

1点目、持続可能な地域医療の推進と医療サービスの提供について申し上げます。

令和5年度に策定をしました最上町立最上病院経営強化プランでは、町民アンケートをはじめとした各種意向調査を背景に経営分析を行い、持続可能な地域医療を目指した最上病院の医療サービスの方向性をまとめました。

当町においては、人口減少による医療需要は減少傾向にはあるものの、当面は高齢者人口が増加する傾向にあること、また高次医療機関まで距離があることなどを踏まえ、ある程度の疾病に対応し得る力量を保持しなければなりません。このことから、人材確保に努めながら、当面は現状の診療科5科を維持し、病床数についても、最上病院の強みでもあるリハビリ療養等で積極的に回復期をサポートするとともに、急性期、慢性期にも対応するため、60床を維持することとしました。

今後とも、信頼される病院を目指し、医療技術の向上に向けた取り組みを強化しつつ、患者様、ご家族様に優しく寄り添う気持ちで接することで不安や苦しみを取り除き、町民の皆様の負託に応えてまいりたいと思ひます。

また、最上地域の基幹病院である県立新庄病院をはじめ、地域内外の医療、介護、福祉機関と連携をしながら、最上町の地域医療を守るとりでの役割を果たしてまいりたいと思ひます。

2点目の地域包括ケアシステムの体制強化と人材育成確保についてであります。

町が標榜するウェルネスタウン構想の基本理念「健康な体・健康な心・健康な社会生活」は、本町の地域包括ケアシステムの目指すべき究極の姿であると言えます。今般策定の第10次高齢者保健福祉計画、第9期の介護保険事業計画に基づき、最上町地域包括ケアシステムのさらなる充実に向けて、地域共生社会の実現への取り組みを推進をしてまいりたいと思ひます。

高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい暮らしを人生の最期

まで送り続けられるよう、様々な人材の育成の推進、在宅医療と介護の連携強化及び生活支援の充実に取り組んでまいりたいと思います。

3点目の健康寿命の延伸に向けた健康・体力づくりの推進につきましては、生涯現役社会を支える健康寿命の延伸に向けて、今般策定をしました第3次ウエルネスタウン最上21に基づき、自分の健康は自分でつくるという意識の醸成を図りながら、町民一人ひとりの健康づくりの意識の向上と正しい生活習慣の形成に向けて取り組んでまいりたいと思います。

また、町民のライフステージに合わせた健康・体力づくりの情報を的確に提供し、介護予防を踏まえた地域住民のより主体的な健康・体力づくりを支援をしてまいりたいと思います。

4点目の地域福祉の充実と地域で支え合う仕組みづくりの推進につきましては、地域福祉の推進をまちづくりの重要な柱と捉え、自助・互助・共助・公助を基本姿勢とする中、社会福祉協議会と協働しながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会を目指して、住民意識の向上を図るとともに、有償ボランティアの仕組みづくりや地域関係団体などが緊密に連携できる環境づくりを行い、地域で支え合う体制づくりを推進をしてまいりたいと思います。

次に、基本目標の3つ目の柱、「安心だね」と言えるまちを目指す建設・防災についてであります。

1点目の持続可能な消防体制の構築と防災・減災対策の充実強化につきましては、地域防災力の中核を担う消防団員の確保及び組織再編を進めながら、持続可能な消防体制の構築を図ってまいりたいと思います。

また、町民が安全に安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、災害時の被害を最小限にする減災の考え方を基本に、町民一人ひとりが防災意識をより高めながら、地域防災力の充実強化に取り組んでまいりたいと思います。

2点目は、交通事故や犯罪が起きにくい環境づくりについてであります。

交通安全活動につきましては、高齢者による事故が多発している一方、飲酒運転やあおり運転といった運転者のモラルの低下も大きな社会問題となっていることから、警察や関係機関・団体と連携を図りながら、交通安全意識の啓蒙に努めるとともに、交通安全対策を推進してまいりたいと思います。

また、全国的に社会情勢の変化に起因する新たな事件をはじめ、子どもや高齢者を狙った犯罪が多発をしております。これらを未然に防ぐため、町民一人ひとりが防犯意識を高めるとともに、防犯パトロールの強化など、犯罪が起きにくい環境づくりに努めてまいりたいと思います。

3点目の生活を支える公共インフラの最適化と長寿命化につきましては、安全で快適な生活環境の整備として、町道の舗装修繕及び橋梁修繕を実施をしてまいります。

また、冬季間の除排雪は、町民の皆様の生活に直結した大変重要な事業であり、常に万全の除雪体制を敷いてまいりたいと思います。

次に、上水道、下水道、農業集落排水の維持管理につきましては、令和6年度より下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の3会計が統合され、将来の負担を可視化できるようにし、財源確保に努めていくために公営企業会計へと移行をいたします。

各施設の設備においては、老朽化が顕著に進んできております。日々の施設点検を確実に実施するとともに、長寿命化計画において最適な設備の更新を行いながら、安定した水道の供給と下水処理を実施をしいまいりたいと思います。同時に、上下水道料金の適正化に向けては、経営戦略を策定した上で着実に取り組んでまいりたいと思います。

また、近年多発をしております豪雨災害に備え、河川改良による万全な安全対策が急務であると認識をしております。

次に、国道47号の整備促進についてであります。本国道は重要物流道路の指定を受け、命をつなぐ道路としても大変重要な道路であります。高規格道路化のさらなる推進について、石巻・酒田間みちのくウエストライン高規格道路整備促進に向けて新たに団体が設立されたことを契機に、宮城・山形県両県知事を筆頭に沿線首長、議会、商工会議所が一体となって国への要望を強化してまいりたいと思います。

次に、基本目標の4つ目の柱、「豊かだね」と言えるまちを目指す産業・経済についてであります。

1点目の生産・経営基盤の整備と地域を支える農林水産業の推進につきましては、農業経営基盤強化促進法改正に伴い、人・農地プランと目標地図を合わせた地域計画の策定に向け、地域の農地をどのようにまとめていくか、地域農業をどのように維持・発展していくかの話し合いを進めながらしてまいりたいと思います。地域計画の策定を進める上では、農用地の受け手となる多様な担い手の育成・支援が必要となることから、国や県の補助事業を活用していきたいと思ひます。

また、農用地の担い手への集積・集約化を見据え、地域での合意形成を図り、圃場整備事業も促進をしてまいります。

米の需給調整事業や経営所得安定対策事業では、水田活用直接支払交付金制度の交付要件の厳格化により大変厳しい状況になっておりますが、関係機関、団体と連携をしながら対策を講じてまいりたいと思ひます。

高収益作物となる園芸作物振興については、アスパラガスやニラなどを中心に、新規作付者の掘り起こしや優良な圃場の継承を促し、生産面積、生産額の維持拡大を図ってまいりたいと思ひます。

畜産の振興については、堆肥の有効活用が重要となっており、耕畜連携による

土づくりを行い、環境に優しい農業生産と持続可能な農業を推進をし、消費者に信頼される農畜産物の生産を促す施策を展開してまいりたいと思います。

また、農林業のさらなる振興に向けて、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の直接支払い制度、里山林整備事業及び美しい森林基盤整備事業の林業整備事業を活用しながら、農地の保全や有害鳥獣対策、災害対策を推進してまいりたいと思います。

2点目の農観商工連携による販売戦略や地域経済の伸長につきましては、農業を基軸とした商工業者、観光業者が連携を図りながら、地域の産業として確立できるよう産業振興センターを中心に推進をしてまいりたいと思います。特に、道の駅もがみから町内にある産直施設へ誘導することで、集客や販売の増加に努めてまいりたいと思います。地元で根差した愛される産直をモットーに、地域の伝統的な食を守る場として地産地消の推進と併せ、魅力ある産直施設の充実と地域産業の活性化を目指してまいりたいと思います。

3点目の地域特性を生かした交流人口の拡大につきましては、昨年完成した道の駅もがみの役割として、東北中央道の延伸と併せて、国道47号から町の魅力的な観光資源へ人を呼び込むための情報発信をしていくとともに、交流人口の拡大に向けて、町内の観光資源をブラッシュアップをしながら、インバウンド誘致の拡大に努めてまいりたいと思います。

4点目、力強い産業の振興・活性化を担う人材の育成につきましては、全ての産業において、担い手不足や技術の伝承など人材育成が急務となっております。人材育成支援事業を推進をしながら、地域における担い手の確保と将来を担う中学生、高校生を対象とした職場体験を実施し、地元企業の紹介、PR、そして、就職につながるよう取り組んでまいりたいと思っております。

次に、基本目標の5つ目の柱、「美しいね」と言えるまちを目指す環境・エネルギーについてであります。

まず1点目、環境衛生等の推進と地域資源・景観の保護について申し上げます。

本町の美化推進並びに良好な生活環境保全を実現するため、町環境保全員を中心としてパトロールを徹底をし、不法投棄防止に努め、町民と協働で清掃活動を実施してまいりたいと思います。また、豊かな自然環境を守るため、水質検査を行いながら河川等の環境保全にも努め、地域資源・景観の保護に向けて、さらなる啓蒙・啓発に努めてまいりたいと思います。

2点目は、バイオマス産業都市の推進と再生可能エネルギー導入促進についてであります。

ウエルネスプラザと若者定住環境モデルタウンの地域熱供給事業においては、定期的な点検とメンテナンスを実施しながら、利用者が快適に生活できるよう、さらなる安定稼働に努めてまいりたいと思います。また、スマートコミュニティ

構想やバイオマス産業都市構想、さらには最上町地球温暖化対策実行計画の具現化に向けて、再生可能エネルギーの普及、地域エネルギーの推進に努めてまいりたいと思います。

3点目のゼロカーボンシティ宣言による地球温暖化対策の推進につきましては、近年、私たちの身近なところでも大規模な自然災害が多発をしております。地球温暖化の進行に伴い、さらなる頻発化、激甚化が懸念をされます。国が掲げる2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現の下に、当町においてもゼロカーボンシティ宣言を行いました。より具体的に身近なところから、できるところから、カーボンニュートラルに向けたアクションを起こしてまいりたいと思います。

次に、基本目標の6つ目の柱であります「住みやすいね」と言えるまちを目指す定住・協働についてであります。

1点目の集落運営の維持及び住み続けられるまちづくりに向けた体制整備につきましては、縮小社会において多様化する地域課題を解決していくためには、これまでの集落単位のコミュニティー枠を超えながら、複数の集落から成る旧小学校校区を単位とした新しいコミュニティを再構築していく必要があると考えているところであります。

さらに、自治協働のまちづくりの推進に向けた話合いの場を積極的に創設をしてまいりたいと思います。

2点目、ふるさと納税による寄附額の増についてであります。

ふるさと納税は、町が自ら財源を確保して地域活性化に向けた様々な施策を展開する上で、重要な役割を果たす制度であります。

令和6年度は、さらなる寄附額の増に向けて、各ポータルサイトにおいて当町の取り組みが多くの人目に留まるような仕掛けづくりや、選ばれる返礼品の発掘にも努めてまいりたいと思います。

3点目の自治体情報システム標準化に関する業務であります。行政サービスを提供するために利用しておる情報システムを短期間のうちに大規模改修を行い、全国統一の基準に合わせるために、全庁的な体制の構築、綿密な移行計画の作成を進めるとともに、早期の作業着手に取り組んでまいりたいと思います。

4点目の空き家活用及び移住定住促進に向けた住宅施策につきましては、町内には数多くの空き家が点在をしております。その中には利活用できる空き家もあることから、それらの掘り起こしを行いながら、危険空き家になる前に、所有者に対し空き家バンクへの登録を促すとともに、移住定住など様々なニーズに対応した住宅政策を進めてまいりたいと思っているところであります。

最後に、重点施策の基軸となる健全な行財政運営の推進及び職員力・行政力の向上についてであります。

町が直面する政策課題の解決に向けて、最少の経費で最大の効果を生む戦略的

な事業展開はより重要でありまして、その基軸として第8次行財政改革プランの策定をもって対処していくつもりであります。

公共施設の管理マネジメントを徹底をしながら、個別施設計画の着実な実践はもとより、利用を進める公共施設全般においてエネルギー利用等の効率化を促し、ゼロカーボンシティへの貢献とともに費用抑制を図るものとしております。その改革プランの推進においては、町民の皆様との情報共有を一層図りながら、町民生活に直結する各公営企業会計の経営健全化を徹底するつもりであります。

また、行財政改革はもとより、人口減少に伴う縮小社会の中で極めて重要となるのがデジタル化の推進であります。これからの時代は、このデジタル技術の積極的な活用が不可欠でありまして、令和6年度におきましては、町長である私が本部長となり、デジタル化社会推進実施本部を全庁体制で組織をし、普及、推進に取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、課題解決の取り組みの手法として重要となってくるのが、情報発信力の強化、職員力、行政力の向上にあることは論をまたないところであります。令和5年度におきましては、職員の接遇力の向上に向けて各種研修会を行ってまいりましたが、引き続きコンプライアンスの強化に向けた研修を実施をしてまいりたいと思っております。

令和6年度は、これらの姿勢を徹底しながら、町制施行70周年にふさわしい行政サービスの質の向上を目指して、併せて、町民の皆様とともに70周年記念の年を新たな最上町のスタートの年となるべく努力していくものであります。

行政サービスの質の向上においては、各課横断の連携を一層強化することとともに、事務事業評価の徹底の下に効果的な事業展開を図り、町民の皆様ごの期待に応えてまいりたいと決意をしているところであります。

故事の中に「勇気のあるところに希望あり」「意志のあるところに道がある」という2つの教えがあります。どんなに苦しい事態にも決してひるまず、勇気を持って行動する、その先に希望がある、実現しようとする意志があれば、おのずと道は開かれるという教えであります。

当町は、今年9月1日に町制施行70周年を迎えます。この記念すべき節目を輝かしい未来へ踏み出す新たなスタートとして、ここに改めて、私が掲げるまちづくりの合言葉であります「魅力をつなぐ 笑顔いっぱいあふれるまちづくり」の意を強くし、時代の変化に的確に対応できる持続可能なまちづくりに努めてまいりたいと思っております。

同時に、町民の命と暮らしを守ることを最優先としながら、これからもこの町で暮らしていきたいと思っただけのような、人と人が笑顔でつながり、それが未来につながるよう全力で取り組んでまいり所存であります。

議員並びに町民の皆様には、今後ともより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げて、令和6年度の施政方針といたします。



ご清聴ありがとうございました。

## 議案の一括上程

- 議長 日程第4 議案の一括上程を行います。  
諮問第1号 最上町人権擁護委員の候補者の推薦についてから、議案第33号  
令和6年度最上町下水道事業特別会計予算についてまでの37件を一括上程し  
ます。

## 予算の一括議題と提案理由の説明

- 議長 令和6年度最上町一般会計及び特別会計予算の一括議題と説明を行います。  
日程第5 議案第25号 令和6年度最上町一般会計予算についてから、日程  
第13 議案第33号 令和6年度最上町下水道事業特別会計予算についてまで  
の9件を一括議題とします。  
本件について町長に説明を求めます。

- 町長 ただいま議題となりました議案第25号 令和6年度最上町一般会計予算から  
議案第33号 令和6年度最上町下水道事業特別会計予算までの9議案につい  
て、一括して提案をいたします。

初めに、令和6年度予算をめぐる状況についてご説明を申し上げます。

国は、経済あつての財政との考えの下、引き続き経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2025年度の財政健全化目標の達成を目指しております。昨年、閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太の方針に基づき、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速や、防衛力の抜本的な強化をはじめとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることとしております。

また、新たな拡充を要する政策課題を含め、PDCAやEBPMの取り組みを推進をし、効果的、効率的な支出を徹底をし、単年度主義の弊害是正に取り組み、事業の性質に応じた基金の活用、事業効果の見える化、経済・財政一体改革における重点課題への対応など、中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営や社会保障制度の構築等を進めることとしております。

県の予算編成方針につきましては、いまだ残る新型コロナの影響や物価高騰の長期化、人手不足や賃上げの動きなど、県民生活、地域経済へ影響を及ぼす喫緊の課題について迅速、的確に対応するとともに、第4次山形県総合発展計画の基本目標である「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山

形」の実現に向け、令和6年度県政運営の基本的な考え方にに基づき、県民の安全・安心な暮らしの確保、県民一人ひとりの希望の実現・総活躍の促進、産業・企業の活性化と未来を見据えた成長力の強化、地域に活力をもたらす国内外との交流の拡大の4つの施策展開の方向性を重視し、未来志向の県づくりの推進をしていくこととしております。

町財政におきましても、少子高齢化による人口減少社会の進展に伴う社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化対策等により、今後も厳しい財政運営は続いていくものと考えております。

このような状況を踏まえ、令和6年度の町政運営の基本的な考え方にに基づき、自律と協働 笑顔がつなぐ 次代に誇れるまちづくりの推進の基本姿勢の下、第5次の最上町総合計画で示すまちの将来像の実現のため、まち・ひと・しごと総合戦略を着実に推進をし、将来のまちづくりを担う人材の育成を柱に、自治協働と地域力向上を力強く推進をし、自然災害に対する備えの充実と防災・減災の強化を図ってまいります。その中で、限られた財源を重要施策に配分をし、人口減少社会に対応するため、将来にわたって住み続けたいと願っていただけるまちづくりとともに、持続可能なまちづくりをさらに推進を進めてまいりたいと考えております。

これらの解決すべき課題の解決に向けては、令和6年度の予算編成に際しましても、各課連携の上、重点施策の着実な進展を目指し、税込である自主財源の確保に努めるとともに、国や県の有益な予算獲得に努め、歳出については、限られた財源を有効に活用し、健全財政を堅持するため、第7次最上町行財政改革プランにのっとり、行政経費の節減・効率化を徹底をし、今、行うべきものとそうでないものを峻別をしながらの予算としたところであります。

こうした結果、令和6年度の一般会計予算額は63億9,500万円となり、対前年比で2.9%の減、8件の特別会計予算の合計額は49億5,169万5,000円となり、1%の増となりました。全体予算総額では113億4,669万5,000円の予算規模となっております。

以上、令和6年度最上町一般会計予算及び特別会計の予算についてご説明を申し上げます。自主財源の乏しい本町の状況にあっても、町民の多様な行政需要に的確に、かつ責任を持って応えていくため、今後とも行財政改革の姿勢を堅持しながら、より効率的・効果的な運用に一層努力してまいらなければならない決意であります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者より説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

## 予算特別委員会の設置及び付託

議長 日程第14 予算特別委員会の設置及び付託を行います。  
お諮りします。  
ただいま議題となりました議案第25号から議案第33号までの9件について、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議題の9件については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。  
ここで暫時休憩します。

休 憩 11時00分  
再 開 11時01分

## 予算特別委員会

事務局 ここで予算特別委員会を招集し、正副委員長を互選いたします。  
ただいま招集されました予算特別委員会につきまして、委員長が互選されるまでの間、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員であります伊藤一雄委員に臨時委員長の職務をお願いいたします。  
伊藤委員、委員長席にお着き願います。

臨時委員長 (伊藤一雄委員) それでは、委員会条例第9条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。  
ただいまの出席委員は全員であります。  
ただいまから予算特別委員会を開会します。  
これより、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。  
お諮りします。  
委員長の互選の方法については、指名推選にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

臨時委員長 異議なしと認めます。

したがって、互選の方法は、指名推選で行うことに決定しました。  
お諮りします。  
指名の方法については、臨時委員長が指名することにしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

臨時委員長 異議なしと認めます。  
したがって、臨時委員長が指名することに決定しました。  
委員長に、産業厚生常任委員長の尾形勝雄委員を指名します。  
お諮りします。  
ただいま指名しました尾形勝雄委員を委員長とすることにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

臨時委員長 異議なしと認めます。  
したがって、予算特別委員会の委員長は、尾形勝雄委員と決定しました。  
それでは、特別委員長と交代しますので、暫時休憩します。

休 憩 1 1時03分  
再 開 1 1時03分

予算特別 ご苦労さまです。会議を再開します。  
委員 長 それでは、改めまして令和6年度一般会計及び特別会計予算の審査に当たり、  
予算特別委員長として選任いただきました尾形勝雄です。よろしくご協力お願い  
します。  
それでは、これより最上町議会委員会条例第8条第2項の規定により、予算特  
別委員会副委員長の互選を行います。  
お諮りします。  
副委員長の互選の方法については、指名推選にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

予算特別 異議なしと認めます。  
委員 長 したがって、互選の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。  
指名の方法については、委員長が指名することにしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

予算特別  
委員長 異議なしと認めます。  
したがって、副委員長の指名の方法は委員長が指名することに決定しました。  
予算特別委員会の副委員長に産業厚生常任委員会の菅孝委員を指名します。  
お諮りします。  
ただいま指名しました菅孝委員を副委員長とすることにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

予算特別  
委員長 異議なしと認めます。  
したがって、予算特別委員会の副委員長は菅孝委員と決定しました。  
これで、本日の特別委員会を終了します。  
ご協力ありがとうございました。

休 憩 11時07分  
再 開 11時19分

議 長 会議を再開します。

## 一 般 質 問

議 長 日程第15 一般質問を行います。  
質問の順序は通告順に行います。  
この際、持ち時間は答弁時間も含め45分以内とします。  
質問、答弁に際しましては、ともに最上町議会会議規則第53条並びに最上町  
議会運用例の規定を遵守し、簡明にされるよう願います。  
7番 佐藤義男議員に発言を許します。

7 番 先ほど町長の施政方針を聞きまして、非常に同じ考え、同感だなというふうな  
佐藤(義) 思いをいたしました。特に、縮小社会に向けて人材育成をやっていくという話、  
あるいは行財政の健全化に向けて町長自らが先頭を切っていくと、やっていくと  
いう話、あるいは令和6年度を改革の年と位置づけていることに対しまして、私

も大変同感でありますし、また心強く思いました。でも、今度は具体的なものに、私は質問させていただきたいというふうに思います。

内示会するとき、令和6年度の予算編成には大変苦労したと聞きました。6年度中に財政調整基金への積み増しをしないと、令和7年度の予算編成は6年度以上に資金不足が想定され、予算編成が大変なことになると言われたのが非常に印象に残っております。

現在、令和2年4月から始まった第7次行財政改革プランが進行中ではありますが、今年度中に次の第8次行財政改革プランを作成する必要があります。今後、大変厳しい財政運営が想定される中、今までとは違う覚悟を持ってプランをつくり、確かな行動計画に沿って毎年PDCAサイクルで見直しを図り、5年後には財政難から脱却しなければなりません。今後の人口減少を見据えた中長期的な視点の中で、第8次行財政改革プランをつくる考え方、具体的な手法や組織、今後のタイムスケジュールについて質問させていただきます。

一問一答でお願いします。

町長 7番さん、佐藤議員からのご質問に答えます。

佐藤議員からは、1点目の厳しい財政状況の中にあって編成された令和6年度の当初予算の状況も踏まえて、一層重要となつてまいる次期第8次最上町行財政改革プランについてご質問をいただきました。議員からは、当該プランを貫く根本的な考えを筆頭に、策定の協議体制並びにスケジュールについていただいたと思っております。

まずは、現状、持続可能な財政運営の指針であります、令和6年度までを計画期間とする第7次行財政改革プランにつきましては、進捗の概要などを報告させていただきたいと思っております。

第7次プランにおいては、人口減少社会が一層進む中で、限られる担い手の負担を軽減しながら、担い手そのものの裾野を広げることが目指されております。コンパクトな中にも、それぞれが自分の役割を果たすという自治協働のまちづくりの考え方が基本であると思っております。

その上で、町の行財政運営の持続可能性を担保とする方策として、大きく4本の柱が構えられております。

1本目の柱は、行政運営の効率化を目途に、選択と集中を図る事務事業評価の徹底であります。2本目の柱は、自立性の高い財政運営を目途に、起債借入れを縮減しながら、緊急時に備える基金の積み増しを目指しております。3本目の柱は、進む高齢化社会を支えるため、冬期間の雪対策にも配慮する一方、基幹的生活インフラとしてデマンドバスを全町展開するところでありまして、そして、4本目の柱が、今般、第7次プランが最も重視をする側面である公共施設の適正管理の促進であります。総量をコントロールしながら、後年度の負担を軽減

することが主眼とされております。それら目標の柱を見据える中で、職員の資質向上や町民の皆様との情報の共有も重視されているところであります。

第7次プランは、現在も目標に沿うべく取り組みが展開されておりますが、地域の自治の基幹的担い手である消防団の再編成等は、そのビジョンの策定も推し進められております。事務事業評価の徹底については、精緻な分析は行われるものの、選択と集中という形での結実にはまだまだの感が否めません。財政運営上の重要項目である起債の借入れについても、本計画期間中であって、借入残高を10億円ほど減少させる方向であります。

高齢化社会を支える基幹的なインフラであるデマンドバス運行については、令和3年度に全町展開に至っており、一定の目標の到達と捉えるものであります。

そして、今般第7次プランにおける最重要項目となる公共施設の総量管理については、連動する個別施設計画の実践が一層求められるところでありまして、個別施設計画自体は令和9年度が計画終期となっており、まさしく次期第8次行財政改革プランにおいても、引き続き持続可能な財政運営を担保するため重視され、採用されるべき項目と捉えているところであります。

個別施設計画の管理目標は、建物の延床面積であり、今年度実施に至った西公園の町民体育館の除却によって、数値目標においては一定の前進が見られたものと考えます。

そうした状況を踏まえながら、冒頭で申し上げましたとおり、次期第8次行財政改革プランは、今後の当町の持続的な行財政運営を確実に担保する計画としなければならないものであります。

議員からは、最も大切である計画策定における根本的な視点、考え方についてご質問をいただきました。

町の最上位計画である総合計画しかり、今般第8次行財政改革プランにおいても、町民の皆様が、この町で心豊かに暮らし続けられる環境の創出を目指すものでなければなりません。そこにおいて、やはりキーワードとなつてまいるのが、進む人口減少社会にあっても、この町で暮らし続けられる持続性のまちづくりの確立にほかならないものと考えているところでありまして、その基盤づくりを行うのが第8次行財政改革プランの役割と考え、町民の皆様からの税の収入はじめ、公共サービスの利用料の収入等を大切に活用していく観点を重視をしてみたいと思います。

行政組織そのものが、常に町の人口動向を見据えた規模、体制に配慮されるべく、事務事業評価を徹底することで業務の選択と集中を図ります。その基盤の上で、健全な財政運営こそが安定した公共サービスの提供を支えるものとして捉え、町民生活に直結をする病院や上水道などの企業会計の健全化も一層目指してまいりたいと思います。

公共施設の適正管理については、前述するとおりであります。

議員からは、第8次行財政改革プランの策定に向けた組織体制についても質問をいただきました。

実は、令和7年度からスタートした第8次計画にはありますが、さきの公営企業会計の健全化は喫緊の課題であると捉え、その料金体系の改定については、当該計画と連動するものとして、今年度、町の行財政改革推進本部会議並びに実務レベルの幹事会を7回開催をし、協議を始めたところであります。

一方、最上病院の経営健全化に向けた経営強化プランの策定が昨年9月に実施されたことは、ご案内のとおりであります。

第8次行財政改革プランの策定年度の令和6年度においては、全庁的な対応が求められるところであり、職員全員が参画をする体制整備を図ってまいります。そして、プランの策定スケジュールとしては、令和7年度の予算編成と連結させるために、令和6年度上半期において策定を終えてまいりたいと考えているところであります。

第8次行財政改革プランの策定に当たっては、町民の皆様の生活に直結するものでありまして、職員の資質向上はもとより、行政コストの一層の縮減を職員一丸となって実践しながら、町民の皆様に対してはその内容の丁寧な説明に心がけながら頑張ったいと、こんな決意でいるところでありますので、議員のご理解のほどよろしくお願い申し上げて、まずは答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

議長 再質問はありますか。

7番 最初に、分かりやすい質問からさせていただきます。

佐藤（義） 県内22町村の令和4年度の決算では、最上町の財政の健全化を示す実質公債費比率は9.6と、上より7番目でありました、22町村のうち。また、将来負担比率は27.8と、ちょうど中位の11番目でありましたが、なぜ、こんなに急遽厳しい財政状況になったのでしょうか。分かりやすく説明を求めます。

総務企画課 大変ご苦労さまです。

議長 ただいま佐藤議員からは、今般、第8次行財政改革プランの重要性を言っていたきながら、現状の分析につきましてご質問を頂戴をしたと捉えさせていただきます。

議員おっしゃられますとおり、令和4年度決算値の公表が義務づけられております健全化判断比率、実質公債費比率は9.6%、そして、将来負担比率については27.8%という、この数値の中でいわゆるランク、順位づけでいきますと中位であったり、一定程度上位に位置する中で、何ゆえに、特に令和7年度の予算編成に厳しさが表れてきているのかというご質問をいただいたところにござい



ます。

現状、令和6年度の予算につきましても、何とか編成は整ったという状況です。ただ、内示会の際にも、令和6年度の厳しさが、さらに令和7年度においては一層の感があるというところをお伝えをさせていただきました。

その背景につきましては、まずは、一般会計と特別会計が連結をしているという状況が背景にあります。一般会計が多くの目的を持っているところに比して、特別会計、公営企業においては、特定の目的に向かって事業展開をしている、上水であったり、下水であったり、病院であったり、やすらぎであったり、ある状況にございますが、ご案内のとおり、いわゆるコストアップは、民間企業にかかわらず、公の企業経営においてもまさしく被っている状況にございます。人件費のアップしかり、様々な経常経費のアップしかり、そうした部分が収支のバランスを著しく悪くしているという背景がございます。そこが、先ほどのとおり、一般会計と連結をしているというところから、いわゆる不採算の部分については、年次を追うごとに、その特別会計、企業会計の繰出金が増えているという状況が、ここがまずもって最も大きく影響している点にあります。

そして、ご案内のとおり、いわゆる起債、借金の返済の部分、こちら令和5年度がピークであることは間違いありませんけれども、まだ、もう二、三年は借金返済の大きな山を通り過ぎることには至らないという部分、ここが非常に大きく財政運営を困難にしているところがございます。

そして、さらに、議員からは、特に公共インフラのことも言っている状況です。もう年数がたてばたつほど、いわゆる長寿命化を目指すための修繕が欠かせない。これも議員からは後の質問にもございますけれども、そうしたメンテナンス費用、この部分が大きく大きく影響しているところにございます。私ども、財政のほうの分析としては大きくはこの3点が、令和6年度、さらには令和7年度に向けても予算編成の厳しさをもたらしていると認識をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7 番 今、説明を分かりやすくいただきました。

佐藤（義） 確かに、急になったなというふうに思ひます。ただ、私が見る限りは、これは令和4年度の数値であります。要するに1年間のタイムラグがあります。それを頭に置きながら、多分令和5年度はもっと厳しい財政指数が出てくるというふうに思っております。多分中位より下に来るでしょう。

そういう中で、確かに今の繰出金の話もありました。たしか令和6年度は8億というふうな数字が頭に残っております。これもいろんな感じの中で、独立採算制が基本でありますけれども、どうしても採算が合わない場合には、やはり基準値以外でも拠出しなければならない、町民の生活を守るためには、あるいは命を守るためにはどうしても繰り出さなきゃならない、あるいは、場合によっては必

要経費の一部というふうに私は捉えております。

ただ、先ほどありましたように公債費の償還、これが令和6年度まで7億台で続いていきますし、また、7年度になっても、たしか2,000万ぐらいしかマイナスになっていないはずであります。先ほど総務課長がおっしゃったように、まだまだ厳しい公債費の返還がずっと続くわけであります。でも、ただ一つ、救いは、いろんな頑張りによって、お金を返すのは7億ですけれども、お金を新たに起債を起こす、借りるのが5億円と、この差額が、いずれ最後にはやっぱり財政の健全化につながっていくというふうに思っております。

それとともに、修繕費のほうも非常に多くなっていることは間違いございませんし、いろんな予算書を見ても、土木関係のほうは1億8,000万とか出ていましたけれども、小さいというか、これ以外の修繕費は物件費の中に隠れているので、実際の額というのは、どのぐらい伸びているかというのは、単なる水道会計とか、そういうふうな修繕費の伸びは知っていますけれども、現実的に何億の修繕費が伸びているかというのは定かではございません。確かに伸びていることは間違いないというふうに思っています。

そういう中で、私も12月の一般質問でも言いましたけれども、一番私が見ているのは、起債の償還額と合わせた決算のときの単年度実質収支、これが4年ぐらい前からマイナス、マイナスになってきまして、3年度と4年度の境では、もう2億近くの差が出ております。併せて、やっぱり財調を含めた基金の減少率、これを見ながら、これから先、大変だろうなというようなので、12月の定例会で一般質問させていただきまして、残念ながらそういう事態になってしまったなというふうに思っております。

そういう中で、先ほどありましたけれども、町長のいろんな説明がありました。今後の組織体制の中でこれをつくっていく、タイムスケジュールとか、先ほど答弁あったように、私もそういうつもりでおります。なぜならば、前回第7次の行革プランのときには、たしか3月に我々に提出されました。実は、その前には、令和4年度のもう予算編成に入っているわけであります。そういう意味で、今回、先ほど答弁ありましたけれども、タイムスケジュールの中で、今年の上半期中にそれをつくっていくというふうな答弁がありました。私もそれは正解だと思うし、なおかつ令和7年度からそれを生かすことが可能だというふうに思いますので、今までと違うタイムスケジュールを考えているというふうな話は評価したいというふうに思います。

あと、組織の中で、料金というか、上下水道の利用料のいろんな値上げに関する、昨今いろんな諸事情を含めて、皆、原価が上がっていますので、そういう意味で、町民の皆さんからも大変な中でしょうけれども、上下水道料金の見直しというふうな感じの話が先ほどありました。それが7回というふうな、私は捉えましたが、逆に言いますと、今回、3つの特別会計、下水と合併浄化槽と農

業集落排水、これが公営企業化にされました。そのとき、たしか下水は将来のストックマネジメントの計画のいろんなのをつくるときに、国のほうから大変な応援の資金を導くことができるというふうな中で、その資金を使っているはずでありますので、これは当然こういうふうな形をつくって、組織をつくって、やっぱりきちっと町民に分かるような、あるいは町民が納得できるような料金体系に導いていくことが最高だというふうに思うし、なおかつ、このストックマネジメントの中の話の聞きますと、やはり国のほうでは、こういう料金体系は5年に1回見直すというふうな、そういうふうな国からの指導もあるというふうな中で、ぜひ、何年たったから見直すというのじゃなくて、きちっとこれからいろんな形の中で、値上げというふうな現実になっていくというふうに思いますけれども、その中に、国の指導の中で5年間たったから見直すという項目を1項目入れていただければというふうに思います。そういう1項目を入れても、やっぱり採算的に合うならば、継続できるならば、別に値上げしなくたっていいでしょうし、ただ、1項目そこに入れておくと、次の後のためにもいいというふうに思いますので、ぜひ一つお願いします。

また、行革プランをつくるときに、上半期にやるのは大いに結構ですけれども、やっぱり庁舎内でまず原案をつくりまして、ある程度は第三者の委員の意見も組み入れながらやっていくことが、いずれ町民に理解と協力をもらう意味では大事な要点だなというふうに思っています。そういうふうな中で、一つ次の質問に移らせていただきます。

いつも施政方針の中に選択と集中が出てきます。今回も出ました。先ほども出ました。一つの例として、昨年12月定例会前に令和4年度の事務事業を評価したのが示されました。その中には、309の事務事業で総額26億305万8,000円についての評価が提示されました。その中には、縮小またはその他の事務事業との統合を検討する必要ありとなった12事業の総額2,998万7,000円となっており、現在どのぐらい削減になったかは定かではございません。こんな感じの事務事業の評価で、大きな期待は私は持てません。でも、これが基本だというふうに思っております。また、それ以外にも補助金の見直しや物件費の委託料や指定管理者の見直しをやる必要があると考えます。この辺のところにつきましてはいかがなものでしょうか。

副町長 選択と集中という部分で、まさに事務事業評価というのが大きな鍵を握っているということを痛感しております。この事業をスタートしてから、もう十数年以上経過するんですが、今、改めて振り返って、これは見直さなければならぬと思っているのは、ちょっと抽象的な言い方になりますが、相対的な評価と絶対的な評価ということでもあります。具体的に言いますと、どこまでこれを評価をもって一つの枠内に収めるかという、全体的なパイがないままで評価をしても、なか

なか選択と集中が進まないというのが現実かなというふうに思っております。要は、絶対的となりますと、相対的ですので、ほかと比べながら、ほかの事業と比べながら、優先順位を比較して事務事業の評価をしては、規模の縮小とか廃止につながっていく、またはもっと力を入れるというふうにメリハリのできたような事務事業評価に、これは再生しなければならないというふうに思っているところです。まずは、これは令和6年度早々に着手しなければならないというようなことを痛感しております。

それから、行革プランのほうの先ほどのスケジュール関係も、町長のほうからも答弁ありましたように、今年度内に組織を大体立ち上げながら、新年度早々にこれをもって進めていくという考えです。今までどおり、本部会、町長を本部長とする本部、私、副町長が幹事長となる幹事会ということで、これは昨年度から進めておりますが、今年度につきましては、これも先ほどの答弁にありましたように、全職員で部会を構成しながらしていく。その理由につきましては、行革、今も職員の意識はありますが、さらに喫緊の課題ということを共有しなければならないという感じで立ちながら、これは職員全員体制でこれに当たっていきたいというふうに思っております。なるべくといいますか、上半期に方向性を示さなければならないという、絶対的に来年度の令和7年度の予算編成と連結するということではありますが、9月の決算議会の中でも、そういったプランについてもきちんとお示ししながら、さらに決算議会の様々なご意見なんかも取り入れながら、すぐさま7年度の予算編成につなげていく、そういうふうな推進体制というふうに考えております。よろしくお願いたします。

7 番 次 次 質 問 も あ り ま す け れ ど も 、 最 後 に 言 わ せ て ほ し い と 思 い ま す 。  
佐藤 ( 義 ) 非常に今後、財政が厳しくなるというふうな思いの中で、私たちは平成15年の自立を選択したときを思い出しておりますし、思い出してほしいと思います。そのとき、将来の人口減少と少子高齢化を見据えた財政の収支見通しを示してくれたので、財政の危機感を身近に感じることができました。今回、あのときの教訓を学ぶ必要があるというふうに私は思っています。この難局は、町民の理解と協力がなければ決して乗り越えることができません。最後は町民と情報を共有する場が必要になります。そこで、町民の皆さんから理解してもらえるように、先ほど申し上げました事務事業の第三者委員会や、あるいは人件費の定数管理を示したり、あるいは自ら身を削る覚悟を示してこそ町民の理解と協力が得られるものと考えますけれども、町長はどのように考えておりますでしょうか、この点につきまして。

町 長 佐藤議員からも、きめ細かい今後の体制の在り方についてアドバイス、ご指導いただいたわけではありますが、そういった気持ちの中で、いかに私は今、やらな

ければならないことをきちっとさせてもらいながら、町民の負託に応えていきたい、こんな決意の中で、大変財政の厳しい中でありますけれども、そういったことを町民とどう向き合って説明をし、理解をしていくかということは、これからの財政支出にとっても大事な視点でありますので、先ほど施政方針でも述べたように、そういった決意の中で、町民と丁寧な対応をしながら財政健全化、何といってもまちづくりは経営でありますから、そういった意味での費用対効果はもちろんでありますけれども、そういった中でのまちづくりとしての誇れるまちづくりを頑張っていきたい、こんな決意の中で答弁させていただいておりますので、頑張らせてください。

7 番 大変なときにこそ町民との対話あるいは情報を共有していく場が非常に大事な場面になるというふうに思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

大きい2つ目の質問に移らせていただきます。

これから町の財政に大きな影響を与えます、平成28年に策定されました最上町公共施設等管理計画は、今後40年間の更新費用が650億4,000万が必要であり、平準化した場合、1年間当たり16億4,000万、こんな数字が出されております。これを基に令和3年4月に個別施設管理計画が策定され、令和3年度から9年度まで215施設、9万153平米、約9町歩であります。その総床面積を9年までに12.5%の1万1,279平米削りまして、9年度には7万8,874平米とすると明示されております。昨年、先ほどもありましたけれども、1億4,000万をかけて西公園の旧体育館を解体しました。これから基金の積立て次第と思いますが、次はどこをどのように削減していくのでしょうか質問いたします。

また、今まで申し上げました町の施設管理計画に従ってしっかりと削減していかないと、次の空き家の除却に向けた助言、指導、勧告が重みのないものになってしまうので、一緒に質問させていただきます。

2015年に施行されました空家対策特別措置法、この完全施行に合わせ、我が町でも平成24年12月に空き家等の適正な管理に関する条例が制定されております。この条例に基づいて行ったこれまでの成果と今後の取り組みについて質問をいたします。よろしくをお願いします。

町 長 7番さん、佐藤議員からは、町の建物に関わる個別施設計画の今後の対応と、ますます課題となる空き家の対策についてご質問をいただきました。

議員1点目のご質問においても触れさせていただきました個別施設計画につきましては、人口減少社会の到来と高度経済成長期の整備インフラの老朽化に適切に対応するための計画というふうに言えます。

計画の内容としましては、令和9年度までに215棟ある町所有の建物の数を195棟まで減少させる、総延べ床面積で12.5%縮減するというものであります。これも先ほどの質問の中で触れさせていただきましたが、令和5年度の今年度、西公園の町民体育館の除却においては、縮減数の目標の3分の1に至ったところでありまして、個別施設計画は、公共施設の総量を町の人口規模や財政規模に見合うものとするための重要な計画でありまして、後年度の過大な負担を抑制するためには、この計画の着実な前進が求められております。

議員からは、この個別施設計画の今後に向けたご質問をいただいたわけですが、令和3年度スタートの本計画は、現在、期間の中間地点であります。計画の達成には、建物数において除却、譲渡などの手法を用いながら、20棟に向けて対処する必要があります。現状、対処できた建物数は大小3棟にとどまっている状況でありまして、今般の町民体育館の除却に向けては、対応費用の準備において3か年の積立てを行って、その実施に至った経緯があります。そうした計画的な財源対策も重要であり、また、譲渡に向けては相手方との丁寧な協議が求められております。

まずは、現在の個別施設計画を丁寧に実践をしながら前に進めることが、持続可能な財政運営を担保し、次期対応計画の視野も開けてくるものと考えます。

一方、今年度、改定作業を行っている公共施設等総合管理計画は、建物にとどまらず、道路や上下水道施設なども含めた公共インフラの全般を見渡した管理計画となっております。個別施設計画の総量コントロールと違い、今後の公共サービス提供に係る全体的なインフラコストを見極める計画となっております。

必要とされる公共サービスの源と言える公共インフラを持続可能な範囲において適正に管理をしていく、その重要性についてもしっかりと向き合いながら、さきの第8次行財政改革プランに連動させていきたいと考える次第でありますので、議員ご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

続いて、次の2つ目の質問でありますけれども、議員からは、人口減少の加速に起因する空き家の増加に備えた適正な管理に向けて、これまでの成果と今後の取り組みについてご質問をいただきました。

管理不全空き家への対応をはじめ、空き家全般への対策は、国及び地方にとりましても隔たりのない喫緊の課題となっていることは、ご案内のとおりでありまして、当町のこれまでの空き家の適正管理に向けた取り組みにつきましては、平成24年に最上町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例を制定をし、町内の空き家を町が10年間、所有者から借り受け、定住促進空き家活用住宅として7棟を整備をし、希望する方に賃貸住宅として提供してきたところでありまして、そのうち、令和4年度に5棟が賃貸契約の満了を迎えましたが、3棟が売買契約成立、2棟が賃貸の継続となり、いずれも定住に結びついております。

また、同年に最上町空き家等の適正管理に関する条例の制定、さらには、平成

29年に最上町空き家等対策協議会設置条例の制定及び最上町空き家等対策協議会運営要綱を策定をし、空き家等の適正な管理及び利活用の促進を図るため協議会を設置をしながら、空き家全般について協議するプラットフォームを構築してまいりました。

翌年の平成30年には最上町空き家等対策計画を策定をし、向こう10年間の総合的な空き家対策の方針を定め、空き家等の適正管理とその利活用に向けた具体的な取り組みを推進してきたところでありまして、具体的な取り組みの1点目として、空き家の現状について把握すべく、全戸に及ぶ現況調査を実施をしてまいりました。そこから毎年度、空き家実態調査を継続し、空き家数の増減や老朽化度合いなど、居住状況の変化についても把握するとともに、空き家をカルテ化をし、空き家の状況等を確認することが可能となっているところであります。

空き家の実態調査を実施した結果、空き家数は、令和2年度で235件、令和3年度で232件、令和4年度で240件であります。

また、取り組みの2点目として、平成29年度に立ち上げました最上町空き家等対策協議会において、空き家等の老朽度及び状態等に応じた施策の方針が示され、利活用可能な空き家については流通させる一方で、管理不全空き家及び特定空き家については除却の促進に向けて取り組んでいるところであります。

流通を目的とした空き家バンク制度においては、直近3か年で、令和2年度は6件、令和3年度は7件、令和4年度は11件の空き家が登録され、一方、除却の促進を目的とした空き家除却の補助金制度により、直近3か年で、令和2年度が2件、令和3年度が4件、令和4年度においては6件の除却と、それぞれの方針に沿った対応が功を奏した結果と捉えているところであります。

また、3点目として、管理不全空き家に対する是正措置として特定空き家への認定を行ってまいりました。これは、空き家調査を行った段階で、そのまま放置すると倒壊等のおそれのある空き家を最上町空き家等対策協議会に付し、特定空き家として認定されることで、空き家等の対策の推進に関する特別措置法に基づいた法的な措置を取ることができるようになったものであります。

町内では現在7棟が特定空き家に認定されておりまして、助言、指導を繰り返して行ってきた結果、応急措置を講ずるなどして、危険が回避された空き家がたくさんあります。

空き家は、移住定住を希望する方にとっても必要な生活基盤でもありますので、生かすことができるものはしっかりと活用し、また、住宅の老朽度合いにより除却も視野に入れながら、引き続き対応していく必要があると捉えているところであります。

一方、令和5年12月より空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されまして、さらに令和6年4月より不動産登記法の一部を改正する法律が施行されることとなっております。

空き家対策等の特別措置法では、特定空き家になるのを未然に防ぐため、管理不全空き家に対しても指導、勧告ができるようになり、また、登記法においては相続登記の申請が義務化されるなど、空き家が周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や、相続登記が行われないうち所有者が特定できない空き家の解消に向けたものとなっているところでありまして、それらを踏まえて、今後の取り組みといたしまして、まずは、国土交通省所管の空き家対策総合支援事業を活用し、空き家除却補助金を、これまで補助上限額を50万円としていたものを80万円まで引き上げ、物価高騰のあおりを受け、除却費用が高騰している現状に対して、しっかりと対応してまいりたいと考えているところであります。

これらにより、除却を検討している方の費用面での不安を解消し、除却の促進につながることを期待をしているところであります。

今後とも利活用及び除却に向けた対応につきましては、種々なされる法改正を見据え、最上町空き家等対策協議会に諮りながら、状況に適した対応について検討してまいりたいと考えております。

まずは、最上町空き家等対策計画の推進とともに、各課連携を図りながら、空き家の利活用及び除却が町の活性化にも資するような取り組みも含めて頑張りたい、こんな思いでいるところでありますので、議員のご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

7 番 佐藤（義） 詳しく答弁をいただきました。でも、時間的に切りがいいところでやめないと次の質問がどんどん私の口から出てしまいますので、この辺でやめさせていただきます。

これ以降のことは、予算特別委員会のほうで議論をさせていただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。

議 長 これで、7番 佐藤議員の一般質問を終わります。  
ここで13時まで休憩します。

休 憩 12時04分  
再 開 13時04分

議 長 休憩前に復し会議を再開します。  
引き続き一般質問を行います。  
8番 山崎香菜子議員に発言を許します。

8 番 これから山崎香菜子の一般質問を始めます。



山 崎 質問の相手は町長とさせていただきます。

9月の一般質問において、子どもだけでなく、保護者、保育に関わる方の支援の必要性を質問いたしました。その後、おむつの持ち帰りの廃止は実施されましたけれども、その後、それ以外で改善された取り組みはありますでしょうか。

保育士の人材不足による入園保留の問題は、職場復帰したい保護者と人材不足で悩む就労先への負担になっております。大堀保育所の入園児童が来年度は6名と聞いております。いずれは大堀保育所、大堀小学校があたごこども園、向町小学校と統合になることは避けられない現実です。とりわけ保育施設においては、入園保留や人材不足の問題が既に頻発しており、統合を早める必要性があると考えております。

地域から子どもたちの声が消えることへの懸念もあると思いますが、既に他地域では、統合により子どもたちと地域のコミュニティーが失われつつあります。保育所がなくても地域コミュニティーを維持する方策を全地区で考える必要があります。何よりも入園が保留になり困っている保護者がいるという事実を目を向けると同時に、統合によって得られるメリットを考えていただきたいです。

統合すれば、保育士を新たに雇わなくても新規入園者を迎えることができます。そして、大堀保育所の維持管理費が削減されることで、子育て支援に充てられる予算に余裕が出てくることでしょう。

以前から検討されている屋内遊戯施設の設置においても課題となるのがランニングコストの部分です。ここに保育施設統合によって余裕が出た予算を回すことも可能になります。ぜひこの課題を先送りにせず、丁寧かつ迅速な計画の策定を求めます。町としての考えと今後の進め方についてお答えください。

町 長 8番さん、山崎議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

議員からは、今求められている子育て支援についての質問をいただきました。

昨今の社会情勢の変化によって、近年の子育て支援のニーズは年々多様化をしております。

当町におきましても、ここ数年、子育て世代の共働き世帯が増加をし、未満児の入園の増加、特にゼロ歳児の入園が増加をしております。

議員おっしゃるとおり、このような状況から今年度は体制が整わず、育児休業の延長お願いをし、入園保留の措置を取らせていただいた家庭もありました。

一方、仕事の関係でどうしても育児休業の延長が難しく、家庭保育も困難な家庭には、他の自治体と協議し、町外の施設への入園を提案するなど、決して保護者の不利益にならないよう、その家庭の環境を面談等で十分把握をしながら、できる限り意向に沿えるような調整をしながら対応をしているところであります。

出生数は低下しても、未満児の入所者数は増加していくことが予想されます

し、来年度は保育士の配置基準の見直しが行われることにもなっております。

これらを踏まえて、今後一層の保育士の人材確保対策の推進と保育の受皿の確保、保育体制の整備、さらには保育士の負担軽減に努め、保護者の働きやすさを考慮した積極的な対策を講じてまいりたいと思っております。

さらに議員からは、保護者・保育者支援の観点から保育施設の統合についてご意見をいただきました。

統合の問題については、これまでも折に触れて様々な場面で問題提起されており、一般質問をされてきた経緯もございます。

初めに、これまでの保育施設の統合の経過について申し上げますと、平成30年度にみつわ、あかくらの両幼稚園があたごこども園に、次いで、令和元年度に富沢保育所があたごこども園に統合しており、閉所時の総数は、みつわ幼稚園が8名、あかくら幼稚園が6名、富沢保育所が17名でありました。

いずれの場合も幼児数が大きく減少し、十分な保育機能の維持が困難になったことや保育士の減少による行事等の負担、さらには保護者からの要望が大きな要因であったものと認識をしております。

統合により、保育の質やサービスの均一化、地域全体の保育環境の改善などが図られたものと推察をしますし、もちろん人件費や施設の維持経費等の財政負担の軽減、施設運営の効率化にもつながったものと捉えているところであります。

次に、現在の保育施設の現状でありますけれども、議員がおっしゃるとおり、来年度の大堀保育所の新規入所者数は6名で、大堀保育所全体で38名になります。また、あたごこども園の新規入園者数は26名で、こども園全体の総数は110名となり、こと大堀保育所については、昨年より全体で15名の減少と大きく減っております。

小規模な保育所は、地域に根差した地域コミュニティの中心存在にあり、地域のシンボルであると考えます。

さらには、保育士と子どもたちの距離が近く、一人ひとりの特性をよく理解した個別のケアや配慮がしやすい保育を提供することができるという利点もあると考えます。

このように、施設の統合につきましては、様々な利点や欠点が生じますことは言うまでもありませんけれども、保育施設が地域の大切なシンボルであること、さらには小学校との兼ね合いも大きな課題であることなどを踏まえれば、保護者や地域の意向を十分に組み入れながら、地域の子どもたちと保護者の最良の利益に資するよう慎重な対応が求められると考えているところであります。

また、現在の状況であたごこども園に統合した場合、当初の想定より未満児の数が大幅に増え、施設の環境面や保育士の配置などを考慮すると、希望者全員を受入れできない可能性も生じる場合も発生をします。

これらのことを踏まえて、今後の出生数の推移を見据えた最上町の将来を想定

しながら、外部の関係機関を加えた検討委員会等の立上げに向けた取り組みに努めながら、今後の方針を検討していく必要があるものと考えているところでございます。

また、来年度は、現在策定中のすこやか子どもプランが改定時期を迎えます。これに伴い、今年度は小学校以下の全保護者を対象に子育て支援に関するニーズ調査を実施をし、現在集計を行っておるところでありまして、これらの結果を基に保護者の子育てニーズをしっかりと分析・調査をしながら、議員ご質問のタイトルにもありますように、本当に求められている子育て支援策の充実につなげてまいりたいと思っておるところでありますので、よろしく申し上げます。

あわせて、これまでの懸案であります屋内型の遊戯施設につきましても、近年県内各所に大型の遊戯施設が整備されている現状に鑑み、当町における屋内型の遊戯施設の在り方を改めて検討する必要があるものと考えております。

国が重要性を示す子どもの居場所づくり事業と統合的かつ一体的な施設整備も含め、全ての子どもたちが安心して過ごせる、安全で快適な環境を提供し、子どもたちの自己肯定感を育むための環境を整えることが重要であると捉えております。

今後とも、保護者、さらには地域のニーズに即した子育て支援策の構築に邁進してまいりますので、議員のご理解のほどよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長 再質問ありますか。

8番 山崎 今の答弁の中では、大堀保育所とあたごこども園の統合の具体的な計画、スケジュールなどは全く決まっていないというふうに捉えました。地域のシンボルでもあると言いながらも、実際現場で働く保育士、そして、預けている保護者からも、あたごこども園との統合の要望については耳にしているところです。ぜひ、検討委員会も必要になるかと思いますが、具体的なスケジュールを今年度中に立て、本当に迅速に進めていかなければ、もう人口減少も待たないです。ほかの市町村に住んだほうが子どもを安心して預けられるとか、先ほど町外の施設への入園をあっせんするなどというお話もありましたけれども、町外に送迎する保護者の負担もかかってまいります。そういったところも全て総合的に見ながら、地域のシンボルというのも分かりますけれども、地域のシンボルというのは、ほかにもつくることというか、子育てのコミュニティーみたいな部分では、子どもたちと地域を結びつける仕組みづくりは、ただ保育所があるというだけではない方法でもつくれると考えております。ぜひそのあたり、具体的なスケジュール感など決まっておりましたら、お答えください。

教 育 長 山崎議員の質問にお答えいたします。

大堀保育所がかなり小規模化しているということで、ならば、あたごこども園と一緒にというようなご趣旨だと思いますけれども、先ほどの町長の答弁にもありましたが、大堀保育所、小規模ではありますが、非常に特色のある保育所経営をしていると思っているところです。少しコロナ禍で停滞したところもあったんですが、立地条件からして広大な田んぼの中にあつて、近くにはおさんのさんというフィールドアスレチック的な、かつてはそこで子どもたちが本当に自由に遊ぶというようなこともございました。

山崎議員さんもお存じのように、鮭川のラーワーさんという方が森のようちえんですか。ああいうような形で、特色のある保育所、幼稚園には、逆に他の市町村からも来ると。私はそういう特色のある保育所づくりを目指していくということも一つの手段ではないのかなと。特にコロナが終わったこの時点で、もう伸び伸びと地域の方々と触れ合う。先日の鍋まつりのとき、子どもたちがダンスを披露して、大変な住民の方から拍手をいただいておりますけれども、あれこそまさしく子どもは地域の宝だなというようなことを感じたところです。

具体的には、とは言っても、大堀小学校もこれから令和11年頃に複式学級化する。複式学級が出現するということは何度も申し上げてまいりました。やっぱりそういった令和11年、これから五、六年ということになるわけですが、来年度教育環境のもう一度検討整備委員会を立ち上げる予定ですが、その中にやっぱり大堀保育所のこれからの在り方というようなことも当然入れていかなければならないなというふうに思います。

少なくとも、みんなあたごこども園で、そこからもまだ大堀小があるから分かれるんだという状況だけはちょっとまずいんじゃないのかなというふうに思っているところです。やっぱり大堀小、大堀保育所が一体となってどうするかということを考えていったほうがよろしいんじゃないのかなというふうに思っているところです。

以上です。

8 番 今のお答えに関しましては、現場の声、保護者の声も取り入れた上でのお考え  
山 崎 なのでしょうか。入園児を増やす、そういった計画を具体的にもし考えているのであればいいのですが、そういった森のようちえん化をすとか、そういった計画もなしに感情論だけで考えていくというのは、やはり保護者への負担、保護者が安心して子育てをできる環境をつくるというのは、子どもにとっての安心でもあります。そういったところも含めて、現場の声、そして保護者の声もしっかりと聞き取った上で、今後、大堀保育所をどう運営していくのか、またはどのようなスケジュール感で統合していくのかというのを、小学校、保育所の関係性ももちろん理解しますが、私が幼少の頃通っていた幼稚園は全て様々な

小学校へ移るといところで、また中学校に上がったときに久しぶりだねとか、そういった関係性もつくることは可能です。必ずしも同じ保育所に通っていただければならないということもないと考えております。いずれにしても、しっかりとした計画をつくっていくことを求めます。

あと、追加というか、再質問になるんですけども、今、保育所関連の話をしましたが、現在、保護者や就業先への負担については、来年度の小中学校の授業時間の短縮、そして部活動時間の短縮に伴い、帰宅時間が早まることから心配の声が上がっております。今までは学童に入れなくても問題がなかった家庭が学童に入れる必要が発生してきたり、高学年であれば学童に行きたがらないという児童もいると聞いています。子どもたちが安心して楽しく放課後を過ごすことのできる選択肢を増やしていただくとともに、保護者への負担軽減を考えていただくことはできないでしょうか。例えば、中央公民館の大ホールの開放や空き教室や体育館の活用、それに伴う放課後支援員の配置などです。先ほど屋内遊戯施設設置の件にも触れましたが、多様な体験ができる機会を学校以外でも提供していくことが子育て支援の一つになると思います。図書館や遊び場を内包した地域コミュニティが生まれるような場づくりも併せて検討していただきたいですが、町として現在どのような計画を立てておられるでしょうか。

町長 先ほど教育長さんが答弁したとおり、私は今回の3年間のコロナの光景から見ても、何といても決して1人でない、みんなで頑張ろう、そういった意味での地域文化の向上も含めて、人づくり、笑顔いっぱいあふれるまちづくりということが町の大きな姿勢にしているわけです。そういう意味で、先ほど鍋まつりのお話もありました。あのときに本当に幼稚園の子ども、小学校の子どもが一堂に会して、改めて地域文化を発信してくれた。ああいうことも、この3年間のコロナで築いて、将来の統廃合については決して否定するものでもありませんけれども、答弁しました保育所だけでなく、小学校との地域コミュニティの拠点をまず実績としてつくった上で、将来の少子化に対する小学校、幼稚園等の統合も含めた、小学校の統合も含めた考えに至るということについての全体計画は、シミュレーションを当然していかなきゃなりませんけれども、まずは今の段階で、まずは地域コミュニティの拠点としての子どもたちの役割、幼稚園の役割という極めて大きいことを子どもたち自身にも、親御さん自身にも、そういった自信と誇りを持てるような令和6年にまずしていきながら、今、山崎さんが言った将来の統廃合については決して否定するものでもありませんけれども、まずは当面、地域コミュニティの存在の意義を厚く共有していくという形の中で検討しながら、町民と子どもたちに向き合っていきたいとこんな決意でいるところでありますので、決して否定はしていません。でも、今の段階で最も大事なものは、まず地域コミュニティを今まで以上に、気づかなかった気づきを大いに気づかせて

やるといういい意味でのチャンスとして、小学校と保育所を一体としたこれからの地域づくりの貢献のイメージを、さらにさらに今まで以上に熱く提案していきたいとこんな笑顔でいるところでもありますので、本当に子どもたちの笑顔がどれほど地域に元気をいただいているかということ。少子化にはなっておりますが、そういった将来の在り方について検討は当然しなきゃなりませんけれども、そういった町民との向き合い、子どもたちとの向き合いをまずはこの6年、7年に優先した上で、将来の検討するというところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

8 番 先ほどからおっしゃっております地域コミュニティー、本当に大切なことでも  
山 ありますし、郷土愛を育む重要な部分でもあります。しかし、実際に困っている保護者、そして、保育士さんたちの思いもしっかりと酌み取った上で計画を進めていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

次の質問は、持続可能なまちづくりに向けた計画的なスマートシティ化をというところで、先ほど町長から施政方針でも話がありましたけれども、超高齢化社会の最前線をこれから歩いていく最上町です。出生数の少なさも相まって、僅か16年後の2040年には、人口は4,000人台となる予測が出ています。今までは緩やかだった減少スピードが加速するわけですから、その対策についてはさらに加速させていかなければなりません。今後の人口割合が分かれば、税収の見込みなども計算できると思えますが、段階的な計画は立てておられるのでしょうか。人口が減っても維持しなければならないインフラや施設がたくさんあります。全てを維持できないのであれば、破綻する前に縮小させる決断も必要なのではないでしょうか。悠長に10年計画などと言っている場合ではありません。10年後の人口は既に5,000人台を予測されています。

しかし、マイナスなことばかり言っても、住民の方も不安になってしまいますので、前向きな縮小化を目指してください。行政とともに町民一人ひとりが真剣に町の未来と向き合い、行動に移していく機運を高めることが何より重要なことだと考えます。

2021年に最上町はゼロカーボンシティ宣言をしましたが、それは持続可能なまちづくりに向けて動いていく宣言でもあると捉えています。ただ単に脱炭素を推進してだけでなく、デジタル化をはじめ集落移転や点在する施設の集約化など複合的なスマートシティ化により、利便性の向上や人材不足の解消にもつながっていくことでしょう。人任せの漠然とした計画ではなく、具体的かつ計画的に推進していくことが何より重要です。町として、これらの事柄について全体で検討されているのでしょうか。答弁を求めます。

町 長 8番さんの2点目のご質問にお答えをいたします。

施政方針でも述べましたとおりでありますけれども、議員からは、人口減少のスピードが加速する中で、町もその対策について加速させていく必要があり、そのためにも具体的な計画の推進について検討されているのかという質問をいただきました。先ほど施政方針でも、将来のまちづくりの在り方、熱く施政方針を述べさせていただきました。

これまで私たちが経験したことの無い急激な人口減少の影響は、長期的には税収などの歳入減少が見込まれる一方で、高齢化のさらなる進展に伴い、社会保障費等が増加をし、財政の硬直化の進行がさらに強まることが懸念されているところでございます。

過去5年間の人口動態を見てみましても、いずれの年も自然増減では死亡数が出生数を上回り、合計でマイナス778人、社会増減を見ましても、転出者数が転入者数を上回ってマイナス1,007人、足し合わせますと5年間で1,785人の減少となり、年平均しますと約350人ずつ減少していることとなります。

こうした人口減少局面において対策を講じるべく、国では日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべく将来の方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び、これを実現するため、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取りまとめを行ったところであります。

これを受けて、当町におきましても、将来推計人口の減少はますます加速する予測がなされておりまして、少しでもそのスピードを緩やかにするものにするために、国から示された総合戦略に盛り込むべき施策を反映した第2期のまち・ひと・しごと創生最上町総合戦略を令和2年4月に策定をしたところであります。

少子高齢化による人口減少局面において、いかに緩やかな減少にとどめるかが喫緊の課題であることから、安心して働ける環境の実現、交流・連携による移住定住の促進、結婚・出産・子育て支援の充実、安心して暮らせる生活環境の確立の4つの主要プロジェクトを掲げ、事業展開をしているところであります。

これらの事業については、今年度も行政内部以外の方々に構成をする地方創生検討委員会においても、重要事業評価指標、いわゆるKPIについて様々なご意見、ご提案を賜りながら、検証、評価をいただき、そして実状に応じた計画の見直し等、柔軟に対応しているところであります。

また、今後、持続可能なまちづくりを進めていく上で避けては通れない大きな課題となっているのが公共施設への対応でございます。

過去に建設された公共施設の多くが老朽化対策が必要な時期に差しかかってきておりまして、しかしながら、当町が保有する200を超える公共施設の全てを維持していくことは、財政状況や人口動向を考慮すると、ほぼ不可能に近いと言っても過言ではありません。

こうした背景を受けながら、町行政改革プランとも関連をする部門もありますが、経費の縮減及び平準化を図りながら、持続可能な財政運営を目指すため、平成29年3月に町公共施設等総合管理計画を、さらには令和3年4月には個別施設ごとの対応方針を具現化するため、町個別施設計画を策定をしたところであり  
ます。

今年度は、築40年以上経過した町民体育館につきましても、施設全体の老朽化が著しく耐震基準を満たしていないことから、個別施設計画に基づき解体を行っており、今後も計画に基づきながら、利便性の向上はもとより、町民のニーズに対応した公共サービスを提供するためにも、計画的に公共施設の最適化を目指してまいりたいと思います。

特に個別施設計画につきましては、将来の人口規模及び財政状況と連動させながら、著しく老朽化が進み、改修しても利用の見込みが低い施設の除却をはじめ、施設の集約化や複合化、譲渡など、公共施設の効率的運営と配置の最適化に向けて取り組みを強化していく必要があるため、令和6年度内で改正を行うこと  
としているところであります。

人口減少の影響は、長期的かつ多岐にわたることが想定されますので、人口増が望めない中、町民一人ひとりが自分らしく心豊かに暮らし続けるためにも、議員が言われるとおり、前向きな縮小を目指していく必要があると考えます。言い換えれば、賢く縮むとも言いますが、そのためにも、我々行政も含めて、町民の皆様が地区課題を他人事ではなくて自分事として捉えることが重要でありまして、そういった機運を高めていくためにも、自治協働のまちづくりの推進に向けた検討会議や職員プロジェクトチームの設置・継続を予定しており、この中で方向性を示していければと考えているところでありますので、議員からは、脱炭素化社会を目指すゼロカーボンシティ宣言にも触れていただきましたが、2013年度に策定をしたスマートコミュニティ構想の推進と併せて、再生可能エネルギーの地産地消による内需経済の活性化等により、持続可能なまちづくりを目指すとともに、人口減少が進む中、地域社会の課題解決に向けては、デジタル化の推進が不可欠でありますので、そのためにも推進体制の整備及び人材の確保、育成に力を注いでまいりたいと思います。

人口減少に向けた対策は、すぐに数字に表れるものではありませんが、縮小社会という厳しい社会情勢の中において、将来にわたって最上町を持続、発展させていくためにも、各種施策及び計画の着実な実践と検証を行いながら、次代を担う子どもたちのために、そして、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまちづくりに向けて邁進してまいりますので、議員のご理解のほどよろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

8 番 やはり今抱えている課題に対して、また、国からの要請どおりいろいろ計画さ



山 崎 れているとは思いますが、どうしても総花的といいますか、全部満遍なく執り行うという、その計画ももちろん大切ではあります。必要なことではあります。ただ、本当に全てが逆に言えば半端になってしまうのではないかとというふうに懸念をしているところです。

そこで、総合計画は既にあると思うんですけれども、総合計画自体がもう本当に満遍なくというところで考えられているものと見受けられてはおりますが、最上町とはこういう方向に向かって進んでいくというメイン、最上町の顔となる、満遍なくというところではなくて、もう少しとがった政策をこれからしっかりと計画していく必要があるんじゃないかなと感じています。そのメインの大きな何かちょっととがっている、ほかの自治体とは違うなというところを掲げ、それにくつつく形でほかの課題に波及させていく、そういった計画を立てていく必要があるんじゃないかなと、この町に移住してきて特に感じているところです。やはり町が目指していくものが町内外に伝わっていくことで、町民もそこに向かって進んでいく指標になりやすいですし、ほかから移住してこられる方にとっても魅力的に感じるのではないかと考えています。

いずれの戦略を確実に実行していくには、やはり若者の視点、そして技術、能力が必要になってくると感じています。やはり最先端の考え方、技術、そういったものをどんどん町政に取り入れていく必要があると感じます。そういったためには、場合によっては専門職の配置であったり、経験者の中途採用に力を入れていくことも必要なのではないのでしょうか。または、外部企業への委託、町内外にかかわらず、有能な企業と関係を築いていくことで、最先端の技術を町としても取り入れていくことが必要ではないかと感じています。町外にお金が行くという考え方ではなく、町外から知恵を取り入れられるという考え方で、これからのまちづくりを今後検討していただきたいと思いますと思っております。

また、ちょっとこちらは私の個人的な考えなんですけれども、スマートシティ化というところの一策ではあるんですが、やはり田舎に住んでみて実感するのが一軒家の維持費の高さです。固定資産税はじめ、老朽化に伴う補修や除雪の労力、雪による破損など、次から次へとお金がかかってきます。田舎だから土地が安く、広い一軒家に住む夢がかなえられそうなものですが、高齢になれば、さらに維持管理は難しくなります。そこで、やはり集合住宅やシェアハウスを増やしていくことで、コスト面とか、労力の面から見ても効率的になっていくのではないかと思っております。

また、高齢者の独り暮らしの世帯も増えております。健康面、体力面からも不安なことも多いと思います。世代に合った集合住宅の建設を町として推進していくとともに、空き家の活用や撤去のための補助金の拡充など、需要に合った具体的な政策を検討していただきたいものですが、そういった計画を実行していくお考えはありますでしょうか。

町長 これも市政方針できめ細かく言ったはずですが。ただ満遍なくやっているなんて、そういうまちづくりはしていません。そういう中で、一つ一つの課題も今、山崎さんから言っていただきました。これは大切なことです。それを無視しているわけではなくて、そういったことも相互に捉えた上で、今後の在り方、これからの自治協働のまちづくり、そして、これからの国のいろいろな支援制度の中でデジタル化なんかを推進することによって、会社を辞めなくても地方に来て応援できる制度なんか、仕組みもたくさんあるわけです。そういった意味で、この町の魅力を大いに発信して、それを点にしないで、面にしてつなぐ。そういったことも含めて、これからまちづくりをするということでのこれからの計画を大事にして検討していくということでもありますから、決して否定はしていません。ただ、満遍なくまちづくりやっているなんていうことはとんでもないことでありますので、そんなことではないことをちょっとご理解いただいて、これから一つ一つを検証しながら、そういった意味で単に検証するだけでなく、将来のまちづくりの在り方、そして、次の時代の子どもたちにきちっとバトンできるようなそういうまちづくりを今回の令和6年度の財政、厳しい状況の中ではありますが、そういった中で検討しながら頑張っていくという決意でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

8番 山崎 そういったお考えがあるのでしたら、ぜひ具体的に迅速に実行していただきたいと思えます。  
これで私の一般質問を終わります。

議長 これでは、8番 山崎香菜子議員の一般質問を終わります。  
次に、6番 須貝康幸議員に発言を許します。

6番 須貝 私から一般質問に入ります。  
その前に、令和6年1月1日、石川県能登半島を震源とした地震が発生し、亡くなられた方々に心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます、被災地の皆様の一日も早い復興をお祈りいたします。  
それでは、一般質問に入らせていただきます。  
私からは、防災対策の再検討、観光の取り組みについての2つを質問させていただきます。  
一問一答方式でよろしく申し上げます。  
防災対策の再検討について。  
能登半島地震を教訓に、最上町で改めて防災の協定、連携、訓練の見直しが必要だと思ひ質問をいたします。  
現在最上町では、町内企業、商店街と災害があった際の協定や連携の基準を定

めているのか。防災訓練の見直しをし、内容がマンネリ化して、少ない参加者がさらに減少している傾向があると思います。

そこで、最上町で配布してある最上町防災の本を所持していただき、正しい知識を習得し、一人ひとりのスキルアップを図ることが大事だと考えます。さらに、炊き出し訓練なども行い、子どもからお年寄りまで参加し、コミュニケーションを取る中で、共助と団結力が結束し、決して一人ではないという安心感が生まれてくると考えますが、能登半島地震を受け、町長はどのようにお考えでしょうか。

町長 6番さん、須貝議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

まずもって、このたびの令和6年能登半島地震においてお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、甚大な被害を受けた被災地の皆様にお見舞いを申し上げます。

町では、能登半島地震への支援としまして、液状化現象による被害を受けた住家の被害認定調査として、職員2名を新潟市に1月22日から延べ12日間の派遣をはじめ、全世帯への義援金の呼びかけや公共施設への募金箱の設置、さらには支援物資についても要請があればいつでも支援できる準備を進めているところであります。

今後はライフラインなどの本格復旧が始まるものと思われまますので、被災地の皆様の安全と一日も早い復旧・復興を願っております。

議員からは、町内企業等との災害時の協定や連携についてご質問をいただいたところであります。

町では、自治体間の災害時における応援協定を全国23の自治体と締結をし、民間事業体においては17の事業所等との協定を締結をしているところであります。

そのうち町内では建設業をはじめ、老人福祉施設など4つの事業所等と協定を締結しており、その内容につきましては、災害時の応急対策や災害時における人員・建設機械等の提供、ボランティアセンターの設置、福祉避難所の開設、運営の協力などであります。

災害発生の危険性が高まった場合や、万が一災害が発生した場合には、その規模、状況に応じながら、協定に基づき支援をお願いすることとしておりますが、今後も災害に強いまちづくりに向けて、必要とする支援について検討を行うとともに、町内の事業所等との協定については、災害が発生した場合、事業所自体も被災者となることから、町内外を問わず幅広く協定締結の相手方も考慮しながら、必要に応じた締結をしてまいりたいと考えております。

次に、議員からは、2点目の町内における防災訓練についてご質問をいただいたところであります。

町では例年8月の下旬に、早朝に地震が発生したことを想定した町内一斉の防災訓練を実施しております。指定された避難場所へ避難し、その後、自主防災組織や地域住民による消火器等を使用した消火訓練をはじめ、ハザードマップを活用して、その想定される災害についての情報共有、備蓄品の確認など特色ある訓練を行っておりますが、議員ご指摘のとおり、毎年同じ内容で実施しているなど、訓練自体が形骸化している地域も見受けられますので事実であります。

今後は、この防災訓練の内容についても、過去に行った炊き出し訓練など他地区の情報提供を行うとともに、最上町防災士連絡会との連携による取り組みなど、より実効性の高い防災訓練となるよう検討してまいりたいと思います。

また、昨年に策定をした最上町防災本については、内容の周知及び理解を深めってもらうため、町自主防災連絡協議会の場などで改めて説明を行ってまいりたいと思います。

東日本大震災や、さきの能登半島地震など、大規模災害がいつ起こるかも分かりません。当町においても決して対岸の火事ではないということ、いま一度気を引き締めながら、自助、共助を基本に災害・減災に対する意識を高めていく必要があると考えますので、よろしくをお願いします。

災害が起きた際に最も重要なことは、早めに避難行動を起こすなど、自分の命は自分で守るという自助意識を持ち、そして、自分たちの地域は自分たちで守るという共助意識により、被害を最小限にとどめることであります。

特に大規模災害時には、自助、共助による初動が非常に重要であることから、自助については、町民の皆様から、先ほど申し上げました防災本について理解を深めていただくよう、また、各家庭における備蓄品の必要性についても、機会を捉えて説明、啓蒙をしていきたいとこんなふうに思っております。

また、共助の部分については、集落や自主防災組織の醸成が非常に重要でありますので、そのためには、議員ご指摘のとおり、地域全体のコミュニケーション、絆づくりが大切となってまいります。

町では現在、区長連絡協議会、民生児童委員協議会、健康福祉推進員連絡会、社会福祉協議会、役場関係課が連携をして、地域ネットワークづくり会議を開催しておりますので、本会議は地域のネットワークを強化しながら、地域住民が支え合い、助け合いながら、安心して健康で心豊かに暮らせる地域社会づくりを目指すことを目的としておりまして、各集落におけるハザードマップの確認や、災害発生時の要配慮者の安否確認の方法、避難の方法などを具体的に定めることとしておりますので、今後も会議を継続して行いながらその意識を高めていきますので、その中で話し合われた内容を自主防災組織及び消防団などとも連携をしながら、情報を共有しながら、ネットワークづくりに強化してまいります。

災害は必ずやってくるということを念頭に置きながら、平時から有事を意識をし、町民の安心安全が確保できるよう災害に強いまちづくりに努めてまいります

ので、議員のご理解のほどよろしくお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長 再質問はありますか。

6 番 議員 まず町内外に、全国で協定を結んでいるということで、町民としては安心できるのかなと思います。

そこで、ある程度の協定は大きくあると思うんですけども、特にこういう水の確保はどうするとか、そういう協定を結んでいたりと、食料とか様々な支援の場所とか、例えば大崎市だったらこれですよとか、何か具体的な支援の協定とか結んであったりとかするんでしょうか。

政策調整 主幹兼 危機管理 主幹 ただいま須貝議員の具体的な協定の締結ということでご質問いただいたところであります。

全国自治体につきましては、板橋区を中心としました、それに関係する自治体と、あと日本福祉大を中心とする関係する自治体との協定ということで、内容につきましては、大体支援物資であったり、あと、水も含め支援をする、いただくという内容になっております。

ただ、今、千葉県でも地震が頻発化しておりまして、何か水の確保ということで皆さんされているようですけれども、以前当町も大雨の被害に見舞われた際ですけれども、赤倉地区の水道が濁って使えなかったという災害というかがありました。その際、新庄市内の業者さんと水の供給ということで提携を結んでおりまして、その際はウオーターサーバーの支援をいただいて、非常に助かったということもありましたので、そういった水に関する部分については、協定のほうは結ばせていただいております。

そのほかにも、今後検討しているのが、特に大災害が起きた場合はやっぱり燃料です。灯油であったり、ガソリンであったり、そういった部分の支援について、まだ当町では締結できておりませんので、そういった部分、やっぱり避難生活を送るのにも非常に重要な部分と考えておりますので、その辺は今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

6 番 議員 燃料の協定、ぜひ進めていただきたいなと思います。

我が町では、温泉旅館とか温泉地がたくさんあります。そこで、その温泉を被災がしていなかったら、そこで温泉の入浴ができるとか、そのような温泉との協定を結んでいるのかというところをちょっとお示してください。

政策調整 ただいまご質問ありました温泉との、旅館との協定の締結ですけれども、現在

主 幹 兼 のところ協定のほうは結んでいない状況でありますけれども、やはり災害があつた場合、町内の方の入浴であったり、あと、以前、東日本大震災の際は宮城県とかから避難された方について、温泉利用していただいたという部分がありますので、その部分を今後の大規模災害等の発生について考慮しまして、締結についてもやはり検討していかなければならないかと考えております。

6 番 貝 もちろん大震災が来れば旅館も無事でないということもあり得るかもしれませんが、そういうことがなければ一番いいんですけれども、もし使えるんだったら、やっぱりせつかく避難して、お風呂も入れて、炊き出しもできるのかなと思いますので、その辺の協定はしっかりと結んでいただけると町民も安心できるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

続きまして、災害時に、例えば土砂災害や水害で道路が寸断された際に、正しい情報を得る方法としてドローンというのはすごく使えるのではないかと思いますけれども、ドローンを購入して正しい情報を得るようなことはできるのではないかと思います。ドローンを購入するという事は考えていらっしゃいますでしょうか。

政策調整 確かに議員おっしゃられるとおり、災害発生時にはドローンということで、やはり正確な情報を伝えるためには非常に重要な部分であるかなと思っております。

主 幹 兼 ただ、現状の段階では、ドローンを購入してそういった災害に備えるということは検討しておりませんので、今後ちょっと考えさせていただければと思います。

6 番 貝 例えばです。ドローン、もし維持するのが難しいとすれば、ドローンを最上町でも持っている方々がいらっしゃいますので、その方たちと協定を結んで、有事の際使えるような状況にしていくというのも一つの案だと思うんです。わざわざ自分たちで維持しなくても、幾らかの契約をして、何かあった際にはぜひ使わせてくださいというのもありなのかなと。例えば、災害だけじゃなくても、遭難したりとか、行方不明者を探すとかというときにもすごくドローンというのは使えると思いますので、ぜひその辺のことも考えていただけたらなと思います。

続きまして、防災士の資格を持っている方、実際、今、最上町で何人いるのか。その中には女性の防災士という方もいらっしゃるのかというところをちょっとお伺ひいたします。

政策調整 町内で防災士の資格を持っている方の人数ということで、現在23名になっておりまして、そのうち女性が1名だと、1名の方が資格を持っているということ

危機管理 になります。  
主 幹

町 長 今、須貝議員からきめ細かいお話いただきました。これ、一つ一つを点にしないで、全体面にして、どういうふうにかこれからの災害に対応するかということが最も大事なことです。そういった意味で、今ドローンのことも言われましたし、いろいろな協定の話もいただきました。かつて東日本震災のときには、板橋区との連携も含めて、ペットボトル2万本を支援をしたというような経緯もありますし、能登半島のあの災害状況を見ましても、何といたっても水であったり、電気であったり、そういった体制が最も大事でありますので、全国の自治体ともそういった防災協定も結んでおりますし、その中で、最上町としての協定というのは極めて大事なことです。

そして、この前、区長会で講演していただいた細谷真紀子先生のあの講演、私は感銘しました。ただ避難所を開設しているだけでないんだよ、そこには区長さん、消防団がいろいろなことで避難所やっていますよだけでなく、そこには3つの視点が言われましたよね。そこには、これからの子どもの居場所のいろいろな視点で、避難所の開設の中でどう思っているか。そして、もう一つは女性の視点で、女性の目線の中でどういうふうに対応するかと対応するかと2つの面。そして、3つ目は要援護者に対する目線。この3つをただ単に避難所を開設しているというだけでない、そういった目配り、気配りを自治協働の中で、地域連携の中でやっていくということが、先ほど答弁しましたように、災害は必ずある。そういったときの備えの中で、地域挙げて、地域連携を図りながら、自助、共助も含めた形での体制づくりということは、今回の能登半島の震災の教訓からしても、東日本震災の教訓からしても、最も大事な視点であるということで、一つ一つの今提案は最も大事なことでありますので、連携、協定も含めてでありますけれども、進めながら、今後の危機管理体制に臨んでいきたいとこんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

6 番 町長から言われたことは、とても心強いと思います。  
須 貝 じゃ、もう一つ、最後になります。

炊き出し訓練はどうでしょうかという質問をいたしました。その中で、私たち小学生の頃、芋煮会ということで、自分たち小学生が準備して、計画して、それで最後まで、後片づけまでやるということをやっていたんですけども、それが今現在はなくなった要因というのは何なのかなと。もしできるなら、そこで訓練だからやるのではなく、日頃からそういうことはできるような教育というのすごく大事だと思うんですけども、その辺のことをちょっとお伺いいたします。

教 育 長 須貝議員さんの質問にお答えさせていただきます。

確かに私たち小さい頃、河原で芋煮会という行事がありました。中学生までやっていたような気がします。考えてみますと、土曜休業が始まってから、やっぱりなくなってきたのかなというふうに思います。小学校においても、やっぱり毎日5時間、6時間授業というふうなことで、月曜日から金曜日まで圧縮されたものですから、少しゆとりの時間がなくなってしまったというふうなことが一つ大きなことではなかったのかなというふうに思っているところです。

学校の中で一斉にというようなことはなくなりましたが、現在、少年自然の家での体験学習の中で、飯ごう炊飯であったり、あるいは野外でのカレーを作ったり、そういう活動を町内の小学校でも行っておりますので、そういうような活動が代替になるのかなというふうに思っているところですが、中学校も1年生が宿泊学習やっていたかと思うんですが、なかなかそういう機会はやっぱりなくなっています。新たな視点で、今、須貝議員さんおっしゃるように、防災という視点でそういう炊き出しとか、野外炊飯のような形、例えば総合的な学習の時間とか、そういったところで計画するなんていうことも、これは学校の主体性にもなってくるわけですが、考えてみるというのも大変大事なことなのかなと思っているところです。ありがとうございます。

6 番 須 貝 芋煮会というのは郷土愛を育むというところもあると思うので、ぜひここは進めていけたらなと思いますので、ぜひ考えてほしいなと思います。

じゃ、次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、観光の取り組みについて。

昨年度、新型コロナウイルスが5類になり、人の動きも活発になってきました。最上町でも、昨年度に待望の道の駅ができ、観光客の皆さんに来ていただくための取り組みをしていくと思いますが、どのようなことを行っていく予定でしょうか。今後のインバウンドに向けた取り組みについてもお伺いします。

若者を集めるイベント開催が必要だと考えますが、どのような計画を考えているのか。さらなる地域経済の活性化のためにもどのようにお考えか、町長にお伺いいたします。

町 長 須貝議員の2点目の質問にお答えをいたします。

今後の観光の取り組みについてのご質問をいただきました。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症の5類移行をはじめ、国の水際対策である入国制限の見直し、ワクチン接種証明書の提出廃止など、インバウンド事業についても規制緩和が進んだことや、観光消費喚起を図るために行われた四季折々の全国旅行支援、町独自のプレミアム利用券事業の実施などが継続的に行われたことに伴い、経済の正常化が少しずつ進み、観光客の動きが見えてきたところで



ございます。

しかしながら、一方では、円安の進行が続き、エネルギーや輸入物価の高騰、人材不足、最低賃金の引上げなど、中小企業や小規模事業にとっては、売上げが上がっても利益につながらない状況にあり、加えて、新たに始まったインボイス制度への対応など厳しい情勢にあります。

こうした中、昨年11月にオープンした道の駅もがみについて、どのようなことを行っていくのかという質問をいただきました。

12月の定例会でもご指摘をいただきましたがオープンして完成ではありません。今後の運営はもちろんのこと、いかにこの町内に観光客を呼び込むかが大きな命題と捉えています。

そのためには、3つの基本方針でもある「たのしいをつなぐ」道の駅、「やさしいをつなぐ」道の駅、「おいしいをつなぐ」道の駅を目指し、努力をしてみたいと思います。

指定管理者を中心とした町観光協会、産直四季香、ヤナ茶屋もがみが同じ道の駅エリア内で活動することから、運営協議会を立ち上げておりまして、お互いが町内に観光客を呼び込むために、連携したイベントの共同開催や誘客事業を展開してまいります。

特に観光協会においては、直接の対面案内のほかに、デジタルサイネージを活用した観光案内、ボランティアガイドの方々と連携をし、ガイド人が特にお勧めする観光スポットなどをカードにした誘導策を投じてみたいと思います。

まだまだ整備不足なところもございますが、町の観光コンシェルジュとして大きな期待を寄せているところでございます。

また、かわまちづくり事業により整備された親水護岸やスロープを活用して、清流最上小国川の魅力発信に努めるべく、イベントの開催を小国川漁業協同組合との連携もしてみたいと思います。道路利用者が川を望み、そして触れ合うことで、長旅の癒やしや安らぎを得ることは、ほかならぬ道の駅もがみの一番の特徴と言ってもいいと思います。

道の駅事業と、かわまちづくり事業がタイミングよく連携できたことは、今後の活性化につながるとも大きな財産となります。まさしく官民連携型のモデルに私はなるのではないかなとこんなふうに思います。

次に、今後のインバウンドに向けた取り組みについてもお答えをしたいと思います。

山形県内において、令和4年4月から令和5年3月までにおける主要観光地における観光客の入り込み状況は、コロナ禍の中ではあるものの、3,600万人となり、前年度対比で約20%の増となっております。冒頭にも述べましたが、四季折々の旅行キャンペーンの実施と政府による外国人旅行者に対する水際対策の緩和により、回復基調にあるとされておるところであります。

このような中で、外国人旅行者の県内受入調査によると、令和4年度実績では5,051人となり、前年対比で230%の増となりました。うち、国別状況では中国が12%、台湾が11%、香港が8.7%、アメリカが6.2%、韓国が5.7%となっております。

当町においては、宿泊者で約3,700人、封人の家への訪問者で260人となっており、確実に外国人旅行者が増加をしております。

また、山形県を訪れる外国人は、仙台空港を利用した入国、出国の割合が高く、前後の周遊の中で当町へも訪れる傾向にあるようであります。

今までの取り組みとして、県と連携をしたモニターツアーを台湾とタイをターゲットに実施をしたほか、団体旅行から個人旅行にシフトしてきていることも踏まえて、奥の細道をテーマにした封人の家の観覧、山刀伐峠でのトレッキングツアーの開催など、町内旅館と連携をしながら誘致活動も行っていきたいと思っております。

また、台湾出身の地域おこし協力隊の活動の下で、今年度は体験モニターツアーを夏と冬に2回実施をしております、計25名の方々より体験していただきました。実施後のアンケートの結果から高い評価をいただくとともに、宣伝や情報発信についても、漠然とした広告を打つよりも、ターゲットを絞り、人脈やソーシャルメディアを通じた宣伝が効果的ではないかといった意見もいただく中で、現地での交通手段やその費用の問題が挙げられております。こういったことについても対処していきたいなとこんなふうに思っておりますし、このような状況から、県とのインバウンド事業と連携をしながら、先ほどの問題点を念頭にしながら、当町の魅力的な自然や文化が体験できるようモニターツアーを複数回増やし、インバウンドの集客に努めてまいりたいなと思っております。

あわせて、町内での体験型コンテンツの開発や既存の事業の磨き上げに努めてまいりたいと思っております。

さらに、若者を集めるイベント開催が必要でありますので、どのような計画があるかのご質問をいただきました。

現在は、町内の各施設において、季節ごとにマルシェを開催をしております、町内外から多種多様のキッチンカーや移動販売など、人が人を呼ぶような流れの下でにぎわいが図られておりますので、イベントを企画する際にも、行政が直接関与するだけでなく、場所の提供や情報発信など、若者が自由な発想の下で活躍できるよう支援をしてみたいと思っておりますのでございます。一例を挙げれば、農観商工ビジネス支援事業は、そのようなやる気のある方がにぎわいづくりや起業するために後方支援する事業でありますので、ぜひご利用していただければと思っております。

総じて、議員よりご質問いただきました今後の道の駅の活用やインバウンドに

向けた取り組み、そして若者を集めるイベントの開催など、全てが地域経済につながる重要な視点であると認識しておりますので、これらの一つ一つの課題を再度整理をし、国や県、関係機関と連携を強化しながら、地域の好循環創出に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思います。

そういう意味で、いかに魅力を大いに発信する、そして、それをつなぐ。人と人をどうつなぐかということが、むしろ逆に今回のコロナ禍から学ぶ教訓としての大事な視点でありますので、今後の観光振興、地域振興に向けてひとつ頑張つて、その発信が道の駅なんだということも含めて頑張つてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議 長 再質問はありますか。

6 番 やはり道の駅、せっかくできたんですから、やっぱりそこをうまく利用してい  
須 貝 ない手はないと思います。

そこで、いろいろなイベント考えているということで、少し安心はしております。ただ、イベントをすれば人が来るわけじゃないんで、そこに宣伝というのが必ず必要だと思えます。どうしてもSNS、パンフレット、回覧板、防災無線などで宣伝活動はしていくと思うんですけども、SNSがすごく大事なんじゃないかなと特に思っております。

観光に来てもらう、町内の方はもちろんですけども、町外から来ていただくというのがやっぱり少し大事なのかなと思いますので、そこにSNS、例えばインスタグラム、フェイスブックなり、ユーチューブなりと。写真を載せるだけじゃなくて、どういうふうに手作りで作っているんだという動画のライブ配信だったりとか、そういうのすごく大事になってくるんじゃないかなと思いますので、そこにちょっと力を入れていただけたらなと私は思っております。

そういうことで、例えば役場の関係者でなくても外の業者に頼むとか、委託するとかという考えがあったりするのかな、ちょっとお伺いいたします。

町 長 今、議員が言っていたことは最も大事なことです。先ほど最後のほうに言いましたように、いかに魅力を発信するかということ。そして、紙媒体だけでなく、私は動画の発信というのは極めて大事、そういったSNSの活用はもちろんでありますけれども、いろいろな町民に最上町にはこういうすばらしい文化がある、こういうすばらしいおいしいものがあるといったことを、みんなでおいしく食べている光景なんかも含めて動画で発信するということが極めて大事でありますので、この前、もがみ友の会の方が来られましたよね。それで、開会冒頭に議長さんも熱く語っていただきましたけれども、いかに私たちの最上町の応援団として熱い思いを持っているということ、そういった意味で、その友の会との連

携を図りながら、こういった形で最上町が頑張っているんだということをいろいろな動画で示すということが、そして、いろいろなことを、ただ単に行事を消化するだけでなく、あくまでも人と人とのつながりが大事なんです。その結果として、交流関係人口を増やす。そして、何よりもふるさと納税の増額にもつながるんでないかなというようなことで、この前の友の会との総会で、改めて元気をいただく思いをいたしたところでありますので、いろいろな魅力がたくさんございます。それを町ではいろいろな発信をしますけれども、そういった方法も道の駅で発信しているんですね。最上町の魅力、前森の魅力であったり、この前は国体の魅力なんかも発信しましたよね。ああいった方を大いに発信することによって、ああ、最上いいよねという形で来られるような仕組みづくりが、今回の、改めて私はコロナから学ぶ教訓として、いい意味での緊張、チャンスです。そういう意味で、人と人とどう向き合うかということのつながり、絆づくりがふるさと納税にもつなげていきたいなとこんな思いでいるところでありますので、話長くなりましたけれども、その思いを最上町だけでなく、沿線町村もみちのくウエストラインという形で47号全体の魅力を発信をして、来ていただくような方もこれからあっていいなという形で、今、担当のほうでもそういう形の中で進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

補足の答弁を課長、熱く語ってください。

商工観光課長兼エネルギー産業推進室長 ただいま須貝議員のほうから、道の駅の情報発信につきまして、いろいろご意見をいただいたところでございます。

ご存じのとおり、道の駅の中では、先ほど町長の答弁にもございましたデジタルサイネージを活用いたしまして、動画というふうな形で情報発信させていただいております。現段階の情報ではまだまだ不十分でございますので、こちらにつきましても、これからの予算審議にはなるかと思ひますが、来年度におきましても、我々ではとてもつくることができませんので、外部のプロの方にお願ひをして、町の魅力を発信する動画も作成する予定でおります。

今現在、ドライブ編というふうな形で、最上町をドライブしたときにどういふふうなところがあるとか、あとは食事編、どういったところに行くとかどういふようなものが食べられるとか、あとは泊まりもそうですが、そういったところの情報発信はしておりますが、また新たな角度で情報発信できるように、リニューアルできるようなメニュー開発も含め、次年度では新しいバージョンの情報発信の動画をつくる予定でおります。この動画につきましては、道の駅だけで発信することではなくて、町全体のホームページでも出せるように、共有化できるような内容で作製してまいりたいと考えておりますので、動画につきましては、今後新たに、時代遅れにならないように随時更新をしながら、新たなものを外部の方にはお願ひを申し上げて、最新のことを常に発信できるような体制を整備してい

きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

6 番 ぜひ頑張っていたきたいと思ひます。  
須 貝 続きますして、ちょっとインバウンドに向けた取り組みということで、どうしても道の駅に行っても、パンフレットは日本語だけ、動画も日本語だけということで、じゃ、インバウンドの人に日本語を覚えてこいというわけにはなかなかいかないと思うんですけれども、そこで、英語だったり、中国語だったり、韓国語だったり、ある程度の語学のパンフレットというのはすごく必要ではないかなと考へております。

先ほど言ったように、動画のアピールのところでも、やはり英語だったり、中国語だったり、一応ある程度のターゲットを絞って、そういうのもしかりつくっていけると海外のインバウンドの方々に、ああ、最上町ってこういうこともしているんだよねという理解が深まると思うので、ぜひそこら辺のことも考へているのか、ちょっとお伺ひいたします。

商工観光 次に、インバウンドにつきましてご質問いただきました。  
課長兼 こちらにつきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、最上町にも  
エネルギー 結構なインバウンドの方が、外国の方がみえておりまして、やはりパンフレット  
産業推進 であつたり、情報発信であつたりというところの何か国語の説明が必要ではない  
室 長 かということで、まずはスキー場については案内板を外国人向けの案内板にも変  
えていますし、あとパンフレット類も変えている部分がございます。ただ、全部  
が全部がというところまでには至っておりませんので、これから来年度に向け、  
この外国人対応につきましては、おもてなしも含めてですが、見直しを図りなが  
ら、確実に来ているこのチャンスをものにしていきたいと思ひますので、よろしく  
お願ひしたいと思ひます。

6 番 じゃ、最後に、若者の向けのイベントというところで、前、新型コロナウイルス  
須 貝 スが発生する前まで、ちょっと前森だったり、赤倉スキー場で音楽フェスなんて  
いうことをやっていたと思うんですけれども、それをもう一度やるというような  
考へがあるのかというところをちょっとお伺ひします。

商工観光 須貝議員のほうからの質問にお答へしたいと思ひます。  
課長兼 今までのイベントの中の例を二、三挙げていただきました。こちらにつきまし  
エネルギー ては、あくまでももう民間事業者の方が頑張つて開催をした前森のコンサートで  
産業推進 あり、スキー場のコンサートでございました。これにつきまして、町が今のところ  
室 長 ろ計画があるのかといひますと、計画はございません。ただ、いろいろな形で前  
森の夏の利用、スキー場の夏の利用、そういった利用の中でそういう希望であつ

たり計画が出てくれば、このことに関しては我々といたしましても支援もしていきたいと思っていますので、そういった機運ができればなおいいのかなと思います。特にスキー場の夏利用なんかは、そういった場面では最適な場所でもございますので、そういった申込みの団体が出てくれば、我々としても支援をさせていただきたいと思っています。

以上です。

町長 このことも大事なことでありますし、道の駅には台湾の地域おこし協力隊である張君があそこに常設をしながら、今おっしゃったとおりに異国対岸等の連携なんかも含めて、動画なんかも今作成しているところでありますので、この6月には光復小学校の子どもたちがまた大堀小学校に来ます。去年は最上町の地域の方が14人、自費で台湾との交流、絆づくりを図っていただきました。先日はロータリークラブでも6名の方が台湾に行って友好関係を築いたということでもありますので、そういう意味での異国との、これからインバウンドも見据えた形での情報発信も、国内版だけでない、そういったことも大事でありますので、ぜひそういったことを推進しながら、道の駅の魅力の発信の拠点、その魅力の発信の拠点を沿線町村の酒田から石巻まで全線をつなぐ魅力の発信、そういう意味で、この47号の整備につなげて玄関を広げるということで、今、議長さんとこの22日に国に要望に行くような体制も整えておりますので、頑張ってもらいたいと思っていますので、大事な視点でありますので、頑張りたいと思います。

6 番 町長のお言葉に力強さを感じましたので、ぜひ経済活性化のためにも頑張っ  
須 貝 いただきたいなと思います。  
私のほうではこれで一般質問を終わります。

議長 これで、6番 須貝議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。  
開会を25分に開会します。

休 憩 14時21分  
再 開 14時29分

議長 休憩前に復し会議を再開します。  
引き続き一般質問を行います。  
2番 栗林浩子議員に発言を許します。

2 番 よろしくお願いいたします。

栗 林

まず初めに、先日行われました国民スポーツ大会スキー競技会については、大会本部、競技役員、また、雪の運搬にご協力いただいた皆様のご尽力に敬意を表しますとともに、感謝をお伝えしたいと思います。

また、大会最終日には、SNSを使った高校生の呼びかけにより、参加選手から感謝の言葉をいただき、大変胸が熱くなる感動的な幕切れとなりました。

しかし、地球温暖化や気候変動による異常気象とも言える今年の深刻な雪不足により、町民の皆様には大変ご心配をおかけいたしました。雪の運搬と大会費用につきましては議案の中にございますので、この場で質問はいたしません、町民の皆様には、広報等を通じて十分に説明をしていただくようお願いいたします。

それでは、山形もがみ赤倉温泉スキー場の今後について質問をさせていただきます。

国内では標高が1,000メートル以上あるスキー場でも、人工降雪機や人工増雪機などを設置しているスキー場が多くあります。それは、安定したコンディションをキープし、長いスキーシーズンを確保するために導入されており、とりわけ年末年始のオープンを実に確実にするもので、近頃では標高が2,000メートル近い山でも人工降雪機を設置しているそうです。年末年始にオープンができるかできないかは、スキー場や旅館さんには大きな問題です。そして、3月下旬までの営業も期待したいところです。

赤倉スキー場の人工降雪機の導入については、以前にも検討し、水の問題等々で残念ながら断念したことがあると聞いております。もし、導入は無理と考えるなら、これからのスキー場の運営は厳しくなるのではないのでしょうか。

県内では蔵王温泉スキー場でも、2020年と21年と続けて国の助成を受けて、降雪機等の設置をしたというお話を聞いたことがございます。また、ほかの関係、例えば教育関係の助成なども受けられるのではないのでしょうかという意見を耳にしたことがあります。いま一度、人工降雪機の導入を検討してみたいかでしょうか。

また、赤倉温泉スキー場は温泉街があり、JRの駅からも、そして、国道47号線からも近いことは大きな魅力です。県外のスキー場を訪れたことがない方には、もしかしたらぴんと来ない話かもしれませんが、赤倉温泉スキー場は大変アクセスが良いのです。駐車場のナンバーを見れば分かる通り、宮城県から足を運んでいただき、シーズン券を購入していただいている方が大勢いらっしゃいます。

また、国内スキーヤーだけではなく、これからは海外からのお客様にも楽しんでいただけるスキー場でなければならないと思います。1月末に国際交流で台湾からお越しいただいた皆様には、雪不足だったにもかかわらず、スキーを楽しんでいただきました。その熱心さにこちらがびっくりするほどでした。

海外ではスキー場のアクセスが悪く、滞在するホテルからスキー場まで1時間以上送迎バスに乗らなくてはならないというスキー場が割と多くあります。例えば、インバウンド向けの例ですが、国内では東京ステイの観光で、1日だけ新幹線に乗って新潟県のスキー場に日帰りで遊びに行くなどという内容が組み込まれているツアーがあるそうです。そういう情報から、日本は都会からスキー場が近いという印象を持たれ、それが大変好評だということをお聞きしております。

赤倉スキー場にもチャンスはまだあると思います。人工降雪機を設置や近くにあるJR赤倉温泉駅からの送迎バスの運行に取り組んでみてはいかがでしょうか。

今年の雪不足やスキー人口の減少により、スキー大会やスキー場に向けられる視線は厳しいものになると思いますが、スキーは最上町の町技です。今後、運営方針について、また、今後のスキー場自体を運営していく町としての体力、経済力などはいかがでしょうか。併せてお答えください。

町長 2番さん、栗林議員の1点目の質問にお答えをいたします。

山形もがみ赤倉温泉スキー場の運営についてのご質問をいただきました。

まずは、この度の第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会の開催に当たり、多くの関係者各位の方々によりご支援とご尽力をいただき、無事終了しましたことに心から感謝申し上げたいと思います。

大変な雪不足の中でありましたけれども、大勢のボランティアが参加をしていただいた。雪が少なくても何としても成功させたい、この熱い思いをみんなに共有していただいて、ボランティアの人たちが大勢参加をしていただきましたし、建設業界の皆さんが約、10トンダンプで2,000台以上の雪を運んでくれたんです。そして、大会当日の夜、雪が降ってくれました。本当に白く化粧していただいたおかげで、大変スキー場の完成につながったということで、本当に感謝しておりますし、今、栗林さんから言われました。大会を終えられて、スキー乗っておられた方々がゲレンデに向けておじきをして感謝の意を表していただきました。こういったことが今まで全国大会でなかったんです。そして、大会初日の日に佐藤選手が1位になって、改めて今回のスローガンである「一瞬の風になり 叶えよ君の夢」にまさしくふさわしいプロポーズまでしていただいたということ、これは大勢の皆さんから感銘のお言葉をたくさんいただきました。そういった意味で、改めて大変厳しい状況ではありましたが、みんなが頑張ったこの結果がこれからのまちづくりの大いなるキックオフになるし、先ほど来、皆さんの答弁にも答えておりますように、今年は70周年を迎えるわけですので、そういった意味での大いなる、これから私は頑張っていきたい、こんな決意で、今回の大会は本当に皆さんに感謝を申し上げたいとこんなふうに思っているところであります。



議員からは、今後のスキー場運営についてのご質問でありますけれども、現在の施設装備の増強と交通手段の見直しを図りながら、健全な運営を行っているのか、ご心配され、また、アドバイスをいただいております。

ご承知のとおり、今年度は暖冬の影響により過去に例を見ないほどの雪不足の事態となりましたけれども、このような事態は、スキー場経営のみならず、冬の観光事業にとっても重大な問題と認識をします。

そこで、議員が言われるよう、県内においても人工降雪機の導入を図りながら、一日でも早く、そして一日でも長く営業できるよう、また、シーズン中には最良のグレンデコンディションを保ち、スキーヤーのニーズに対応できるスキー場を目指し、鋭意努力しておるところでございますので、このような取り組みについても、以前から全国的に進んでおり、機械自体も年々改良されているというふうにお話を聞いております。

人工降雪機を導入することで、安定した営業が可能になることは、この上ない安心感と積極的な営業活動にもつながる有効手段であると考えております。

営業活動するに当たって、スキーパックなど旅行商品の強化、都会からの冬季修学旅行の誘致、スキー大会の開催やそれに伴う合宿、インバウンドにおけるスキー体験など、今まで以上に地域または旅館との連携も良好なものとなり、温泉街の活性化に期待できるものと思われるところでございます。

今回の国スポでは、各温泉組合の旅館の皆さんが献立の料理を統一化をしていただきました。そして、最上のおいしいもの食べていただいて、これは泊まってくれた選手の皆さんから大勢な感謝の言葉もいただいたところであります。そういう意味で、スキー場のみならず、町全体の魅力を、いつも町長言うように、点にしないうで面にしてつなぐということ、今回の大変あの厳しい状況でもありましたけれども、国体の成功につながったなどこんなふうに思っているところではあります。

そういった意味で、しかし、今後の人工降雪機を導入するためには巨額の事業費が予測されることから、スキー場全体の運営計画の再構築など慎重な議論が必要と考えます。

また、気温がマイナス2度以下、湿度が70%以下にならないと雪の結晶ができにくいこともありますから、当スキー場の立地で有効に活用できるかという課題もありますので、検討してまいりたいと思います。ただ、この温度についても、そんなに低くならなくても降雪ができるというふうな技術の開発もなされているような話も聞いておりますけれども、この問題についても検討していきたいなどこんなふうに思っているところであります。

その検討会において、経営的な側面、また、営業的な側面、先ほどの人工降雪機も含む施設整備の促進、そしてスキー場への交通手段も含め、いろいろな意見をいただきながら、歴史ある赤倉温泉スキー場が生き残りをかけ、持続できるス

スキー場となるために検討してまいります。

そして、これもいつもお話しますが、冬期間のスキー場の活用だけでなく、夏場の活用なんかもいろいろなマウンテンバイクであったり、いろいろ大会、キャンプであったり、あそこには第1リフトを降りたときに希望の鐘がありますよね。今回、佐藤選手がプロポーズしてくれたでしょう。そういう意味では、あの希望の鐘のところに若い人たちが一緒に登らせて、そして、あそこで将来は結婚式を挙げる、最上町を一望に見た、そういったことなんかも、あの赤倉スキー場の魅力にも、夏場の活用なんかも含めて、今後のスケジュールの在り方について検討してまいりたいとこんなふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

2 今後、前向きに検討していただきたいと、ぜひ私もスキースポーツ愛する一人  
栗 番 林 としては、今後ぜひこのものがみ赤倉温泉スキー場が魅力あるスキー場になりますようにお祈りしております。

次の質問なんですけど、最初の質問とちょっと関連した質問になりますが、次の質問に進めさせていただきます。

今度は町の観光と魅力づくりという視点でのことなんですけど、雪不足によりスキー場の厳しい運営について、先ほども質問をさせていただきましたが、その影響で町内の温泉旅館さんは大打撃を受けました。お正月だけでも数百万円の損害だったというようなことをうわさに聞いております。コロナ禍をやっと乗り越え、頑張っているらっしゃった旅館さんがお正月に引き続き、スキー場のクローズなどにより、1月、2月の大会のキャンセル、スキー合宿のキャンセルで、国スポは何とか開催されたとはいえ、想像もできないくらい大きな損害になってしまったことは言うまでもありません。

ですが、最上町にも今、インバウンドの波やってきています。聞くところによると、温泉旅館さんによってはなんですけど、国内よりも海外のお客様の割合が大分増加しているという話も聞いておりますし、旅館や観光案内を紹介するインターネットのサイトを利用して、海外から直接旅館さんに予約が入る。こんなのも今ご利用いただいて、海外からお客様が来ていただけるといううれしいニュースもお聞きしました。

また、海外のお客様からは、銀山温泉の人气が高く、銀山温泉に行くために、割と比較的低価格を設定していただいている最上町内の旅館さんをご利用になり、銀山へ観光に行くというお客様がいらっしゃるそうです。海外からのお客様があらかじめインターネット等で地図アプリなんかをご利用になりまして、赤倉温泉と銀山温泉が遠くはないなと判断されて、何らかの公共交通があつて行けるのではないかと思われて、最上町内の温泉をご利用になる方がいらっしゃるそうです。

しかし、実際来てみると、町内から銀山温泉への公共交通を使うということになりますと、銀山温泉を利用して、新庄駅経由、大石田駅を利用してというような経路になり、かなり遠回りのコースになってしまうそうです。そういった海外からのお客様を町内だけではなく、町外も視野に入れた観光コースづくりや送迎バスの運行などを、例えば民間のタクシー会社さんや旅行会社さんなどと協力し、取り組むことはできないでしょうか。

先ほどスキー場への送迎についても提案させていただきましたが、もちろん町内の観光もバス巡りのような観光案内があれば、さらに海外からのお客様に喜んでいただけるのではないのでしょうか。

先日、先ほども申し上げましたが、台湾からお越しになったお客様の話なんです。1日、大場満郎冒険学校さんでイグルー作り体験をされたそうです。雪に親しんだ体験が大変好評だったそうです。雪の全くないところからいらしたお客様には、そういった雪を体験するツアー、前森には大きな雪原がございます。このような体験を行うなど、楽しみ方はたくさんあるのではないのでしょうか。最上町にはお客様が楽しむためのお宝がたくさんあります。今後、観光をどのように考えていただいているのかお示してください。

先ほど観光について少しお話しいただけたんですが、ダブったところもありますが、お願いいたします。

町 長 2番さん、栗林議員の2点目の質問にお答えをいたします。

町の観光と魅力づくりについてのご質問をいただきました。

昨今の観光客の状況につきましては、さきにも述べましたが、各種旅行支援などの観光需要喚起策の展開や国の政策緩和により、インバウンド需要も含め回復基調にあると理解をしております。一方では、原油価格、電気料金、原材料費の高騰など、観光産業においても新たな局面を迎えるほか、コロナ対策時のダメージが大きく、依然として厳しい状況が続いております。

さらに、コロナ禍の中で、いろいろなことが縮小や延期または廃止されるなど、観光産業においてもさま変わりをした状態でありました。

旅行スタイルにおいても、団体旅行から個人旅行へのシフトがより鮮明となり、より本物で、より特別感のあるものが好まれる傾向にあると理解をしております。

当町の分野別に見た観光入り込み状況は、令和4年度の前年対比で、山岳観光においては172%、観光地においては105%、スキー場においては125%、前森高原においては124%、封人の家においては145%となり、全体で127%となるなど、最上町の強みである自然の魅力を満喫できる場所に対し増加傾向にあると理解をしているところでございます。

このようなことから、今後の取り組みについては、以下の3点について重点的

に強化していきたいと考えております。

何よりも、これも先ほど来、お話、質問にあったように、やっぱりJRの利用も含めて、交通体系の在り方、二次交通の在り方、例えば最上駅に來られたお客さんが前森に行きたいよね、赤倉温泉駅に降りた方はスキー場に行きたいよね、温泉に行きたいよねといったときに、そういう二次交通の手だても、ただ単にJRの応援をしていただきたいだけでなく、そういった意味での町としての二次交通体系の在り方も、今後の大きな私は政策の一つにしていきたいなどこんな決意でいるところでもあります。観光需要の喚起と情報発信の強化であります。

昨年完成した道の駅もがみは、旅の疲れを癒やすだけでなく、まさしく情報発信基地として、国道47号利用者に対して、町内のあらゆる情報を発信していきたいと思えます。常駐する町観光協会が観光コンシェルジュとして役割を担うことに大きな期待をしているところでもありますので、あそこにいろいろな応援団を募りながら、これからの運営協議会なんかも立ち上げておりますし、また、企業版のふるさと納税なんかも何社かから、たくさんの方から応援もいただいております。そういった意味で、魅力の発信を点にしないで面にして発信する。こういったことこそがあの道の駅の大きな役割の一つでありますし、これは長年の懸案でありますので、推進を図ってまいりたいと思えます。

また、ICTを活用した情報発信や魅力の向上においては、道の駅のデジタルサイネージのフル活用と観光コンテンツの充実を図っていきます。さらに、これらの情報発信をスキー場、前森高原などにもつなげ、一斉送信できるシステムの構築も目指していきます。先ほどの須貝さんの質問にもいただきました海外向けのそういった動画の発信なんかも、今、地域おこし協力隊の張君が頑張っておりますので、そういったことを一つ一つ、魅力をこれからインバウンドにもつなげる情報も発信していきたいとこんな検討もしているところでもありますので、よろしく願います。

2つ目は、観光交流人口の拡大であります。

旅行スタイルが、より団体から個人旅行へ移行していることから、観光客のニーズはより多様化しているものと理解をしております。

そのような中で、ここでしかないもの、ここでしかできないことにこだわりながら、満足のいく体験などを提供しなければなりません。観光だけでなく、文化やスポーツも含め、様々な分野における交流の場を創出していきます。具体的には、先ほどのICTを活用したタイムリーな情報発信はもとより、ふるさと納税者やもがみ友の会との交流、町のアンテナショップや姉妹都市、災害協定都市との物産交流、探求学習などの教育旅行の推進、大学との連携などなど多岐にわたる交流事業を進めながら、最上町ならではの魅力のファンを増やしていきたいなどこんなふうに思っているところでもあります。

次に、インバウンドの推進でありますけれども、さきにも述べましたが、県と

のインバウンド事業や地域おこし協力隊と連携をしながら、当町の魅力的な自然や文化が体験できるようモニターツアーを増やし、インバウンドの集客に努めてまいります。受入体制も含め、旅館事業者と連携をしながら進めているところでございます。

最後に3つ目としては、一番重要なこととして、既存の観光施設やそれらに付随するイベントのブラッシュアップであります。

幾ら情報を発信しても、幾ら交流が進んでも、一過性であってはなりません。次につながるおもてなしの心を持って、施設の運営や環境整備に努め、観光客を迎え入れる必要があります。

今年度は町制70周年を迎える記念の年でもあり、また訪れたいくなる、自信と誇りを持って迎え入れたいと考えております。

そういう意味では、この前のものがみ友の会の皆さんとの意見交換の中で、単にイベントの紹介でなくて、人と人とをどう魅力をつなぐかということがふるさと納税にもつながる、町の魅力にもつながるといい意味でのアドバイスを、元気をいただいたところでありますので、これらを含めて、町の魅力を点にしない、面にして、全体で、みんなで共有する。そして、子どもの笑顔いっぱいあふれるまちづくりにするというので、この70周年のキックオフにつなげたいし、その意味でも、冒頭に申し上げました今回の国体の、78回の国スポの成功は大いなる私は元気につながったんでないかなとこんなふうに思っておりますので、議員の皆さんからさらなるご支援をいただく中で頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

2 栗 町長には、いろいろ様々な企画等、構想等考えていただいて、明るいこれからの観光、町の魅力づくりにご検討いただけるものだと、本当にありがたいと思います。

それで、今、私何点か提案させていただいた、町内のいろいろ観光ツアーとか、そういうのを取り組んでみてはいかがですかという内容なんですけれども、これは、例えばそういったものは町の観光協会さん、いろいろ道の駅等から魅力の発信等をされていると思いますが、観光協会さんなどでそういった町の観光ツアーなどに取り組まれる、そういうことは観光協会の業務の中に取り込まれているのかどうか、担当部署にお伺いしたいんですが、いいですか。

商工観光課長兼エネルギー産業推進室長 今、栗林議員のほうからは、町の観光協会の観光に関するツアーの取り組みについてというふうなことを質問いただきました。

取り組みにつきましては、いろいろな分野において観光協会から案内であったり、ツアーの造成であったり、いろいろご尽力をいただいております。ただ、今、町の観光協会におきましては、旅行業の関係もあり、きちんとした海外のお

客の誘客であったり、そして宿泊であったりといった計画するまでのライセンスがまだ備わっておりませんので、ただ、案内レベルでの観光しかできないようです。ですから、商品開発レベルのところまでしかまだ行っていなくて、その辺は今後町としても、観光協会としても、事業を拡大する上の課題の一つになるのではないかなと思っています。

ただ、先ほどもインバウンドの話もありましたけれども、特に奥の細道関連のインバウンドの方が増えておりますので、そちらの業務のほう、今、観光協会のほうからお手伝いをいただきながら推進をしております、先ほども述べましたけれども、人数的には、特に封人の家のほうには260人ほどの外人の方が訪れたということで、国別に見ましても、本当にヨーロッパから、アジアから、いろいろな全国からの入り込みがあったようですので、この辺を最上町の強みと捉えながら拡大してまいりたいと思っています。

旅行コンテンツの確立に向けて、観光協会と併せて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2 番 モニターというか、いろいろなコース、こういう提案、そういったものが海外  
栗 林 のお客様、やはりサイトとかを見て、よくバズるとか言ひますけれども、何かのきっかけですごく人気が出るということを知っておりますので、ぜひ情報発信等、力を入れていただき、外国からのお客様たくさん来ていただけるようによろしくお願ひします。

次の質問をさせていただきます。

町長から先ほど少し触れていただきましたが、道の駅もがみの運営と特産品作りについて質問させていただきます。

12月の定例会の一般質問の際、ちょっと私のほうで時間切れとなってしまう道の駅もがみの運営について再度質問させていただきますが、先ほど来、町長からはいろいろお話、説明等していただきましたので、1つ私のほうから、特産品のことについての質問に絞らせていただきます。

1月16日に道の駅の名物作りということで、アスパラを使ったお菓子の試作品作り、試食会などを行ったそうで、私もちょっとテレビのほうで拝見しました。こちらの新しい名産品の取り組み状況とか、特産品作りについて、また、この試食会がどのような、試作品に対して、町長どのような感想を持たれたのかお伺ひします。

町 長 栗林議員の3点目の道の駅もがみの運営と特産品作りについてのご質問にお答えをいたします。

まずは、先ほど来お話ししておりますように、この道の駅もがみのオープン以降、大変な好評をいただき、たくさんの方に来ていただいております。

道の駅入場者数としては、1月末現在で3万2,629人、エリア全体の入場者数としては7万1,029人となっております、集客効果は絶大なものとして理解をさせていただきました。

特に、年末年始の入り込みについては、1日平均で500人を超える状況にあり、来場者に至っては、県外ナンバーも多数見られ、東北中央自動車道が延伸したことにより、秋田県や宮城県との周遊ルートが確立されたことで、国道47号の地の利が生かされた効果と言えると思います。

来場者からは、オープンに合わせて、秋田県から来られたご夫婦が私に、いや、町長さん、ここは川の魅力も発信できるよねと言ってくれたんです。これも県の支援事業で、かわまちづくり支援事業で、身障者が釣りができるスロープを造ってくれました。こういったことも含めて、川の魅力、そして、大場組さんからはつり橋も架け替えをしていただきました。そして、対岸については、子どもの笑顔がいっぱいあふれる児童公園も含めて再整備をするという約束をしていただいておりますし、巨木もありますし、瀬見温泉には遊歩道もあります。そういった意味で、官民連携の、規模は小さいけれども、私は全国のモデルにしたい、こんなぐらいの思いを持っておりますので、先ほど来、皆さんの質問に答えているように、ここだけの自己完結でなくて、47号全線につないで、その魅力を酒田から石巻、全線の魅力をつないで、これからの入り込み、定住人口、関係人口、デジタル化が進めば会社を辞めなくても来られる、そういった魅力の発信をするということが大事だなとこんなふうに思っております。

道の駅もがみは、ほかならぬ、川を眺め、休息を取って、他の産物に触れながら、心新たに次なる目的に向かうためのオアシスであります。道の駅本来の機能を生まれながらにして兼ね備えた最上町ならではのものと言えると思いますので、先ほど来お話ししておりますように、国道47号の地の利と最上小国川の魅力を存分に生かして、今後の運営に努めてまいりたいと思います。

道の駅の名産品の取り組みについてもお答えをしたいと思います。先ほどお話しさせていただきました道の駅の建設と並行して、道の駅産業部会を設置をし、検討を重ねてまいりました。令和4年度から山形県立農林大学校の1年生の地域協働研究として、アスパラガスを利用して商品開発をしていただきました。令和4年度では、アスパラガスを利用したポタージュ、コロッケ、つくね、みその4商品を提案していただいたところでありまして、試食会を開催をし、道の駅産業部会のメンバーで試食を行ったところでありまして、その中からアスパラガスコロッケが選出され、町内食品加工業者の協力の下、商品開発を重ねてきました。そして、昨年11月26日、道の駅オープンに合わせて販売を開始したところでもあります。

大好評によって、アスパラコロッケは現在で売り切れとなっておりますので、今後、令和6年産のアスパラガスの収穫が始まってから販売を再開することとして

いるところでございます。

令和4年度に引き続き、今年度も農林大学校の1年生の協力で、アスパラガスを利用したかりんとうやシフォンケーキ、焼きチュロスの4商品を提案をいただきました。今年の1年生は、アスパラガスを生産している圃場や農協の選果場、町内の菓子店を訪問して現地調査を行い、加工品の試作を行ったということです。これが大事です。ただ単に商品を作るのではない、体験をすることによって、農業の魅力も含めて、職の魅力も含めて頑張っていた成果として、こういった特産品が生まれたということでもありますので、大学との連携なんかもこれからそういう意味で気づかせていただく大事な視点として交流を続けていって、つなげていきたいなとこんなふうに思っているところでもあります。

この試食会が1月16日に開催され、新聞報道にも取り上げられたところでありまして、今後も商品化に向け、加工品の改良等を重ねていきたいと考えております。

まさしく町内の農観商工連携が奏功した商品開発となったところでありまして、地元大学との連携も含め、道の駅からの地域の活性化に向けて拡大してまいりますので、今後のご理解をよろしくお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

2 番 栗 林 このアスパラ入りのコロッケの件なんです、実は町民の皆さんから、買いに行ったんだけど、売っていなかったよという、何人かの方からせっかく行ったのというふうにご意見をいただきました。せっかく名物として売り出すなら、もう少し数を準備できなかったのかなという、そういったご意見でした。好評だから売り切れたということもあるとは思いますが、今後、せっかく好評だと言って買いに来てくださった方が、せっかくのものが買えなかったというのでは、ちょっと残念なこともありますので、ぜひ増産、もし本当に好評だったということでしたら、増産の計画とか、そういったものに取り組んでいただきたいなと思うところです。

また、お弁当のようなものはないのという、そんなふうなこともおっしゃいました。例えば、米沢のほうで有名な牛肉使ったお弁当とかあるようですが、最上町にもブランド牛で大変人気のある最上牛ございますので、そういったお弁当作りなんかも取り組んで、ぜひいただいて、今後とも名産品作りには力を注いでいただきたいと思っております。

ちょっと時間が少なくなりましたので、すみません、次の質問にいかせていただきます。

町のホームページについての質問をさせていただきます。

最上町のホームページ、どのくらいの方が今現在ご覧いただいているんでしょうか。残念ながら、少し新鮮味が足りないなというのを感じています。新しい情



報が、更新はされている、新着情報とかにはテキストで載ってくるんですが、ぱっと見て新しい情報が出ているように残念ながらちょっと見えにくいなと思っております。もう少し町民が親しめるホームページ作りをお願いしたいと思えます。

また、元旦に発生した能登半島地震の被災者の皆様をいろいろなメディアでご覧いただくたびに、町民の皆様が誰もが心を痛められまして、最上町からの支援はどうなんですか、何も情報が載っていないけれども、何か支援されているんですかというようなことも私のほうに、耳に入ってまいりました。先ほどその内容については回答していただいたので、ここではちょっと抜かさせていただきますが、こういった情報、最上町では今こういう活動をしています、被災者に対してこういう支援をしていますというのが町民の方にすぐぱっと、ホームページを見ると、今、町で取り組んでいることが分かりやすいようなホームページを作っていたきたいなと思うところです。

先ほど町長の施政方針の中で、情報システムの大規模改修というようなお話を伺いましたが、この中にホームページのことも含まれているのではないかなと思いつながらお聞きしましたが、この情報、町のホームページをこれからどんなふう活用されていくのかというのを伺います。

町長 4点目のご質問にお答えをいたします。

まさしくこの情報発信、極めて大事なことであります。

議員からは、当町の公式ホームページ全般についてのご質問をいただいたところでありますが、まずは、町ホームページの閲覧数であります。昨年7月から今年2月までの一月当たりの閲覧者数は、平均で約7,000人となっております。

さらにデータを分析してみると、昨年8月に執行された最上町議会議員選挙をはじめ、9月最上町議会定例会の閲覧者数が多かったという結果から、町民の皆さんが小まめにホームページを見ていることがうかがえます。

町ホームページは、平成13年1月から運営をしておりますが、これまでも利用者の目線での見やすい・使いやすい・分かりやすいホームページを目指し、全面的な見直しや各課の協力を得ながら、より親しみのあるホームページということで、掲載内容等についても検討を行い、できることから取り組んできたところでございます。

しかしながら、より見やすく、より分かりやすいホームページにするためには、まだ改善の余地があることから、令和4年3月に、デザイン自体は大きく変わっておりませんが、各ページの内容の更新をはじめ、各課からの新着情報の掲載、バナーや掲載画像などの見直しや追加、さらには、利用者が必要な情報を少ないクリック数で目的ページまでたどり着けるような利便性の向上に努めてまい

りました。

観光情報については、最上町観光協会が運営している「もがぼ」に情報が掲載されており、今年2月にリニューアルを行い、さらに見やすく使いやすいデザインに変更させているところであります。

町としましても、一般的な行政情報は町ホームページで、町の観光情報については「もがぼ」を中心に情報発信することで、利用者の目的に沿ったホームページ運営に努めてまいります。

また、議員からは能登半島地震に関する情報の掲載についてもご質問いただいたところではありますが、町社会福祉協議会を中心に取り組んでおります義援金活動であったり、及び同協議会の賛助会員になっている企業を対象に行った支援物資の協力についてまとめ次第、町ホームページ及び広報紙等を通じてご報告させていただく予定であります。

災害ボランティア情報についても、窓口となっている同協議会と連携をしながら、こういった形で情報提供できるのか検討していく必要があると考えております。

いずれにしても、町ホームページは、情報発信の重要な手段の一つとして位置づけておりますが、現状に満足することなく、さらに進化させていく必要があると考えておりますので、議員のご理解のほど、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

2  
栗

ホームぺージのことをお伺いした中で、何かリンク切れって分かりますか。バナーとか何かのクリックすると、その情報に飛ぶようなシステム、リンク機能というのがあるんですけども、残念ながら、そういうのが切れていて、情報が見つからないような項目がちょっとあるということをお伺いしましたので、そういうようなところもあらかじめ見ていただきたいなと思っております。

いろいろなホームページあります。私もそんなにたくさん見たわけではないんですけども、やはり見て、情報が新しいな、今ある情報が見やすいというところのページ、例えば山形市さんのホームページなんかはすごく情報がいっぱいあるなというふうに見えます。それは、それぞれの市町村さんによって、いろいろ様々ですが、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

そして、今回質問させていただいた一番最初に申し上げましたが、本当にちょっと話が戻ってしまって申し訳ないんですけども、国スポのコース造りで雪を運んだということについては、大変町民の皆様にはご心配をおかけいたしましたので、広報やこういったホームページなどを利用して、ぜひ町のこういった取り組みについて説明するようなことをしていただきたいと思っております。

すみません、ちょっと時間もないので、これで私の質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 これで、2番 栗林浩子議員の一般質問を終わります。

## 延 会

議 長 这里でお諮りします。  
この後に常任委員会の日程が入っておりますので、本日の会議はここまでとし、会議規則第24条第2項の規定により、これで延会したいと思います。  
ご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本日はこれで延会することに決定しました。  
なお、明日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集をお願いします。  
大変ご苦勞様でした。

延 会 15時12分

令和6年3月6日（水）開議

（第2日）

## 令和6年3月定例会会議録

令和6年3月6日 水曜日 午前10時00分開会

### 出席議員（12名）

1番	宮本 浩	6番	須貝 康幸
2番	栗林 浩子	7番	佐藤 義男
3番	尾形 勝雄	8番	山崎 香菜子
4番	佐藤 正市	9番	佐澤 浩
5番	菅 孝	10番	伊藤 一雄

### 欠席議員

なし

### 出席要求による出席者職氏名

町 長	高橋 重美	建設水道課長	伊藤 和久
副町長	伊藤 勝	教育文化課長兼 国民スポーツ大会 推進室長	板垣 由紀子
教育長	中嶋 晴幸	こども支援課長	高橋 喜代美
会計管理者兼 会計課長	阿部 信幸	健康福祉課長	菅 智子
総務企画課長	高橋 浩康	地方包括ケア推進管理監 兼最上病院事務長兼 介護老人保健施設事務長 兼認知症対応型共同生活 介護施設事務長	板垣 誠弘
町民税務課長兼 町民生活室長	齊藤 博幸	政策調整主幹兼 危機管理主幹	五十嵐 浩一
商工観光課長兼 エネルギー産業推進室長	阿部 剛	代表監査委員	金田 勝雄
農林課長兼 農業委員会事務局長	野口 勝世	農業委員会会長	庄司 千賀夫

### 事務局出席者職氏名

事務局長 金田敏幸

庶務係  
(庶務係長)

遠藤智也

令和6年3月最上町議会定例会議事日程（第2号）

第2日 令和6年3月6日（水） 午前10時00分開議

（一般質問）

日程第 1 一般質問

（議案審議）

- 日程第 2 諮問第 1号 最上町人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 3 諮問第 2号 最上町人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 4 同意第 1号 最上町教育長の選任について
- 日程第 5 承認第 1号 最上町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 日程第 6 承認第 2号 最上町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について
- 日程第 7 議案第 2号 町長の給与の特例に関する条例の設定について
- 日程第 8 議案第 3号 最上町犯罪被害者等支援条例の設定について
- 日程第 9 議案第 4号 最上町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の設定について
- 日程第10 議案第 5号 最上町下水道事業の設置等に関する条例の設定について
- 日程第11 議案第 6号 最上町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の設定について
- 日程第12 議案第 7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第13 議案第 8号 最上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 9号 最上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 最上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 最上町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 最上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第13号 最上町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 最上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第15号 最上町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第16号 最上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第17号 最上町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第18号 令和5年度最上町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第24 議案第19号 令和5年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第20号 令和5年度最上町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第21号 令和5年度最上町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第27 議案第22号 令和5年度最上町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第28 議案第23号 令和5年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第24号 令和5年度最上町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）について



## 開 議

議 長 改めまして、おはようございます。  
ただいまの出席議員は全員であります。  
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

### 一般質問

町 長 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。  
4番 佐藤正市議員に発言を許します。

4 番 どうも皆さん、おはようございます。  
佐藤(正) それでは、私から一般質問させていただきます。私からの質問は2問あります。

まず、第1問目に対して質問いたします。

質問1、将来のスクールバス乗車計画についてお伺いします。

令和3年9月に計画された第5次最上町総合計画の施策1-1-2の教育環境の整備の1項現状と課題に、小学校の統廃合により、遠距離通学の児童・生徒数が増加したため、地域の実情に合った安全な通学手段を確保する必要があるとうたっています。

最近の最上町の現状はどうでしょう。熊、イノシシ、猿の目撃情報が頻繁に防災無線で流れています。

また、夏場における猛暑と熱中症問題に、子どもたちの教育環境は過酷なものとなっています。遠距離通学、小学校4キロメートル以上の規定があり、子どもたちは毎日通学しています。今年入学したての1年生も、自分の体よりも大きいランドセルを背負い、高学年の後ろについて登校している姿はたくましく見えませんでした。

今年の7月、夏季休校前に通学路線の危険箇所街頭指導に立っていたときに感じたことなのですが、学校まで残り500メートルぐらいのところ街頭指導していたときに、私が「おはようございます」「行ってらっしゃい」と声をかけると、ふうふう言いながら大汗をかいている子どもたちが大半で、元気がない挨拶が返ってきました。まだ朝の通学途中なのにですよ。授業が始まるのにです。私はこの現状を目にしたときに、「ごめん」と思わず言ってしまいました。

さらに、子どもたちの通学の容姿に気がついたことがあります。それは、ランドセルに熊ベル、首からぶら下げた水筒、これが子どもたちの必需品だということです。何かおかしくありませんか。第5次総合計画にある現状と課題に相違があるように思えました。

まだ懸念事項があります。令和6年1月9日、冬季街頭指導を町長さんと大堀小学校で行ったときに目にした光景ですが、遠距離通学対象のスクールバス乗車

の子どもたちのバスが到着し下車しているところに、高齢者運転の車が到着し、高学年の子どもが降りて登校していました。冬期間の2キロメートル以上に該当し、スクールバス乗車が不可のお子さんの祖父母が送迎しているとのことでした。このような光景は何台かありました。祖父母がいない家庭の送迎は学童に入る可能なケアを行っているとのことでした。

本来、祖父母送迎は、高齢化している中では、危険度が非常に高くなっています。高齢者運転の事故も増加している中、免許返納する人が今後増えてくると思います。教育環境の中で安全で快適な学校整備、環境整備に沿っていないような気がします。

そこで伺います。時代背景に沿った最上町のスクールバス計画についてお示しください。なお、答弁はPDCAを回した答弁でお願いします。

町 長 おはようございます。

4番さん、佐藤議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

議員からは、将来のスクールバス乗車計画についてのご質問をいただきました。現在のスクールバスは、小・中学校合わせて11路線で運行をしております。大堀小学校は2路線、向町小学校は7路線、最上中学校は9路線となっており、そのうち向町小と最上中の5路線が小中同乗での運行、大堀小と最上中の1路線が小中同乗での運行となっております。

また、大堀小の鶉杉、上鶉杉地区の児童及び、最上中の瀬見、鶉杉、上鶉杉、大堀、清水町、白川端の生徒につきましては、JRを利用した通学となっております。

スクールバスによる通学の基準につきましては、最上町のスクールバス運行管理規程の使用の条件の中で、児童・生徒の遠距離通学の緩和を図るため、各学区ごとに、児童については4キロ以上、生徒にあつては6キロメートル以上の通学距離にある者について使用させることができるものと指定されているところでございます。

また冬期間は、児童にあつては、2キロメートル程度の通学距離があるときは、利用の便を図っており、令和5年度につきましては、12月から3月までの大堀小学校区の法田中地区では、下校時はスクールバスを使用しており、向町小学校区の沢原地区の児童6名についても、冬期間はスクールバスでの通学となっております。

スクールバスの路線につきましては、毎年、次年度にスクールバスを利用する児童・生徒数を集計をして、乗り降りをする場所の設置箇所を確認をしておるところでありまして、さらには、保護者や学校等からの要望事項やご意見等を踏まえながら、検討・協議を行い、スクールバスの路線の変更や統廃合、新規路線の追加、乗降場所の変更などを行い、スクールバスの運行路線を決定をしております。

議員が述べられるとおり、昨今の通学路の安全性の確保につきましては、交通安全対策はもとより、熱中症予防や鳥獣対策など、新たな課題への対応も求められているところでございます。

令和6年度のスクールバスの運行路線につきましては、現時点、10路線での運行を予定をしております、大堀小学校区で徒歩通学となっていた、下白川、若宮地区の児童20名について、新たにスクールバスでの通学を予定しております。

また、向町小学校区では、沢原地区の小学生を、冬期間のみスクールバス通学から通年の利用に変更を予定をしております、スクールバス通学の利便性の向上が図られることとなっておりますのでございます。

以上、総合計画の施策についてお示ししたとおりであります。地域の実情と実態を的確に把握をしながら、児童・生徒の安全な通学手段の確保に努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

4 番 大変前向きな回答ありがとうございました。私が思っていた以上の答弁をいただきまして、回答をいただきましてありがとうございます。

佐藤（正）

特に夏場のことなんですけれども、やはり熱中症対策ということがあって、今年度というか令和6年度は、学校にクーラーをつけたりしていただいて、勉強する環境が非常によくなったということもお聞きしました。

ただ、法田中地区とか野頭、法田下地区の県道に抜ける歩道の雑草が、非常に多く生えていて、非常に危険な状態だったんです。9月の定例会のときにも私申し上げたら、建設課のほうで対処していただきまして、雑草を刈っていただいて、きれいに歩道橋を維持してもらいまして、子どもたちから大変喜びの声が返ってきてまして、非常に、やはり頻繁に子供たちに目を配りながら、地域の全員みんなで見守っていけるような環境づくりをしていきながら、子どもたちの安全で通学できる道路を確保していければということで、今回質問させていただいたんで、非常にありがたく思っていますが、もう一つ、冬場もそうだったんです、多分、お聞きになっている方がいらしゃるかどうかは分かんないんですけども、今回、法田中地区で冬場、冬期間だけ、子どもたちがスクールバスに乗らせていただいています。

ただ、ほかの地域からもちょっと声があって、今、冬場は、時間が、夕暮れになると時間が短いもんですから、3時半に高学年が終わって、帰っていたときに、家に着く頃は4時過ぎていて日暮れになっていて、たまたま女の子だったんですけども、女の子が1人で帰ってきたと。うちに帰ってきた途端に、おばあちゃんがお迎えに出て、安堵感があってその子どもが泣き出したというんですね。

だから、そういった孤独で帰宅している子もいるということを実況として捉えていただきながら、前向きに検討していただいたことに対しては非常にありがたく思っていますので、ぜひ、これが子どもたちの、常に現状、アンテナを張りながら、環境を見据えた上で検討していただけるようにしていく仕組みをしっかりとつくっていただければ、大変いいことであればありがたいことだと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、じゃ2つ目の質問をさせていただきます。

2つ目は、今後の赤倉温泉スキー場の運営計画についてです。

今シーズン、第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会が、当町の赤倉温泉スキー場にて行われました。多くの皆様の尽力を得まして開催されましたことを誇りに思います。

普段、当たり前のように雪があるものと思って生活していて、雪がないことで今年ほど苦慮した経験はありませんでした。町民の皆様におかれましても、大変なことと思います。商工、観光、サービス業界は深刻な問題と受け止めております。国スポ開催に向け、雪付け作業をしている。資金を投入してまで行う必要があるのかという意見であったり、中止できないのか、会場変更は、という意見もありました。

そういう中で、国スポ開催ができた最上町はすばらしい町と思います。当たり前前に開催できていたアルペン競技会場の最上町で、国民への紹介は終わっていたと思います。雪がないハンディキャップをプラス思考で乗り切り、開催された国スポは、大変意味のあるものと思います。全国に、最上町の赤倉温泉スキー場を知っていただけたことと思います。雪なしの開催、最上町と称賛されると思います。

そこで伺います。有名になった最上町赤倉温泉スキー場です。これからの運営計画をしっかりとつくり、進めていく必要があると思います。町の運営計画をP D C Aでお示してください。

町長 佐藤議員の2点目のご質問にお答えをいたします。今後の赤倉温泉スキー場の運営計画についてのご質問をいただきました。先ほども申し上げましたが、本当に、第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会が無事終了できましたことに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

特に、環境整備や会場設営に当たり、町内外のこの建設事業者の皆様のご協力のおかげで、重ねて感謝を申し上げたいと思います。大勢の選手の皆さんから感謝もさせていただきました。昨日もお話しましたように、大会が全て終わって、ゲレンデのほうにみんなが並んで、感謝のおじぎをしてくれましたよ。これは私、今までのいろんな全国大会で、こんな光景はなかったんですね。それが、今回大変な思いでみんなが頑張って、コース整備をしてもらったということに感謝の気持ちを、ああいうふうに表示していただいたということは、何よりも私、ありがたいなど、こんなふう思ったところでありまして、本当に今回の国スポ大会を、改めて最上町の誇りとして、これからのまちづくりとして、私は頑張っていきたいなど、こんな決意をさせていただいたところでもあります。

特にこの環境整備や会場設営に当たって、町内外の建設業者、今お話ししましたように、大変なご協力をいただいたということ、そして、昨年インターハイ、そしてこのたびの国民スポーツ大会が無事終了したことは、自信と誇りを持って、今後の赤倉温泉スキー場の運営を考えなければなりません。議員のご指摘にあるように、しっかりとした運営計画の策定が必要と捉えているところでもあります。

最上町赤倉温泉スキー場設置及び管理条例第2条に「町は健全な余暇活動の場

を提供し、心身の健全な発達と健康増進を図るとともに、観光、リクリエーションを通じ地域間の交流を深め、地域振興に寄与するため、スキー場並びに附帯施設を設置する」としてあります。この設置目的に沿って、改めて今後の運営計画の策定をしてみたいなど、こんなふうに思います。

昨日の質問にもありましたように、雪上機の設備のことなんかも、いただいたわけではありますが、そういうことも含めて、これからの赤倉温泉スキー場の在り方、そしてこれも答弁させていただいておりますように、冬場だけでなく、夏場の魅力も含めて、私は今後検討していきたい、こんな決意でいるところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

運営計画の策定に当たっては、各方面の関係者、そして関係団体、有識者など、広く意見を伺いながら、今後の検討を進めていきたいと思ひますし、検討委員会の設置の下で、まずは今日までの運営、または経営内容についても成果や課題を整理をしていきながら、そして条例に即した将来ビジョンを描きながら運営計画の策定を行ってみたいと、こんなふうに思ひます。

次に、それらの事業執行役として、担当課を中心としながら、スキー場職員が一丸となってサービスの向上に努めてみたいと思っております。今回の国スポ大会では、スキー場の関係者にも、本当に頭の下がる思いを、感謝しているところであります。

そして、事業評価に当たっては、スキー場内の担当係ごとの事業分析と進捗について報告書をまとめて、定期的な所内会議を開催をして、内容を検討しているところでもございますので、こういったことを踏まえながら、今後の在り方を検討してまいります。

さらに、統括管理者を筆頭に、担当課と連携をしながら、内容を点検するとともに、ヒアリングも行いながら、改善に向け調整をしていきます。

最後に、調整結果や改善内容について、検討委員会にて再度提起しながら、最終的な評価を確定をし、今後の運営計画に反映をさせてみたいと思っております。

このような内容の下で、この運営計画のPDCAサイクルの手法を用いながら、業務の改善に努めてまいります。歴史あるこの赤倉温泉スキー場の生き残りをかけ、持続可能なスキー場となるために、検討してまいりますので、議員のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

4 番 私もやっぱり思っていたとおりのことが、今、町長さんから回答いただきまして、ちょっと安堵感があるんですけども、反省しなきゃいけない点もあると思ひます。

それは、今までは国スポというのは、選手ファーストであって、各県の代表の選手が出場されて大会は行われるわけですけども、国の大会でもありまして、各県ごとの順位が決まるわけですし、夏と冬を踏まえまして評価される国スポという扱いになっていまして、そういった中で、例えば今回、赤倉温泉スキー場でアルペン競技だけが行われたわけなんですけれども、山形県内においてはジャン

プ、コンパインド、クロスカントリーとか行われています。

このときに、例えば雪の問題があって大会ができなくなったということは、もしあったとしたら、全競技、今までやってきた各県の選手団、冬季国体だけではなくて夏季の国体のほうも頑張ってきた選手の努力と汗が無駄になってしまう、無駄とは言いませんけれども、本当に悔しい思いされるんじゃないかということで、選手ファーストだけとと思っている方もいらっしゃると思いますが、やはり国とか県とかみんな携わっている人たち、関係者皆さんが待ち望んでいた大会だと思って、それをやり遂げた最上町はやはり賞賛できると思います。

ただ、だから賞賛できるからといって、選手ファーストだけの大会をやり終えた最上町ではなくして、これからの赤倉温泉スキー場は町営スキー場です。町営スキー場がこのぐらいの規模の国体をやれるというのは、多分、全国見てもそんなにはないと思います。選手ファーストじゃなくて、実はある選手の方が、私コース整備していたときにちょっと言っていたことなんですけれども、「私、高校生のときにここに来て、今回2回目です」という選手もいました。コースが今回縮小されて、ショートカットされたコースで大会やったわけですけども、もう一回来てフルコースで滑りたいという声もありました。

それを聞いたときに、ちょっとほっとした気がしまして。だから、継続できるスキー場にしていかなければいけないんじゃないかという思いで、こういう質問をさせていただきました。ぜひ、最上町、赤倉温泉スキー場、継続のあるような経営とか、それから今後の運営計画をしっかりと組みながら、町全体で協力していったいけるようなスキー場にしていっていただきたいという思いで質問させていただきました。私の質問は以上で終わります。

議 長     これで、4番 佐藤議員の一般質問を終わります。  
          次に、9番 佐澤浩議員に発言を許します。

9 番     私からは、町が目指す農業の将来像について伺います。  
佐 澤     昨年の猛暑と、昨年から続く今年の暖冬は、私の72年間の歴史の中で経験したことの無い、想像だにしないできごとでありました。除雪ボランティアで出動したのは、昨年の12月は4日間、暖冬としてはまずまずの出だしでありました。1月に入って20センチ積もったのが2日間、10センチ積もったのも2日間、5センチ積もったのが4日間、2センチ積もったのが3日間であり、出動回数は8日間とあまりにも少なく、雪不足に強烈な不安を抱きながら、2月の降雪に強く期待をしていましたが、日がいくら変わっても、一向に除雪するほどの積雪に恵まれず、2月21日から開催される第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会、やまがた雪未来国スポの開催の不安が色濃くなるばかりでした。

肝心の雪不足に、2月1日に開かれました最上町議会全員協議会で、当議会は大会運営に関する補正予算の専決処分に関して、議員全員で承認し、町の最大の目標であります国民スポーツ大会の大成功を掲げ、町の威信をかけた雪との闘いが始まりました。その間、町民の皆様からは、中止や会場変更などのほかに、何

としても全国の選手団を迎え入れたい、どんなことがあっても成功させたい、みんなの力で大会を開催させたいなどなど、力強い言葉もいただき、専決処分書ごとに力をいただきました。雪運搬車両、台数が2,000台以上と伺っています。会場整備に関わられた総動員数は1,500人以上とも伺っております。土日祝日にもかかわらず、大会運営やコース整備に、町職員はじめ多くの皆様方のご尽力をいただき、大成功を収めることができましたことは、ひとえに教育長を始め教育委員会、そして影の立役者としてご尽力をいただきました関係スタッフ一同の賜物と感謝申し上げます。

大会初日の前日から降り続いた雪は、スキー場を覆いつくし、白銀の世界をつくり出してくれました。天に両手を合わせ、感謝の意を告げました。テレビ、新聞等でも報道されました国スポは、21日に開幕した国民スポーツ大会は、22日に競技が始まり、ジャイアントスラロームで山形市出身の佐藤慎太郎選手が優勝し、その後に素敵なドラマが起きました。これも、何度か町長の口から、この場でもお話しされました。優勝した佐藤慎太郎選手が、交際相手の女性にプロポーズをして、意中の人の心にゴールしました。

しかし、ドラマはこれだけで終わりません。24日の最終日に開幕したやまがた雪未来国スポは、雪不足に苦労した大会であり、特にアルペン競技は大量の雪を運び入れた上、コースの長さを3分の1に短縮してようやく実施にこぎ着けたことを知った選手の方たちは、フィニッシュ後にコースに向かいおじぎをしておりました。不思議な光景だなど思いながらも、これを見て、もしかしたらこれは全ての関係者の苦労に感謝しようとする行為ではと、スポーツマンシップの精神と日本人としての真心に涙があふれ出しました。

後で知りましたが、宮城県少年男子の芹田虎太郎選手が、SNSで全国の選手に呼びかけ、実現したということでもあります。SNSとはこういうふうな使い方をすべきであるというふうに思いました。大会を運営していたことに感謝の気持ちを形として表せるのは、ありがとうございますという言葉だと、そう思ったそうです。今大会は多くのドラマと感動をいただきました。大成功裏に導いた最上町の歴史に残るすばらしい大会でありました。ここに、全国の選手、役員、関係者の方々に対し、心から感謝を申し上げます。これこそが最上町の底力であり、財産であります。平成16年国体に次ぐ大偉業を成し遂げました。並々ならぬご心配をおかけいたしました町民の皆様方、そして本大会を支えてくださいました皆様方に衷心より感謝を申し上げ、一般質問をいたします。

さて、昨年9月初議会の一般質問で、町の農業をどう守るかについて質問いたしました。あれから半年が過ぎ、新たな国の動きも見えてきました。日々成長を続ける農業振興は、日本経済力にかかっていると言っても決して過言ではありません。日本経済がデフレから完全に脱却し、成長への好循環を実現できるかどうか、その正念場となる令和6年が幕を開けました。政府と企業が共に改革への決意を新たにするときであります。

バブル崩壊後の日本経済は失われた30年と呼ばれ、物価が上がらないため、企業は売上高が伸びずコスト削減を徹底して、利益を確保した。その結果、おのずと賃金は抑えられました。日本の平均賃金は、主要先進国で最低水準に沈んで

しまったのです。賃金が増えないと、当然のことながら、消費者は節約に努めます。それがさらに物価を押し上げているという悪循環から、なかなか抜け出せずにおりました。2月6日に厚生労働省が発表しました2023年の勤労統計調査で、労働者1人当たりの平均賃金を示す現金給与総額、名目賃金に物価変動を加味した実質賃金は、前年比2.5%減となり、2年連続で減少しました。23年の1世帯2人以上当たりの月額消費支出も減少しており、賃金上昇が物価に追いつかず、家計の節約志向が高まっていることが浮き彫りとなっております。

そんな現状の中で、町の活力、地域づくりや経済を再生するには、地方創生をはじめ、地域が元気になることが重要であります。これまで、地域の創意工夫を生かした様々な取り組みが進められてきました。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業は、国の緊急対策交付金や国・県と連携した緊急経済対策、さらに町独自の緊急対策として、総務企画課をはじめ商工観光課、教育文化課、こども支援課が一体となって取り組んでこられたことは、高く高く評価すべきものであります。

ただ、東京への転入超過は依然として継続しております。地方の自治体においては、人口減少や少子高齢化などによって過疎化、コミュニティの弱体化、地域経済の縮小など、経済的、社会的に大きな影響が生じております。

こうした中で、結婚や妊娠、出産、子育てしやすい環境を整備することや、地域を支える産業の振興や起業の促進、移住・定住の推進による人の流れの創出、ウェルビーイングの視点、SDGsといった価値観を大切に魅力ある地域づくりなどは、いずれも喫緊の課題であります。

地域産業が好循環で健全でなければ、基幹産業の農業は衰退化しかねません。食料安全保障に関して、高まるリスクへの対策を講じなければなりません。国際的な紛争や温暖化による干ばつの増加などで、食料をいかに安定的に確保するかが世界的な課題となっております。

政府は、国際情勢の変化に応じた対策の強化を急がねばなりません。農林水産省は、食料安全保障の強化のため、農政の方向性を示す食料・農業・農村基本法を、制定から25年ぶりに改正しました。

また、輸入途絶えなどの事態に備えた新法をつくり、今国会に法案を提出するとしておりました。ロシアのウクライナ侵攻後、世界で食糧危機が起きました。中東情勢の緊迫化では、海運にも混乱が生じている現状です。地球温暖化による農作物の不作も目立ちます。日本経済力も低下し、世界で食料を買い付ける力が落ちているとの懸念もあります。もともと、日本のカロリーベースの食料需給率は38%と、主要先進国で最低水準であります。

食料をめぐる環境は激変しており、危機への備えを万全にする必要があると考えます。基本法の改正では、食料安全保障を主要課題に据え、その上で新法を制定し、食料の調達が難しくなる場合に備えて、3段階で対応をすることを規定としております。

まず、米や小麦など、食生活に重要な品目を指定して、その供給が減る兆候が見られる初期段階では、首相を長とする政府の対策本部を設け、農家や商社などの民間に出荷や生産の促進を求めるものであります。



また、重要品目の供給量が平時より2割以上減少する段階になった場合には、国が民間に対し、生産や輸入を増やすための計画を作成するよう指示するとしております。

さらに、最低限のカロリーを得るのが困難な場合を最も深刻な段階とし、カロリーが高い食料の生産に転換するよう農家に要請する権限を国に与えるとしているものであります。配給や価格調整、買い占め防止の実態などの現行法の範囲内で検討するという内容であります。

ただ、そうした措置は私権を制限する内容も含まれます。これは、地方分権改革が未完といわれるゆえんでもあります。そのことに対しては、また違う機会に触れてみたいと考えております。

円滑に民間の協力が得られるよう、国は対策の必要性と意義についてしっかりと説明を尽くし、理解を得なければなりません。畜産に不可欠な食料も含め、備蓄の拡充や輸入先の多様化など、様々な施策を講じなければなりません。ただし、国が食料増産を農家に求めても、生産者側にその能力、いわゆる整った環境や財力がなければ意味がありません。農家は高齢化や担い手不足が深刻な状況にあり、新法に実効性を持たせるには、農業従事者を増やし、生産基盤を強化することが前提となります。将来を見据えた小規模基盤の推進を図り、耕作放棄地を生まないように、現状の耕作面積を維持し、農業法人化の設立支援を講じるなど、担い手不足の解消にもつなげていく施策検討をしていただきたいと思います。

また、ITの活用などで省力化や生産性の向上を図り、農業を若者が就業したくなるような魅力のある産業にしていくことが重要であることは申すまでもありませんが、今後の農業の魅力づくり、さらに持続可能な農業振興、そして町の目指す農業の将来像について、市長の見解をお示しいただきます。

町長 9番さん、佐澤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、第78回の国スポに対して感謝の言葉をいただいて、本当に感謝を申し上げたいと思います。佐澤議員にもお話ししましたがけれども、改めて、今回のスローガンといいますか、合言葉に、「一瞬の風になり 叶えよ君の夢」というスローガンでしたね。そういう意味で、佐藤選手がゲレンデに感謝をし、そしてそのときにプロポーズしたあの光景は、本当に歴史に私は残るんでないかなというところで感動したところございまして、ぜひ、彼の結婚式に出席したいなど、こんな思いでいるところでもありますので、本当にありがとうございました。

現在の、農業を取り巻く状況を見てみますと、議員の質問にあるとおり、当町をはじめ全国的に、担い手不足、農業経営者の高齢化といった問題を抱えている状態となっているところでありまして、当町の農家戸数は年々減少しており、平成27年の農林業センサスでは946戸でありましたが、令和2年の農林業センサスでは788戸となっております。この減少傾向は、後継者不足や他産業でも人手不足の状況になっていることから、今後も続くものと思われまます。

転作の交付金の中で、水田活用直接支払交付金の厳格化による水張問題があります。これは令和3年12月に日本農業新聞の記事に「今後5年間水張りをしな

ければ交付対象外」と掲載され、令和4年度から5年間で水張りをしなければ、水田活用直接支払交付金の交付対象から外すということでありました。最上町では、これまで生産調整に協力しながら、特にそばの作付をはじめ、拡大をしてきており、反収を上げるため、排水対策なんかも行いながら生産していることから、農地に水を張ることは現実的ではなく、生産収入に大きな影響を与えたというふうに捉えております。

また、国際情勢の影響を受けて、依然として物価高騰が続いており、肥料・農薬代、生産資材代、燃料代などが経営を圧迫している状況にもあり、収益が思うように上がらない状況になっております。

このような状況の中で、農業経営基盤強化促進法が令和5年4月に改正され、これまでの人・農地プランを法定化をし、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定が定められました。農地を次の時代に引き継ぐため、生産活動がしやすく、そして生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向けて、将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか、そして、農地を含め地域農業がどのように維持・発展をしていくかという、幅広い意見を取り入れながら、関係者が一体となって話し合っていく必要があります。

2月8日から15日にかけて5日間の日程で各集落座談会を開催をしました。交付金制度の改正内容や地域計画の策定について説明をしてきたところでございます。

地域計画の策定を進める中で、水稻や土地利用型作物については効率性が求められることから、必然的に担い手に集約・集積していくことと思われれます。担い手の集積・集約を見据え、基盤整備も必要となってくる場合もあります。現在、地域の合意形成が図られた2地区では既に調査事業が終了し、令和6年度から工事に着手することになっております。ほかに1地区で調査事業を今進めておるところでございます。

農地の受け手となる担い手の育成・支援につきましては、法人化、グループ化に向けた支援や国や県の事業を活用しながら、省力化を含めた機械・施設整備を後押ししていきたいと考えております。

そして、これもいつもお話ししますが、農業は単にものをつくるだけではない、つくったものを6次産業して、そして体験、交流、いろんな面で関係人口と親交をすると、こういう役割の補助の役割も、農業に大変大事な役割あるわけですので、そういった中でのこれからのデジタル化、IT化、そういった形での関係人口を体験をさせることによって、将来の人材育成、こういったことも私は大事な視点でないかなと、こんなふうに思っているところでございます。

また、当町では高収益作物として、ご案内のように、アスパラガスをはじめとした園芸作物の生産を振興してきております。アスパラガスについては、取り組んでから約20年が経過をしております。高齢化による離農を検討する生産者もおられることから、農協をはじめ、関係機関と連携をしながら、優良な圃場について、新規就農者等に継承した生産活動を続けていくようにしていきたいと思っております。そういう意味でのグループ化、法人化も今後の、私

は大事な視点でないかなど、こんなふうに思っているところであります。

なお、農業の基礎となる土づくりも重要でありますので、町内の畜産農家の堆肥を有効活用し、化学肥料の低減を図り、環境に優しい農業生産と維持可能な農業を推進をしていきたいと思っております。

農業を取り巻く情勢は目まぐるしく変化をしておりますが、意欲ある担い手への支援を継続しながら、効率化に向けた農業生産体制整備と高収益作物の生産面積の拡大を進め、環境に優しい農業を推進をして、農業生産額の拡大を図ってまいる所存でありますので、何とぞご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

9 番 今、町は社会の成熟化の中で大きな転換期を迎えている、そういう現状でない  
佐 かなというふうに見ております。町長が常々、思いを込めておっしゃっておられ  
ます、笑顔が輝き住み続けたい町、その実現に向けて、これからも力強く、  
いろいろな産業に精いっぱい力を出していただきたい。それで特に、農業振興のほ  
うにも取り組まれるようお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

議 長 これで、9番 佐澤議員の一般質問を終わります。  
一般質問は全部終了しました。  
ここで暫時休憩します。  
再開を、11時再開します。

休 憩 10時52分  
再 開 11時04分

## 議 案 審 議

議 長 休憩前に復し会議を再開します。  
これから議案審議を行います。  
日程第2 諮問第1号 最上町人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題と  
します。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 諮問第1号 最上町人権擁護委員の候補者の推薦について、ご提案を申し上げ  
ます。

人権擁護委員制度は、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。人権擁護委員の任期は3年であり、議会の意見を得まして町長が推薦をし、法務大臣が委嘱をすることとなっております。

このたび、人権擁護委員の押切京子氏の任期が、令和6年3月30日をもって満了となることから、引き続き押切氏を推薦をいたしたく提案をするものであります。

なお、推薦してから認定されるまでの手続に日数を要するため、本3月定例会に提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

申し訳ない。このたび人権擁護委員の押切京子氏の任期が令和6年6月30日をもって満了になることに伴って、今回の提案であります。よろしく願いいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を省略し、採決に入ります。  
これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

議 長 異議なしと認めます。  
諮問第1号を採決します。  
最上町人権擁護委員の候補者として、押切京子氏を適任であると認め、答申することに賛成の方は起立願います。

( 賛 成 者 起 立 )

議 長 起立全員であります。  
したがって、諮問第1号 最上町人権擁護委員の候補者の推薦については適任であると認め、答申することに決定しました。

議 長 日程第3 諮問第2号 最上町人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 諮問第2号 最上町人権擁護委員の候補者の推薦についてご提案を申し上げます。  
人権擁護委員制度は、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。人権擁護委員の任期は3年であり、議会の意見を得まして町長が推薦をし、法務大臣が委嘱をすることとなっております。このため、人権擁護委員の奥山良一氏の任期が令和6年6月30日をもって満了となることから、新たに岸善一氏を推薦をいたしたく提案するものであります。

岸善一氏は、温厚実直な方で、本委員の果たすべく役割や目的、活動を十分理解くださり、人権擁護委員として適任であります。

なお、推薦してから認定されるまでの手続に日数を要するため、本3月定例会に提案するものであります。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

町 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

町 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を省略し、採決に入ります。  
これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

町 長 異議なしと認めます。  
諮問第2号を採決します。  
最上町人権擁護委員の候補者として、岸善一氏を適任であると認め、答申することに賛成の方は起立願います。

( 賛 成 者 起 立 )

議 長 起立全員であります。  
したがって、諮問第2号 最上町人権擁護委員の候補者の推薦については適任であると認め、答申することに決定しました。

議 長 日程第4 同意第1号 最上町教育長の選任についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 同意第1号 最上町教育長の選任についてご提案を申し上げます。  
令和6年3月31日をもって、現教育長であります中嶋晴幸氏の任期が満了いたします。中嶋氏は、平成27年4月1日から3期9年の長きにわたり、教育長としての重責を全うされ、本町の教育の振興と発展に貢献をしてくださいました。退任に当たり、改めて衷心よりその功績に感謝を申し上げたいと思います。  
本件は、このたびの任期満了に伴い、令和6年4月1日より、最上町教育長として笠原正三氏を新たに選任をいたしたく提案するものであります。  
笠原氏は、昭和35年東法田に生まれ、昭和59年4月から公立小学校教員として奉職され、以来、向町小学校校長として退職されるまで、37年間の長きに

わたり、教育一筋に努めてこられました。教員退職後は、最上総合支庁子ども家庭支援課にて、令和3年度、4年度の2か年の間、青少年専門員として、最上地域の青少年の健全育成の進展にご尽力をされました。

また、令和5年10月からは最上町教育委員として我が町の教育行政に関わっていただいております。その経歴に表れるとおり、篤実清廉、確固たる教育理念の下、全般にわたる優れた指導力と率先垂範の姿勢が、教育分野に大きな功績を残し、高く評価されてきているところでもあります。このように優れた指導性と専門的な知識を、本町の教育の分野で発揮をしていただくために、笠原氏を選任をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を賜りたくご提案をするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認をくださいますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を省略し、採決に入ります。  
これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

議 長 異議なしと認めます。  
本件を採決します。  
本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

( 賛 成 者 起 立 )

議 長 起立全員であります。  
したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

議 長 日程第5 承認第1号 最上町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 承認第1号 最上町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてご提案を申し上げます。

戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日に施行することに伴い、最上町手数料条例の一部を改正する必要が生じましたが、急施を要し、議会を招集す

る時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決したことについて、同条第3項の規定により承認を求めため提案するものであります。

改正内容としましては、本籍地以外での戸籍証明書等の交付及び戸籍電子証明書提出用の識別符号等の発行に関する事務を開始することに伴い、これらの証明交付等に係る手数料の額を定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本件を採決します。  
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

挙手全員であります。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

議 長 日程第6 承認第2号 最上町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 承認第2号 令和5年度最上町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認についてご提案を申し上げます。

ご承認をお願いいたします令和5年度最上町一般会計補正予算(第6号)の専決処分につきましては、補正が必要になりましたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものであり、地方自治法第179条第3項の規定によりご承認をいただきたく提案するものであります。

ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ5,323万円を追加をし、総額を74億5,052万8,000円とするもの

であります。詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

2 番 すみません、内容についてどういうものか、確認のためもう一度説明をお願い  
栗 林 します。

議 長 内容についてって、全般ですか。

2 番 はい。その歳入について、どういったものに対しての補正が行われたかについ  
栗 林 て説明をお願いします。

議 長 暫時休憩します。

休 憩 11時18分  
再 開 11時20分

2 番 こちらのほうは、以前専決ということで、私たちのほうで確認させていただ  
栗 林 いたことなんですが、主にこちらのことに関しては、国民スポーツ大会における雪  
の搬入に対しての支出とのことだと思います。それで、地方交付税のほうから  
2,023万円の補正額、それから2ページのところで、諸収入というところで  
3,300万、合計で5,323万円の補正額というふうな金額の歳入に対して  
……合わせて5,320万という歳入に対して5,000万円の国保体育総務費  
ということで国スポ町実行委員会補助金ということの歳出、また、赤倉温泉スキ  
ー場運営費の歳出ということがありますが、こちらの内容について説明をお願い  
します。

商工観光 今栗林議員のほうから、専決処分につきまして、内容についてというようなご  
課 長 兼 質問をいただきましたので、まずは赤倉温泉スキー場の運営費につきまして説明  
エネルギー させていただければと思います。

産業推進 皆様もご存じのとおり、緊急事態が発生いたしましたので、会場設営には十分  
室 長 な労力、さらにこういった機械の投入であったりということが必要となりました  
ので、このように支出のほうをあえて専決させていただきました。通常業務とは  
また別に会場設営のほうを、十分な内容でスキー大会を開催させなければなら  
ない事態になりましたので、改めて専決処分をさせていただきまして、機械の損耗  
であったり燃料の補充であったりというところが一番大きく予想されるような事  
態になりましたので、このように専決処分をさせていただいたということになり  
ますので、よろしく願いしたいと思います。



教育文化課 長 まずもって今般の国スposスキー競技会に際しましては、議員の皆様方からも、緊急事態のほうに、この雪入れに関わりましてご理解を賜りましてありがとうございます。多くの方々からご協力をいただきまして、何とか限られた期間での雪の搬入作業のほう行うことができたと思っております。最上南部商工会建設部会の方々より多大なご協力をいただきまして、雪の運搬と、あと雪をゲレンデに押し上げる作業、そちらのほうを2月1日から18日までということで行っていただきました。そうした業務に関わる部分の国スポの実行委員会への補助金として5,000万円を計上させていただいたところです。ありがとうございます。

2 栗 番林 ということは、こういった地方交付税でいただいたということで、町からの持ち出しというか、町の負担というものがなかったというふうに理解してよろしいでしょうか。

総務企画課 長 ただいま栗林議員から、特に今般対策の財源の部分に計上されております2,023万円の普通地方交付税、この部分を捉まえつつ、今般対策が町のいわゆる一般財源の投入がなかったのかというご質問をいただいたと捉えさせていただきます。

今、両課長のほうから説明がありましたとおり、今般、専決、全体として国スポの対策に向けられたという状況でございます。歳入の部分で見てまいりますと、3,300万円が県の国スポの実行委員会から当町に対して支援という形でいただいている金額、そして残ります出側の5,300万相当の差引きの部分に対しまして、普通地方交付税が充当されている状況です。普通地方交付税、ご案内のとおり、こちらは自治体の一般財源という扱いになっております。当然、普通地方交付税、年度末まで有効に活用するという段で、留保している金額からこの金額が充当されているというところにあります。

このままで最終的に結果いたしますと、この2,023万円が町独自の一般財源を注入をしたという形になってまいるというところがございます。

ただ、ご案内のとおり、地方交付税には2つの区分がございます。普通地方交付税並びに特別交付税といわれる2区分がございます。今般、専決をお願いする段におきましても、私ども財政の部局は当然でございますが、教育文化課の国スポの実担当の部分でも、県のほうに何とかその特別交付税、この部分で後への支援をお願いしますという形は、再三再四にわたりまして県におつなぎをしている状況です。この分については、県のほうも一定のご理解をいただいていると捉えているところがございますので、まずは言葉としてはあれですけれども、普通地方交付税で一定程度の立替えを行いつつ、最終的には全額という形になるかは、どうしても特別地方交付税はその積算の根拠がなかなか見えにくいというところがありますので、その部分は差し引きましても、その支援はいただけるものと私どもは期待をしているところがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本件を採決します。  
本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

議 長 日程第7 議案第2号 町長の給与の特例に関する条例の設定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第2号 町長の給与の特例に関する条例の設定についてご提案を申し上げます。

このたび、下水道使用料の賦課漏れという不手際は行政の信頼を損なう誠に遺憾なものと言わざるを得ません。改めて、議員各位並びに町民の皆様には深くお詫びを申し上げます。

本議案は、このたびの事態に対する監督者としての責を負うべきものとして判断をし提案するものであります。内容につきましては、本条例の設定により、最上町特別職の職員の給与等に関する条例に掲げる給料月額から、私町長の給料については20%を3か月間減額するものであります。再発防止に向けて、チェック体制の確立はもちろんのこと、職場状況の改善及び職員研修などを開催をしながら、町民の皆様からの負託に応えるため、信頼回復に全力を注いでまいりたいと思っておりますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第3号 最上町犯罪被害者等支援条例の設定についてを議題と  
します。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第3号 最上町犯罪被害者等支援条例の設定についてご提案を申し上げます。

犯罪被害者やその家庭、または遺族の方々については、犯罪の被害を受けること  
によって身体や財産のみならず精神的にも様々な混乱が生じることも多く、適  
切な支援が求められております。そのためには、被害者等が生活するそれぞれの  
地域社会全体で支える意思及び支援内容の明確化と、計画的で継続的な支援活動  
が重要であり、犯罪被害者支援に特化した条例制定が必要であります。

このような状況を踏まえ、犯罪被害者等への支援を進めていくため、犯罪被害  
者等支援の目的や基本理念、町町民、事業者の責務など、基本的な事項を想定を  
した最上町犯罪被害者等支援条例を制定をし、犯罪被害からの回復や生活の再建  
を図るとともに、地域社会全体で犯罪被害に見舞われる方々を支え、誰もが安全  
で安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 議案第4号 最上町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別  
徴収金に関する条例の設定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第4号 最上町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関  
する条例の設定について、ご提案を申し上げます。  
本案は、土地改良法等により、農地中間管理権が設定された農業地を対象とし  
た、県が行う土地改良事業の施工地域内の農業地について、土地所有者が目的外  
用途への転用や農地中間管理権を解除した場合、土地改良事業の目的を達成でき  
ず、農業投資の有効性や補助金の返還などに影響が及ぶことから、県または町が  
特別徴収金を徴収することができることとされたため、対象となる事業や期間、  
徴収する金額や方法などの必要な事項を定めるものであります。  
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 議案第5号 最上町下水道事業の設置等に関する条例の設定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第5号 最上町下水道事業の設置に関する条例の設定についてご提案を申し上げます。  
本案につきましては、最上町下水道事業における住民サービスを継続的に提供するため、経営状況を踏まえた的確な経営判断を行い、経営基盤の強化を図るため、新たに条例を設定する必要があることから、本条例を提案するものであります。  
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

9 番 下水道ということで、浄化槽センターや、それから下小路地区にある農業集落  
佐 排水とか、3会計が1つになるということからこれが出てきたわけですけども、ちょっと懸念されることが、会計が1本になるわけですよ。今まで3つあったやつが1本になるというふうなことで、これ最初のうちに混乱しないのか。それこそ、先ほどありました賦課漏れなどに直結するような場面でないのかなと。かなり厳しくこの辺持っていかないと、ちょっと混乱するんじゃないかなというふうに思われるんです。  
ですから、会計ごとに、お金色分けされていけばいいでしょうけれども、そういうわけいきませんので、最初のうちはやはり会計ごとに、3会計に分けた形でやっておかないと、どれがどの部分なのかというのが見えなくなってしまうのかなというふうな、ちょっと懸念されるんですけども、最終的には1本にまとめるといふふうなことになるんでしょうけれども、その辺のやり方というものはどう考えておられるのか、お示しをいただきたいと思います。

建設水道 ただいまの佐澤議員からご質問いただいた点でございますけれども、やはり、  
課 長 今回下水道条例、そして農業集落排水、浄化槽という3つの事業が1つの会計に

1本化されるということで、おのおのの事業が、それぞれちょっと見えにくくなるというご指摘であると思います。

これにおきましては、今回のこの条例改正の議案に関しましては、基本的に条例の中身というものは一切変わってはおりません。3つの条例というものをおのおの1つにしたものであって、必要とされなくなる部分は削除するというような形で精査しております。

議員からご指摘いただいた点なんですけれども、やはりセグメント、つまり区分整理というものを分かりやすくするべきじゃないかというご指摘だと思います。これ、予算特別委員会の際にこの予算書を、6年度の、新年度の予算書というものが議案化されて、その内容について審議されるということで、ここに至って初めて統一された、一本化された予算が予算書として提示されるという形になります。

その中で、このセグメント、予算書のほうにもセグメント情報の記載というものがございます。各事業ごと、使用料金も事業者数も違うわけでございますので、それらを事業ごとに分割して収支の状況を分かりやすく表記してあるという部分がございますので、そこで参考にしていただきたいと思います。

また、単独で会計処理をしていたときとは、どうしても、やはり精度は違ってくると思います。しかし、このセグメント整理がなされている限り、全く分析できない状態にはなっていないと把握しておりますので、よろしく願いいたします。予算特別委員会の際に、新年度予算書を基に議論される中身に、報告セグメントごとの営業収益というものがあまして、そこでは公共下水道における営業収益、営業費用、そしてそれに対して負担金ですとか補助金。また同じく農業集落排水に対して営業収益、営業費用。浄化槽に対する営業収益、営業費用というふうな形で、3つのセグメントを分けた分割した記載がございます。そのような点をご参考していただいて、おのおのの事業についてのご疑問な点などについて精査していただくような形になると思います。よろしく願いいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11 議案第6号 最上町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の  
設定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第6号 最上町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の設定について  
ご提案を申し上げます。  
本案につきましては、最上町下水道事業の運営に伴い発生する剰余金の処分につ  
きまして、新たに条例を制定する必要があることから、本条例を提案するもの  
であります。  
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご提案を申し上げます。  
本議案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日より施行されることに伴い、地方自治法の該当条項の引用がある条例について改正をする必要が生じたため提案するものであります。  
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13 議案第8号 最上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第8号 最上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。  
地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度より会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給が法律上可能となり、総務省より各自治体に対し、対象となる会計年度任用職員には適切に勤勉手当を支給すべきとの通知がなされたところであります。  
当町の会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給するためには、地方自治法の規定に基づく条例で定める必要があることから提案するものであります。  
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。



議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

1 番 今回、勤勉手当の支給が可能になったということなのですが、現在、この支給  
宮 本 の対象を改めて確認したいなというところ、職員の人数であったり、あとは期末  
手当と同じような形の支給対象なのか、週例えば何十時間以上働いて月額給料  
幾らぐらい、あと雇用期間とか、そういったところの支給の対象の部分と、今の  
働いてくださっている方の対象になる人数のところ、ちょっと教えていただけた  
らなと思います。

総務企画 ただいま宮本議員からは、会計年度任用職員に、このたび自治法も関係法令も  
課 長 改定もされながら、勤勉手当が支給できるようになるという部分におきまして、  
それでは当町におきますその対象の部分につきましてご質問を頂戴をいたしました。

現状、いわゆる会計年度任用職員といわれている職員の皆さんにおきまして  
は、総数としては110名ほど、現状着任をいただいている状況にあります。た  
だ、その中の働き方の区分といたしましては、フルタイムの会計年度任用職員、  
そして短時間のパートタイムの会計年度任用職員、さらにはもっと短い、時間的  
に半日にも至らないような、そういう部分での働きをいただいている会計年  
度任用職員さんがおられます。その方々をトータルいたしまして、今のような  
110名ほどの人数になっているという状況にあります。

今般、期末手当しかり勤勉手当、こうした手当が支給対象となるという部分に  
つきましては、今の区分でいきますと、フルタイムの会計年度任用職員さん、そ  
して短時間、現状、私ども事務系の職員に至っては7時間勤務を基本とするよう  
な形でありますけれども、その方々に対して、期末であったり勤勉が支給される  
という状況にあります。

つきましては、その方々を、その110名ほどの中から抽出をいたしますと  
85名ほどになるという状況にありますので、よろしくお願ひしたいと思いま  
す。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14 議案第9号 最上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第9号 最上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。  
本議案につきましては、議案第7号においてもご説明申し上げましたが、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給が可能となることから、育児休業を取得している職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含める必要があるため提案するものであります。  
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15 議案第10号 最上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第10号 最上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機能の認証業務に関する法律の一部が改正されたことに伴い、最上町印鑑条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

改正内容は、個人番号カードの機能を移動端末設備へ搭載することが可能となり、印鑑登録証明書のコンビニ交付においても、個人番号カードを用いることなく移動型端末設備用利用者証明書電子証明書が搭載されたスマートフォン等を用いて申請をし、印鑑登録証明書の交付を受けることが可能となるよう定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

3 番 形 私から、この最上町印鑑条例の一部改正ということで、今まで証明書を取るに、役場に来て印鑑というものが必要であったものが、この俗にいうマイナンバーカードがあればできる、それがここにも書かれているように印鑑登録証明がコンビニ交付もできるということで書かれております。町内に数社、数店のコンビニがありますから、当然、町内のコンビニ全部で交付されるということでよろしいのでしょうか。

町民税務課 長 ただいまの質問にお答えします。町内のコンビニでは全てのコンビニで交付可能でございます。

3 番 形 このマイナンバーカード、皆さん、やはりいろいろと交付されてお持ちだと思っております。そのマイナンバーカードがあれば、コンビニ、町内で印鑑登録証明が交付できるということで、今ありました。

それと、これに、町内にはコンビニ以外、俗に郵便局が数店、町内にもありますが、私はやはりコンビニに行ける方はそれでもいいと思いますけれども、やはりなかなかコンビニまで行けない方は、郵便局でやはり交付ができれば、もっともっとやはり利用があるのかなということで、今回このコンビニという文言がありますが、郵便局が近くにあって利用しやすいのがあるのかなということがありましたけれども、その辺の郵便局対応、どのように町のほうで考えていますか。いかがですか。

町民税務課長 ただいまの尾形議員の質問にお答えします。  
尾形議員言われたとおり、今回コンビニ等で交付ということで、コンビニ交付できるのが、今までマイナンバーカードを使って交付というふうにしていたところを、今回はそれにプラスマイナンバーカードの電子証明書を搭載できるスマホを使ってコンビニで交付というふうな形で、改めて条例を変えまして可能になるというようなことでございます。  
郵便局で交付ということでありましてけれども、今のところ郵便局での交付のほうは考えておりません。

6 須 今現在、実際役場でどれほどの印鑑証明を1年間で発行されているものですか。実際、コンビニいくと、それって増えるようなものなのかなというところをちょっとお伺いいたします。

町民税務課長 ただいま須貝議員の質問にお答えします。役場での印鑑証明の交付ということで、件数ですけれども、現在令和4年度の件数で1,840件となっております。コンビニ等で、昨年からはまりましたけれども、大体月件数にして2割ぐらいがコンビニで交付されているようでございます。

6 須 コンビニで発行されると、コンビニのほうに手数料を払ったりということはあったりとかするんでしょうか。お伺いします。

町民税務課長 これは手数料のほうを支払いながら対応しております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。  
ここで13時まで休憩します。

休 憩 12時00分  
再 開 13時04分

議 長 休憩前に復し会議を再開します。

議 長 日程第16 議案第11号 最上町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第11号 最上町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。  
本議案については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が令和6年4月1日に改正され、事業者における障害者への合理的配慮が義務化になることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。  
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

8 番 山 崎 この議案に関して、この「するように努めなければならない」を「しなければならない」に改めると記載されておりますが、何についてしなければならないということになるのか教えていただきたいことと、また、それについて具体的にどのような計画をされているのか、もし決まっておりますたらお教えてください。

健康福祉課 長 山崎議員の質問にお答えいたします。  
努力義務が発生するということは、事業者の方の合理的配慮の提供というところに関して、努力義務だったものが義務化されるということになっております。これは、障害者差別解消法という中で法律のほうでうたわれているものになっております。

町におきましては、最上町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例というふうに制定をしております。その中で町としての取り組み等をうたっているような内容になっております。具体的には、今までは配慮を要する、合理的配慮をするに努めるというふうにしてしている部分に関して、合理的配慮する義務があるというふうに制定されております。

こちらに関しましては、例えば理由がなく車椅子の方の入店を拒否したりとか、そういうところに関しては、合理的配慮でその方がその施設、事業所のほう

を利用できるような、合理的配慮で利用できるのであれば合理的配慮をする義務が生ずるといふふうになっております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17 議案第12号 最上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定  
についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第12号 最上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご提  
案を申し上げます。

介護保険制度に係る介護保険事業計画の計画期間は1期3年となっており、平成12年度の制定開始以来、次期計画で9期目となります。

令和6年度から令和8年度までを計画期間とする次期計画については、今年度策定委員会による協議を行い、高齢者保健福祉計画と一体化をした第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定をしたところであります。

計画の趣旨としましては、高齢者が将来にわたり住み慣れた地域で安心・安全に暮らすための健康づくり、生きがいくくり、地域の体制と仕組みづくりを目的とするものであり、計画の内容については最上町高齢化対策審議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいております。

今回の介護保険条例の一部改正は、国の社会保障審議会介護保険部会において低所得者の保険料の上昇の抑制を目的に、1号被保険者の介護保険料負担について見直しをされることに伴い、最上町の介護保険条例の一部を改正する必要が生

じたため提案をするものであります。

主な改正内容は、標準段階の9段階から13段階への多段階化及び所得要件の変更、標準乗率の変更に伴う保険料の変更となっております。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18 議案第13号 最上町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第13号 最上町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。  
指定居宅介護支援の運営基準等につきましては、介護保険法の規定により厚生労働省令を基準として市町村条例で定めることとされており、その基準を満たす指定事業者が指定居宅介護支援等を提供することとされております。  
デジタル化社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省令の一部を改正する省令の施行及び指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和6年4月1日より施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。  
主な改正内容としましては、電磁的記録媒体の規定、施設管理者の兼務範囲の

明確化、公正中立性の確保のための取り組みの見直しなどについてとなっております。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第19 議案第14号 最上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第14号 最上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。

デジタル化、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省令の一部を改正する省令の施行及び指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、当町で定める2つの条例について一部改正が必要となりましたので提案するものであります。

主な改正内容としましては、電磁的記録媒体の規定、書面掲示規制の見直し、施設管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、介護現場の生産性の向上、協力医療機関との連携体制の構築などについてとなっております。



よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第20 議案第15号 最上町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第15号 最上町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。

指定介護予防支援につきましては、さきに提案しました指定居宅介護支援の運営基準等と同様に、介護保険法の規定により厚生労働省令を基準として市町村条例で定めることとされており、この基準を満たす指定事業者が指定介護予防支援等を提供することとされております。

デジタル化、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省令の一部を改正する省令の施行、指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正をする省令が令和6年4月1日より施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでありま

す。

主な改正内容は、電磁的記録媒体の規定、書面掲示規制の見直し、施設管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、公正中立性の確保のための取り組みの見直し、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング介護予防支援の円滑な実施などについてとなっております。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21 議案第16号 最上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第16号 最上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。

議案第14号でもご説明申し上げましたが、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省令の一部を改正する省令の施行及び指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が

令和6年4月1日から施行されることに伴い、一部改正が必要となりましたのでご提案をするものであります。

主な改正内容としましては、電子的記録媒体の規定、書面揭示規制の見直し、施設管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、介護現場の生産性の向上、協力医療機関との連携体制の構築などについてとなっております。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第22 議案第17号 最上町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第17号 最上町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。

消防団員の条例定数については、令和3年に条例の一部を改正をし現在500名となっておりますが、令和5年10月1日現在の実団員数は405名と条例定数と実団員数に乖離が生じております。

このような状況を踏まえ、1月に開催された消防委員会において今後の団員数の推移を見据え慎重に審議した結果、委員会としては団員数の適正化を図り、かつ効率的な運営を行うため、条例定数は実際に合ったものにすべきであるという結論に至ったところであります。

近年、消防団は団員数の減少、高齢化など様々な課題に直面をしております。しかし、その反面、災害から住民の生命、身体及び財産を守る消防団の重要性が増してきていることも事実であります。

町といたしましても、団員の確保について引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

3 番 私からは、この町の安心・安全につながる消防団について質問したいと思いま  
尾 形 す。

令和3年にこの改正があり、500人になりました。そして、さらに今年度から400人にとすることで委員会の方針がありました。そのときに、この消防団、今、各集落の喫緊の課題で、もう人手不足、人員がなかなかすぐに集まらないという状況が続いているのも分かりましたけれども、この400人に改めるといったときに、今後、町が地域集落の安全・安心、これを保たれるためにどのような体制を考えているのか、お伺いしたいと思います。

政策調整 ただいま尾形議員より、今、消防団が減少している中で、今後どのような集落  
主幹兼 の体制を維持していくのかということでご質問いただきました。

危機管理 確かに、今、消防団員につきましては、現在10月1日で405名ですけれど  
主幹 も、令和6年、今年度の来年度4月1日ですと予定ですと377名ということで  
30名ほど減少になる見込みであります。

そういった中で、やっぱり集落の安全・安心を守るためには、やはり引き続きこれは消防団員の確保はもちろんですけれども、あと自主防災組織もやはり活動時間、そういうのも非常に重要になってくると思います。まだ集落におきまして10集落ほど組織されてないところがありますので、担当としてもなるべく100%、組織率100%に向けて現在いろいろ説明会、この間もある集落に行って自主防災組織の重要性なども説明しながら、ぜひ立ち上げてほしいということをお願いしているところでありますので、そういった自主防災組織とあと消防団との連携、また、消防団もやはり日中の火災になりますとなかなか出動できる人員も限られてくるということで、やはりこうした機能別というか、消防団OBによる火災等の初期消火等、やはりそういった部分で協力をいただかなければなかなか安全・安心という限られた消防団員の数なものですから、やっぱりその部分でやはり皆様からも集落の皆さんから協力していただく、そういった体制づくり、先ほども申し上げましたけれども、やはりこれも消防団OB、または広域消防のOBによる機能別消防団のほうも今後、検討していく必要があるかと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

3 番 そうですね。やっぱり地域の安心・安全、やっぱり町内の安心・安全にも当  
尾 然つながってくるこの問題だと思います。そして、今、消防団員の募集というこ  
とで、町でも動いているとは言えるものの、毎年のように減っています。また、新  
入団員がこれなかなか集まらない、その辺の町として要因は、集まらない要因は  
何だと考えておられますか。どうでしょうか。

政策調整 確かに、町としても毎年、団員のほう募集して、現役の消防団員からも協力し  
主幹兼 ながら若い集落内の若い方にも声がけさせていただいておりますけれども、若者  
危機管理 が減っているというのもこれは事実でありまして、集落によってはなかなか声を  
主幹 かける人すらいないという現状もあります。

また、あと消防団というどうしても負担感が何か昔からのイメージであるよ  
うでありまして、特に宮本議員からも以前から質問ありました操法大会という言  
葉を聞いただけで、やはりどうしてもちょっと入るのをためらってしまうという  
部分もこれは確かにあるということをお聞きしておりますので、そういった部分  
もやはり今後、負担軽減もそうですけれども、やっぱり活動しやすい、あと消防  
団のこのやっぱり重要性というか、役割というのもやはりこれからは町民の皆  
様にも訴えかけて、知らせていく必要があるのかなと考えておりますので、やは  
りそういった部分でも何とか確保、限られた中での確保となりますけれども、や  
はり消防団の重要性を訴えながら取り組んでいきたいと考えております。

3 番 そうですね。やっぱり集落に若者がやっぱりいなくなっているという、  
尾 やはり今の現実もそれは分かります。でも、この消防団、少ない団員が少なくな  
ったということで、やはり前も多分話が出ていますと思いますけれども、合併の問  
題、やっぱり統合の問題も当然、町としても進めて、進んでいると思いますけれ  
ども、その辺の統合問題。

あともう一つ、自主防災組織の役割というものもしっかりと集落の危機感とい  
うものも捉えながら、やはり組織を自主防災組織ということでやっぱりもう少し  
町のほうでも真剣に取り組んでいくべきだと思いますけれども、その辺はいかが  
でしょうか。

政策調整 団員数の減少、高齢化によりまして消防団の再編、統合という大きな課題があ  
主幹兼 りまして、なかなかこれまではそれが実現できなかった部分があります。

危機管理 そうした中、来年度につきましては、以前、全協でもご説明させていただきま  
主幹 したけれども、第5分団のほう統合という形で進めていきたいと考えておりま  
す。第5分団につきましては、やはり自ら危機感を持ったということで、このま  
までは活動がなかなか難しいということで自ら再編について本当に議論して  
いただきまして、令和6年4月1日から新たな形でのスタートとなります。

また、そのほかの分団につきましても、現在、統合に向けて協議している部も  
ございますので、それらも参考にしながら他の部も徐々に活動がちよっと維持で  
きない部分につきましては統合に向けて、やはり町としても支援してまいりたい

と考えております。

あと、自主防災組織の役割ということですがけれども、自主防災組織率90%近くなんですけれども、なかなか活動が正直言いますとマンネリ化というか、訓練もそうなんですけれども、している部分がございますので、やはり今度は災害に即した実践的なやはり訓練等も考慮しまして、町としてもそういった部分で自主防災組織の機能が災害で本当に発揮できるような支援というものを考えながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第23 議案第18号 令和5年度最上町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第18号 令和5年度最上町一般会計補正予算（第7号）についてご提案を申し上げます。  
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ2億3,429万6,000円を追加をし、総額を76億8,482万4,000円とするものであります。  
詳細については、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願いいたします。

議 長 質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 須 貝 からは、先ほどちょっと聞くのを忘れていました地方交付税2, 121万1, 000円というところで、もともと予算でスキー場の雪を運ぶのに一応1億ほどかかるということでお話を聞いていましたが、実際は5, 000万円強ということで、その少なかった、見積りより少なく抑えられた要因というのをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

教育文化 須貝議員のご質問にお答えしたいと思います。  
課 長 スキー場のほうの雪入れの作業につきましては、当初やはり9, 000万円ほどかかるのではないかといったようなお話もございました。ただ、実際雪入れの作業、2月から行わせていただいたわけですが、建設業の方々からの絶大なご協力もありまして、費用、当初見込んだ費用よりも安く済むような形で重機、重機やトラックなどもご協力をいただきながら行わせていただいた結果、4, 500万円ほどの経費、係る経費で収まったような形となっております。  
そのほかにも、町の建設水道課のほうの除雪のオペレーターの方々やスキー場の職員の方々、多大な本当に時間外も含めまして多大なご協力もいただきましてコースを整備していただいたという結果になっております。

9 番 歳出の16ページ、お開きください。  
佐 澤 財調の積立金です。2億1, 400万計上されまして、毎年少なくなれば積み戻ししながら、また何かがあれば取り崩す、自転車操業のようなかなりきつい感じになってきました。  
昨年度もかなり予算組むに当たって、相当の9億近い取崩しがあったかと思えますけれども、今年はそれから見れば5億円の取崩しで予算化されましたけれども、こうしてこの2億1, 400万積むことによって、今年大体、今の時点で5億ぐらい……5億ちょっとになるんですか。基金、財調のほう、その辺お示しいただきたいと思います。

総務企画 ただいま佐澤議員からは、今回、一般会計の補正の7号、この全体金額に占めております部分でも最大規模となっております財政調整基金の積立金、現状の町の全体を見渡した財調について全体を見渡した金額の部分、ご質問を頂戴をいたしました。  
議員おっしゃりますとおり、財政調整基金、その名前のおりに各年度の予算の運営におきまして堅い見積り、歳入の部分の堅く見積もらせていただいて、そして歳出にすり合わせる部分のバランスを機能させるような用途の状況にあるところはおっしゃられるとおりであります。  
現状、それでは令和5年度ももう第4四半期ももう押し迫るという状況での積立金額の動向につきましては、この補正予算を計上する前の財政調整基金の積立金の残額という部分につきましては、5億8, 000万という状況になっており

ます。

つきましては、この2億1,400万円を足し合わせますと現状7億8,000万ほどの金額になっているところにありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

9 番 はて、今度4月1日から6年度が始まるわけですけれども、はて、この今言われた数字の基金がいかほどまで伸びるのか、余裕のある基金なのか、余裕のない基金なのか、見通しをお尋ねしておきます。予算委員会でいろいろとるお聞きしたいことがありますけれども、その前にその辺、どういうふうに見ておられるのかをお尋ねしたいと思ひます。

総務企画課 長 ただいまの佐澤議員の財調に係る重ねてのご質問にお答えをしまひたいと思ひます。

もう先ほどの佐澤議員のご質問におきまして、令和6年度の新年度予算の部分におきましても、かなりの財調の繰入れが織り込まれておるのではないかといいところ、まさしくでございます。

現状、もう5億3,000万円ほど、財政調整基金についてはもう繰り入れるという前提の下に、令和6年度の当初予算は編成をされているところにあります。

つきましては、先ほどのとおり、年度末まで向かってこの補正が可決なされた暁というところでございますけれども、財調は7億は先ほどのとおり7億8,000万円、そうしますと5億3,000万とのもう差引きでいきますと2億5,000万ぐらいが、現状のままでいきますと新年度予算の動きの中で留保されている財政調整基金の残額感というところになってまいります。

当然、これまでもかつての30年災、大豪雨災害のときも、もう災害の被害額、当町でも8億円に及んだという状況がございます。従前、財調については少なくとも最低8億は常々確保できるような、そういうことが求められるというところをお話をさせていただいてもきております。

つきましては、その金額を1億でも2億でも上回ることが望ましいのはまさしくでございます。現状のこの7号補正の計上が済んだ暁には、先ほどのとおり、新年度の切崩しをそこにぶつけてまいりますと2億5,000万程度の残というちゃんというところでございますが、まだ年度末、締まるまでには時間がございます。

当然、特別交付税なども午前中のご質問にもございました。まだ金額感、見えてはまいっておりません。そして、各課にはお願いしておりますけれども、とにかく予算、予算については丁寧に丁寧に次年度にも残せるようにというところも言っておりますので、3月31日の最終専決の段では必死になって積み戻しになお邁進してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

9 番 災害という言葉が出ましたけれども、災害が起きたとすれば、これを災害に例



佐 澤 えたら人災にならないようにしていただきたい。

災害が起きたときに、もう何億という金がすぐに飛んでいくわけですので、これは多くの金を積んでおこなきゃならない、20億も30億も積んでおこなきゃならない。そのためには、前にも言わせていただきましたけれども、ふるさと納税で生き残るほかないというふうな切羽詰まった考えでやっぱりやっていかなきゃならない。もうこれは仕事なんだと、私の仕事はこれなんだという気構えで構えてやっていかなきゃならない。今、増やせるのはそれしかないんです。

ふるさと納税のほうで、仮に6億円、7億円と入ってくるようになったら7,000人の現在の人口の中での税金とほぼ同じ同額になるわけですね。ふるさと納税だけで、7,000以上の人の税金よりも得られるのがふるさと納税ですね。

やれば10億だってなるかもしれませんし、まだまだ高いところを見れば数十億なんていうものは当たり前前に年間もらっている市町村はあります。それを考えたら、どこでそのお金をやっぱり徴収するのかとなったらふるさと納税で最上町という町を全国の人から愛してもらおう、それしかないんでないのかなというふうに思っています。

このまま時を重ねていったら、恐らく7年度、どうなるのかという怖い部分もありますもので、どうぞその先をやっぱり考えながら、捉えながら、そういったことも含めて考えていかないと大変なことになるんじゃないかなというふうに思っています。その辺のことに対して、副町長、何かお話ししたいようですのでお尋ねいたします。

副 町 長 お答えいたします。

やはり人口が減ってくると当然、徴税も見込めなくなってくるということは当然であります。

佐澤議員がおっしゃるように、じゃどうやってお金をもう少し収入を安定させるかという、やはりふるさと納税に尽きるというふうに私も思っております。当然、それは町の財政を安定化するためじゃなくて、町のやっぱり物産等も含めながら、そういった関係性を強く持つていくということについては、非常にこれから強力で推し進めなきゃならない政策であるというふうに存じております。

ただ、近隣でもやっぱり5億、6億、同じ、最上町よりも小さい町でも5億とかそういう実績を上げているところもありますので、令和6年度につきましては納税の増強という、そういった体制もしきながら臨んでまいりたいというふうに思っております。

あわせて、入るほうもそうなんです、出ていくほうもやはり昨日からも話がありましたように、事務事業の見直し等も含めながら選択と集中をとことんしながら、かつ納税等で収入、収益を上げながら今後、安定したその財調、いざというときの財調の積立てのほうはきちんと担保していきたいというふうに考えております。

8 番 18ページの地域エネルギー推進費のところの需用費110万円というところ  
山 崎 上がっておりますけれども、こちらがどうしてこの結構な額の増額になったのか  
その理由と、もし来年度もこのように負担が増えていくのであれば、その分どの  
ように徴収していくのかも含めて、お尋ねします。

商工観光 ただいま若者定住モデルタウンの燃料費につきましてご質問をいただきました  
課長兼 した。

エネルギー こちらにつきましては、前回も9月の定例会のほうでも説明を申し上げました  
産業推進 室 長 が、チップボイラーの修繕に関わりまして、メインで動いておりますペレットボ  
イラーが故障につき、そちらで工期が予定よりも遅れてしまったということを踏  
まえて、チップからペレットへの切替えを当初からしております。

その部分、チップよりもペレットの値段のほうが高いものですから、予算のほう  
がどうしても燃料のほうが足らなくなってしまうというようなことを踏まえま  
して、このチップボイラーの修繕に伴う燃料の高騰部分というところで補正をさ  
せていただきたいというふうに考えているところでございます。

来年につきましては、この修繕が安定化するものと思っておりますので、価格  
高騰以外の理由はなくなってくるのではないかとこのように理解しているところ  
でございます。

1 番 私から何点か質問します。

宮 本 12ページの歳入の部分、不動産売払い収入の部分で町営地売払い収入が  
856万ですかね、1,000円たしか上がっていたと思うんですが、その部分  
の内容。

あとは、その次の14ページのこれも一般寄附金という形で240万円上がっ  
ています。これの内容お示しいただきたいのと、あと歳出のほうで農林水産業費  
の26ページの部分、農業経営基盤強化事業の担い手確保の部分で経営強化支援  
事業補助金、これは689万1,000円増額になっています。これの内容、お  
聞きしたいなと思います。

総務企画 ただいま宮本議員から3点ほどのご質問を頂戴をしたと捉えさせていただきま  
課長 ず。前半部分につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思いま  
す。

まずは、12ページに計上がなされております町有地の売払いの収入の部分で  
ございます。850万ほどあるというところ、ここは大きくは項目としては2項  
目ほどでこの金額に至っているという状況でございます。

まずは1点、昨年中、当町のメインプロジェクト事業ともなり得ておりました  
道の駅の関係でございます。そちらの土地の売却部分で590万ほどですか、そ  
の金額が計上がされているところでございます。

そして、もう一方はご案内のとおり、兼ねて対応されておりました県道の野頭  
の集落を通過していく県道の部分、こちらにおきまして当町所有の町有地がござ

います。道路の拡幅等ということで、県であったり隣接するそちらの居住者の方にお売りしている部分で二百七十、八十万ほどなっているというところで、こちら足し合わせますと800万を超える不動産の払下げ収入となってございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、2点目の14ページの一般の寄附の部分でございます。こちらたしか200万の部分につきましては、常々も町の教育のためにということで、こちら大場組さんのほうから大場育英基金のほうにつながるような形で頂いている部分、200万円、さらにありがたくも40万円ほどは、こちらは有志の方からぜひ町のほうにご寄附をしたいという形で40万ほども頂いた部分がございますので、本当にありがたくも240万ほどになっているというところがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうからは以上とさせていただきます。

農林振興  
課長兼  
農業委員会  
事務局長

宮本議員から歳出26ページ目の担い手確保・経営強化支援事業補助金についてご質問をいただきました。

この金額と同じく歳入の部分、12ページになります。県補助金、農林水産業費県補助金ということで、中段のところに担い手確保・経営強化支援事業補助金、同額の689万1,000円載っております。

こちらのほうは、国の補正予算絡みの事業になりまして、年度、今年に入ってから事業採択要望申請という形で1件の法人が採択された形で進めております。

内容につきましては、2分の1補助でありまして、この部分については補助金の部分ということになっております。導入するものにつきましては、トラクターハロー、遠赤外線乾燥機などの米の法人の施設整備に関わる事業になっております。

以上です。

1番  
宮本

分かりました。不動産収入の部分、寄附金の部分、3点、その事業補助金の部分も分かりました。

もう1点、商工費の部分で28ページ、物価高騰対応地域限定プレミアム商品券事業補助金ということで、2,230万上がっております。この部分の内容、実施期間も含めたそういったところをちょっと確認したいなと思います。

商工観光  
課長兼  
エネルギー  
産業推進  
室長

ただいま28ページにおけます物価高騰対応地域限定プレミアム商品券につきましてのご質問をいただきました。内容につきまして説明させていただきたいと思います。

こちらの事業につきましては、年度明けまして4月から開始する予定というふうなことになっております。そのようなことになりますので、このたび繰越明許という形を取らせていただきながら事業のほうを進めてまいりたいと思っております。

財源につきましては、もともと事業としてあります国の価格高騰重点支援地方交付金があります。こちらを活用しながらも、このたび県のほうから地域経済活性化の交付金も受けられるということもありまして、歳入のほうでも県のほうから839万6,000円ほどの歳入がございます。これを加えながら、この2,230万円の事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

目的といたしましては、この物価高騰の影響を受けている地域経済を回復させるためにというようなことで実施をさせていただきまして、前回実施した内容とほぼ同じなんですけれども、町内向けのプレミアム商品券のほうを販売していきたいというふうに考えております。

期間としては、4月の年金支給日を終えまして21から9月30までという間で推進してまいりたいと思っております。1万円で1万4,000円の商品券を1万円で購入できるようなシステムになります。

数といたしましては、1人2冊までということで5,000円札限定の販売を実施してまいりたいと考えております。応募方法につきましては、従来どおりはがきの応募であったり、やまがたe申請を活用しながらの応募というようなことになろうかと思っております。

このような事業を4月に入りましたら準備をいたしまして、早急に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

1 番  
宮 本

分かりました。

プレミアム商品券の部分、このプレミアム商品券の部分なんですけど、昨日の山形新聞でも取り上げられていたんですが、今、スマホ決済による消費喚起としてスマートフォンを使い、これからのデジタル社会の部分で通じてくると思うんですが、商店街などでスマートフォンを使って商店街などで店のQRコードを読み取り支払うことで、販売額、販売額に応じたそのポイントを還元、または付与してもらうというものが全国の自治体で浸透してきているという記事が出てきました。

当然、デジタル機器の操作が苦手な高齢者の方というところはたくさんいらっしゃいますので、まだ紙媒体というものはもちろん強いところはあるんですが、ただ、そういった方にも配慮して紙の商品券とそういったデジタルの部分と併用して対応している自治体も多くなってきているような状況みたいでした。

いずれにしても、現在、この町で行っている商品券やプレミアム宿泊券、こういったものは紙だけのこれから発行だけではなくてキャッシュレスにも対応するとか、これデジタルの活用というのも少しずつ進めていくことも必要だなと思っております。

国からもそういったものに対しては交付金も充てられると思っておりますし、例えば費用削減、作業負担、担当職員であったり委託先の方の作業負担が、そういったところも含めて委託はしているんですが、そういったところの負担軽減も図られると思っておりますが、そういった部分も合わせてこれから少しずつそのデジタル化、そういったところも含めてやっていくというのがこれから必要になってくるのかなと思うんですが、それについてちょっと考えお聞きしたいのと、あわせて、現

在のその状況、基盤の状況というか、町内の商店であったり旅館などのそういうキャッシュレスの導入状況って実際どうなのかなというところをちょっと把握しているところがあればお聞きしたいなと思います。

商工観光  
課長兼  
エネルギー  
産業推進  
室長

ただいま宮本議員からは、この事業に伴いましてキャッシュレスの最上町の状況につきましてご質問をいただきました。

なかなか状況について把握するのも大変難しい内容かなと思っております。当然ながら、従来からやっておりますカードによる決済については、ほとんどの事業者がやっておるのかなというふうには思っています。

それで、今、言われましたスマートフォン活用による決済の方法なんですけれども、こちらにおいては、やはり今言われるとおりの山形県内におきましても例えば中心市である山形市においては独自のベニpayなんていうふうな名前をつけながら進んでいるかと思われまます。

このような取り組み、最上町でできるかどうかといったところをいろいろ我々も模索してまいりました。商工会さんと連携をしながら、一昨年、その前の当たりからですか、研修をしたり検討をしたりしてきたんですけれども、やはりどうしても世代間によっては取っつきにくいというところの意見もありましたし、事業承継を考えたときに、果たしてこれを導入しながら事業のほうを継続できるかどうか、いろいろな諸問題があったというふうに伺っております。

そのようなことから、やはり大手事業所、民間がやっている決済にも流されざるを得ないというような流れが今の最上町の流れではないかと思っております。

大手の決済のほうに参画している商店などを数えますと40件ほどの商店が加入しているようでございます。ただ、この内容を聞きますと、やはり手数料が一番安くて簡単で明瞭だということもございまして、やはり導入しやすかったのかなと思っております。

そのような内容で、果たして最初に述べましたが町独自でこれらのような事業を本当に導入できるかというところ、非常に大きな問題かと思えます。もし導入が可能となれば、議員がおっしゃるようにポイントなども付与し、それを地域の産物に結びつけながら、商店だけではなくて町のいろいろな産物に結びついたり、あとはサービスに結びついたりというところが広がりを見せてきますけれども、この導入に際してはやはり慎重に進めなきゃならないなとは思っていますし、先ほども言いましたが、やはりこの受け手側のほうの準備がなかなか追いついていないということもありましたので、研修会をして私もこれがあれば非常に行政サービスのポイントなども加えていくと非常に地域活性化つながるのではないかなとは思いますが、なかなか受け手側とのこれからの運用ですか、運用の問題であったり等を考えてきますと、やはり先ほども申し上げましたが、大手のほうに流れてしまったのかなというふうに思っているところでございます。

これから特になんなんですけれども、コロナで一気に進んだこのデジタルのほうの運用の仕方、本当に我々としましても進めたほうが本当は楽な便利な部分が出てくるんだとは思いますが、再度、いろいろな検討をしながら商工会さんとも連絡を取りながら検討してまいりたいと思います。

現状は以上になっているようです。

8 番 今、宮本議員からも質問があったところに関連する質問になるんですけども、こちらのこの地域限定プレミアム商品券というところで1万円が1万4,000円ということで、本当にありがたい部分ではあるんですけども、ちょっと周りからは、やはりひとり親世帯であったり低所得世帯の方がまずこの1万円を払うことも厳しい生活状況にあるというところで、本当に求められているところにやはり行き渡っていない現状があるなど感じているところです。

今、宮本議員から話があったそのスマホ決済でポイント還元という部分であれば、その場、その場で活用できるものになっていくと思うので、そういった観点からもできればやはりひとり親世帯、低所得世帯でもスマートフォンを所持している方も多いと思いますので、そういったところをやはり本当に必要とされている方に行き渡るような政策を検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

商工観光 今、山崎議員からは、このプレミアム商品券につきましての質問をいただきました。

課長兼 エネルギー やはり必要とするところというのはやはりいろいろ家族の状況であったり、あとは所得の状況であったり、いろいろあるかと思います。我々商工観光課といたしまして、この事業を打たせた事業を出ささせていただきました理由といたしましては、やはりこの経済の活性化というところの場面になってきます。

今おっしゃられました内容につきましては、やはり担当外というわけではございませんが、何とかこの商店街の活性化、さらには我々の地域の地元の本当の活性化を含めた形の我々の受け持つ部署であるというふうなところから、このような事業をさせていただいております。

あと、利便性についても、やはりスマホ、スマートフォンからの申込みというのが一番楽で、かつ使い方も一番シンプルなやり方だと思いますので、なお、先ほどの宮本議員のご質問もありましたけれども、これからは紙媒体だけではなくてこういったスマホを使いながらの事業の推進というのも考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

2 番 私から、16ページ、地域振興費の中のまちづくり推進費、集落自治活性化応援交付金の80万円の減額、そして、その次の地域おこし協力隊事業費の協力隊業務委託料、こちらも減額になっております。このことをお伺いします。

それから、集落支援員が7月から欠員の数か月ありまして、その後、今現在ついている方もフルタイムでなく週何日ということで勤務されているので、この辺の会計年度任用職員さんの報酬等の何か調整があるのかなと思ったんですが、この3点についてお伺いします。

政策調整 ただいまの栗林議員の3点の質問にお答えします。

主 幹 兼  
危機管理  
主 幹

まず、1点目の集落自治活性化応援交付金ということで80万円の減額ですけれども、令和5年度につきましては、全部で44集落中、申請があったのが39集落ということで、5集落については申請がなかったということで交付金に頼らないで自分たちで活動を展開してきたということになります。それで80万円の減額となっております。

あと、次の地域おこし協力隊の事業費で200万円の減額ですけれども、地域おこし協力隊の事業ということで、9月補正におきまして道の駅を拠点に町の観光協会の一員として観光に特化した形の地域おこし協力隊のほう募集を行ってきたところでもあります。

しかしながら、残念ながら数件はお問合せはいただいたんですけども、結果的に採用にはつながらなかったということで、200万円の減額させていただくものであります。

しかしながら、やはり観光協会のほうもやはり人員不足ということも、今、協力隊の隊員のほうにお手伝いいただいているところですけども、その人員不足の解消のためにも、あと町の観光産業の発展のためにも引き続き募集を行いまして、何とか新年度におきましては採用、任用につなげてまいりたいと考えております。

あと、集落支援員について……では、すみません。副町長のほうからお願いします。

副 町 長

集落支援員につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

集落支援員、最上町始まってもう何だかんだでもう10年以上は優に経過しております。その中で大きく3地区に分けて1人ずつ担当範囲を決めながら活動をして行っていますが、今までずっと総括をした段階で、やはりこれからの集落支援員のあるべき姿ということをいろいろ検討させていただいたのですが、1つは会計年度職員であっても常勤的な部分も大事なんですが、週3日という単位ながらほかの役職なんかも兼ねている方、特にその地域のことをよく存じ上げている方、または人とのネットワークを分かっている方、そういった方がどんどん登用、起用しながら集落支援の活動に供していきたいという、そういう考えで週5日というふうなところから、少しずつ今、路線を変えつつあるところがあります。

特に、今般、向町地区が6月で隊員がお辞めになったということで欠員になったわけですが、当初は1名常勤でということもしたのですが、あいにく応募がなかったということもありまして、その後、戦略を変えながら先ほど申し上げたような週3日で様々な活動に供していくということで変えております。

なお、今後の町の考えとしても今、また新たに募集もしておりますが、そちらも週3日という形で、特にこの向町地区については非常に範囲が広いということもございますので、そういった体制で集落支援員活動を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

まず、集落自治活性化応援交付金のほうですが、5集落、予定より5集落申請が少なかったということですが、それぞれの集落さんが自主的な活動をメインで行って、こういう交付金とかに頼らないで自主活動をしていただけるというのは大変うれしいことだと思うんですが、反面、少し使い勝手が悪いという……悪いと言ったらちょっと言葉がちょっと悪いかもしれないんですけども、何か少しもう少し使いやすいような、縛りとか何ていうんですかね、決まりをもう少し使いやすいような設定にしていただければ、せっかく町が集落が活性化するように交付するお金なので使っていただけるのではないかなと思います。

今後、来年度に向けてこの集落自治活性化応援交付金あるかどうか、ちょっとごめんなさい、分かんないんですけども、もしあるとすれば今後、何か改善点を考えているとか、そういうのがあるかどうかというのが1つです。

あと、すみません、集落支援員のことなんですが、範囲が確かに集落というか、行政区にすると向町は断然ほかの地区と違って多いので2人体制というのも分からないではないんですけども、3日ずつ、半分ずつに分けて2人というのと、かえて2人でいる意味があまり感じられないなと、やっぱり1人で重点的に、完全に2人体制で5日、週5日勤務で2人でたくさん行政区がある地区に対して対応するというんだったら分かるんですけども、半分にする意味がちょっとはあまり感じられないなと私は思ったので質問させていただきました。

私、お聞きしたかったのは、今年、少し全く欠員になっている時期があったのとあと今現在、お1人で3日間ということだったので、その会計年度任用職員さんの報酬という面で欠員になる分、何か減額とか、そういうことになるのかなと思ったので質問させていただいたんですが、いかがでしょうか。

それでは、1つ目の集落自治活性化応援交付金の使い勝手がちょっと悪いのではないかというご質問ですけども、集落自治活性化交付金につきましては、令和5年度は支え合いの地域づくり活動事業ということで、新たにメニューの項目を増やさせていただいて、それらにつきましても、事前に区長さん方を対象に説明会のほうを開催させていただきました。

やはりその中で、栗林議員おっしゃられるとおり、ちょっと使いにくい部分あるということで、区長さん方からもご意見をいただいた部分がありまして、最初ハードで幾らとか……ハードじゃないですね、支え合いで幾らとかというちょっと設定させていただいた部分がありまして、その部分につきましていろいろご意見をいただいた結果、その部分はその枠は取っ払ったという経緯もございます。

また、各区長さんにおきましても、やはり集落の現状に即した交付金の在り方ということでいろいろご意見をいただいた中で、令和6年度につきましては、新たにですけども、やはり集落において不要にあった物が結構あって、集会所であったり公民館にそのスペースがなくなるほどそういう物があるので、何とかそういう物を処分したいというご意見が数か所からありまして、ぜひその部分についてもぜひその処分についても、活性化に公民館のスペースを広くして地域の活性化に生かしていただきたいという部分もありましたので、処分費についても令和6年度につきましては活性化応援交付金の中でも見ていきたいということで予



定しておりますので、その部分が令和6年度の新たな項目になりますのでよろしくをお願いいたします。

副 町 長 集落支援員のことですが、今、ちょうどその長い歴史、実績を含んでおりますが、集落支援員さんの活動そのものについて、今、支援員さんご自身と町のほうでどうあるべきかということを検討を加えているところであります。

特に、集落支援員さんの報告を聞きますとこれから総会が各集落で近くなってきて、役員の担い手で総会がかなり大変だろうなという率直な意見も聞いております。それだけ集落のほうの役員の成り手等々も含めて、非常に課題が錯綜しているという状況であります。

その一方で、町として町長がずっと言っています自治協働のまちづくり、自治の活性化という部分に対してどのように集落とこれから向き合うということも大きな課題であります。

そのちょうど中間に位置する集落支援員さんの役割につきましては、やはり町が考えようとする自治協働のまちづくりの関連性としての集落支援員さんから果たしてもらいたい役割、それから集落という基盤から集落支援員として必要な部分、この辺を総体的にこれから活動目標も設定していきたいと思っております。

先ほどは向町が広いということで、やっぱり2人ぐらいいないとうまくないということを使ったんですが、半分に分けるという考えは今のところ持っておりません。もう少し機能的な部分で、または2人で活動を連携しながらやっていける部分、ひいてはその見直しも含めて、今、1人1地域担当となっているんですが、その地域の担当の在り方もこれからその見直しに入っていきたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、地域により造詣の深い方、そういった方もこれからどんどん積極的に登用しながら、集落応援活性化の支援をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

2 番 集落支援員の採用の件に関しては、以前の定例会のときにやはりその時点で欠  
栗 員だったので、今現在いる会計年度任用職員さんの方、毎年いろんな部署の中で移動とかがあったりするので、その中から今の会計年度任用職員の事務の担当とかしていらっしゃる方の中で集落支援員という仕事を希望する方とかを募集してはいかがでしょうかというような、フルタイム5日間で働く方がもし見つからない場合に、そういった業務を希望する方というのを問いかけ、今いる会計年度任用職員さんの中から希望者を集めてはいかがですかというふうなことを提案というか、発言させていただいたんですが、そういった方向性の採用というのは考えてはいないでしょうか。

副 町 長 非常に大事なご意見ということで承っております。

繰り返しになるようで本当に恐縮なのですが、これからの集落のコミュニティーの在り方、自治の在り方につきましては、今、私のほうで考えているのは、よ

り地域に詳しい、その地理に詳しいという見方もいろいろ偏見が出てきたのではうまくないのですが、全体のそのコーディネート力、そういったものが非常に要求される集落支援員の能力になっていくかなというふうに思っております。

若い人でもそういった能力をたくさん持って方がいらっしゃると思いますが、やはりここはやっぱりそういったいろいろ経験もあって、地域の課題、何か実践に今まで共に解決に向けて取り組んでいる方、そういった方がこれから集落支援員としてはもっともっと登用していくべきかという考えで、今はそういう方向で検討しているところでございます。

議 長 ここで暫時休憩します。  
開会を14時30分にします。

休 憩 14時22分  
再 開 14時35分

議 長 それでは、会議を再開します。

議 長 引き続き、議案第18号の質疑を行います。  
質疑はありませんか。

7 番 私からは、ここでしか聞きたいことを質問します。予算委員会に残しておきま  
佐藤(義) す。

最初に、4ページ、繰越明許、今回2億1,000万ぐらいの今までにないくらい大きい繰越金だなというふうに思……繰越明許ですね、そんな感じで思っています。果たして繰越金3億円は調達できるのかなと思いながら心配しておりました。でも、先ほどあったように財調に2億1,000万ほど、トータルで7億8,000万という積み増しができるといふような感じなんで、十分に繰越金のほうも万全のまま残るんだろうなというふうな思いでおります。

この繰越明許の中で、先ほどずっといろいろと説明ありましたが、それ以外のところで説明を求めたいというふうに思います。

6ページのほうの6款農業費、農地耕作条件改善事業500万、1つ飛んで林業費、美しい森林づくり基盤整備事業369万、次、1つ飛びまして、これが大きいんですけども、土木費、道路橋梁費、公共道路改良費1億820万4,000円、あと次のずっと土木費3番、4番、最後に消防費、小型ポンプ付積載車購入費1,766万5,000円、この内容と大体は想像つきますけれども、具体的なもし、あるいは場所とあるいはこのなぜ繰越明許なのか、この2つにつきまして質問させていただきます。

農 林 振 興 ただいま佐藤議員のほうからは、繰越明許費の内容ということでございまし  
課 長 兼 た。

農業委員会 事務局長　　まず、6款の農水産業費の1、農業費の中の農地耕作条件改善事業、こちらのほうは通称田んぼダムというものでありまして、中部圃場整備区域で2か所を予定しております。

こちらのほうは事業着工しておりまして、業者のほうも入札で決まっておりますが、降雪期ということでやはり水尻、そういったところを触るということで、条件のいい時期にしたほうがいいということで雪解けを待って進めていきたいということで繰越しをさせていただいております。

あと、美しい森林づくり基盤整備事業というものについては、こちらのほうは間伐作業道を整備する事業であります。業者さんのほうで当初合意を取ってあったところ、実際施業に入ろうとしたところ、ちょっと同意しかねるという現場が出てきたということで、こちらのほう着手できないということになりました。

この事業につきましては、不用額として国にお金を返すことなく、交付を受けたものは翌年に繰り越して事業を進めてもいいということになっておりますので、こちらのほうはそのまま残額を繰越しさせていただきたいというものです。

農林については、以上となります。

建設水道課 水道局長　　佐藤議員のほうからご質問いただきました2、3、4、全ての土木費ということでしょうか。

まず、2番、道路橋梁費、公共道路改良事業で1億820万4,000円計上させていただいております。こちら繰越明許となりました具体的な工事は4つございます。

1つは、赤倉温泉の虹の橋の橋梁補修工事、こちらのほうが合計で6,755万4,000円という形です。そして、横川からシモムラのほうに向かってくる道路にあります稲坂橋の橋梁補修工事、こちらが825万円計上させていただいております。

あと、向町線の舗装補修工事ということで、分かりやすく申し上げますと産業振興センターの向かいの交差点から1キロほど旧JR跡地まで向かっていく向町の町道、あちらのほう本年度から着手しております。順次、全層打ち替えの補修工事を行ってまいります。これが2,600万円計上しております。

あと、道路舗装補修工事としては、予定は若宮最上温泉線という形で下白川のほうの補修工事、こちらの640万円で合計1億820万4,000円という計上、こちらが公共道路の改良費になります。

そして、3番の河川費ですけれども緊急自然災害防止対策事業という、これは記載名がこのようになっております。令和3年から令和7年度までの5か年の事業として、場所は萱場の毒水沢川になります。こちら萱場の杉の入沢川との合流している例の沢なんですけれども、何度も災害で崩れては直し崩れては直しなんです。これを本格的にこの5か年計画でもって護岸工事を行います。繰越事業として、上流部のほうを今後整備していくという予定でございます。

あと、住宅費の町営住宅の修繕費ですが、これは大堀の町営住宅の2棟が該当しております。老朽化計画に基づいた外壁と屋根の全修繕を行うという形で、2棟予定させていただいております。1,700万円計上しております。

政策調整 主幹兼危機管理主幹 それでは、消防費の部分の繰越しについてご説明させていただきます。  
今年度、白川消防団の小型ポンプ積載車の購入事業ということで更新事業になりますけれども、当初、令和6年、本年の3月22日までの納車を予定しておりましたが、シャーシの部分というか、シャーシ、自動車の車体を支えるフレーム、枠組みでエンジンを含むボディ以外の部分になるんですけれども、そのシャーシ製造に対する半導体関連部品の世界規模での供給問題の影響によりまして、部品の供給不足に伴いまして工場の減産体制が長期化しているということで、その影響によりましてシャーシ製造の工程が大幅に遅延しているということで、今回繰越しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

7番 佐藤（義） ただいまいろいろと説明いただきました。やはりそれぞれの確かな理由があるなというふうに思っていますし、なおかつ半導体がここまで影響あるなということとは初めて聞きまして、おわーと思ひました。

あと、いろんな自然条件の中で、やっぱり無理してやるよりもやっぱり条件のいいところで、お互いに業者もそうですし、仕上がった地権者含めた、町道だっすばらしいものができるというふうに思うんで、繰越し明許、私は別に反対はしません。しかと仕事をやってすばらしいものをひとつ仕上げさせていただきたいというふうに思ひます。

あと1つだけ、農林のほうは今の作業道、要するに地権者の同意が得られなかったというふうな場面を聞きまして、ちょっと残念だなと今どきなというふうに思ひて聞いておりました。そうすると、来年は別の場所というふうになるんでしょうかね。そんな感じでまず思ひました。あともっと質問あります。ちょっと回数制限あるんで、今のやつ1つと。

12ページが一番下、乾草売払い収入、三角の212万3,000円、去年の夏大変な日照りでありまして、多分、一番草は結構いいものができたんじゃないかなというふうに思ひますけれども、当初予算から見ると随分3分の1ぐらいかな、マイナスになってというふうな感じなのか、この状況をひとつ説明してもらえればというふうに思ひています。

あと、16ページ、一般質問とも関係ありますけれども、真ん中辺のほうの町有財産管理費、公共施設等総合管理計画更新委託料、三角の100万、この中身につきましてお願ひいたします。

あと、一番下のほうの一般質問の中でも答弁ありましたがけれども、空き家対策の除去補助金、これせつかく300万でしたけれども三角の100万というふうな感じが計上されています。不用額残るのは大いに結構なんですけれども、でもすばらしい事業をやった後の結果の不用額なら分かりますけれども、その辺の事情につきまして質問をさせていただきます。

農林振興課長兼農業委員会 ただいま佐藤議員から美しい森林づくり事業の場所はということでありましてけれども、場所は変わります。別の場所で事業を行ってもいいということで確認しておりますので、繰越しして来年度は別の場所で施業するということになってお

事務局長 ります。

あと、乾草の減額なんですけれども、佐藤議員のおっしゃるとおり、高温少雨のため、一番草の後、二番草が伸びなくて取れなく状況でした。ということで、量も大分少なくて、欲しいと言ってもらった農家さんにぎりぎり渡るか渡らないかの状況ということで、若干圧縮かけて販売した点もありました。今年に関しては、そういった形で減額ということになりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

総務企画課 長 佐藤議員からは16ページにございます町有財産の管理費中、12節公共施設等の総合管理計画、こちらの更新の委託料が大きく三角の100万円であると、その部分の背景はというところのご質問を頂戴をいたしました。

当然、発注するに当たりまして、町はその目的、そしてその計画がたどり着く数値的なところも目指すところをお示しをしながら発注をかけている状況にございます。予算額としては250万ほどを計上しておりましたけれども、これは競争入札の非常に大きなメリットになったのではないかなと思ひますが、当然、こちら所期の目的等、全部明示をしながら発注をする中で、大きいいわゆる受け差100万円が出たという状況にございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

政策調整主幹兼危機管理主幹 それでは、佐藤議員の3点目の空き家除却補助金の減額100万円となっておりますけれども、そのご質問にお答えします。

令和5年度当初予算におきまして、4棟分掛ける50万ということで200万円のほうを除却補助金ということで計上させていただいたところであります。

令和4年度、前年度の実績が補正も含めまして結果的に6棟300万の除却補助金を支出したわけですけれども、令和5年度につきましても4棟は見込めるといふ状況でありましたので、その分200万を計上させていただいたんですけれども、結果的に申込みがあったのが、除却補助金の申込みはあったのが2棟分、50掛ける2で100万円ということで、2棟ほどしか申請がなかったということで、その分200万から100万円を引きまして100万のほうをちょっと減額させていただいたところであります。

7番 佐藤(義) 町有財産の管理の先ほどの総務課長の答弁の中で、すごい受け差というか、あれだね、入札の成果、すごいね、何ぼだ……6割、7割ぐらいかな、すごいね、この世界よく、こういう世界あるんだよね。すごく安く落札というのはよ、すごいなというふうに思っています。

ただ、この中身に関しては、今まであったわけだ、最初のやつ、24年以降5年ののやつ、その辺の見直しというふうな感じだと、ローリングというような感じだというふうに思ひますけれども、前のやつとは何が違うんでしょうか。この違いについて、多分、入札執行する中で仕様書という中で何を期待するといふのがあるというふうに思ひんで、その辺の具体的な話をひとつお願ひします。

あと、空き家対策のほう、結構、空き家は昨日もあつたけれども、あと40棟という空き家があるわけでありませぬ。でも、この補助金使うにはいろんなやっぱり制限というかね、そういうのがあるんだというふうに思っております。これもその空き家対策協議会というその協議会の中でいろいろと議論なされて、やっぱり該当は確かというふうな感じだったのか、あるいは多数手を挙げてきたけれども、いろんな条件の中で例えば税金未納であったり、いろんな使用料の未納であったり、そういうふうなものの条件をクリアすることができなくて最終的に2棟になってしまったのか、その辺のいきさつをひとつお願いしたいなというふうに思います。

これはすばらしいなというふうに思うし、来年度の予算も1棟、今度は50万から80万に上がるというようなことで、これは本当にありがたい限りなんだけれども、いろんな条件の中で合わないのかなというふうな思いもあるんで、その辺のところをひとつ詳しくお願い申し上げます。

総務企画  
課 長

ただいまの佐藤議員の重ねてのご質問の前段の部分にお答えをしてみたいと思います。

非常に町の今後の財政運営におきまして、指針ともなつてまいります公共施設等の総合管理計画、今回改定という形で臨ませていただきつつ、入札の本当にメリット化によりまして金額感は非常に抑えることができたところがございます。

そうした中、その改定の主眼としているところ、変更点、この点につきましてご質問をいただいたと捉えさせていただきます。

この事業発注、業務発注の名称にも表れておりますとおり、改定というところがございます、初期計画、こちら総務省から策定をするようにという形で平成28年度に策定をさせていただきます。10年を見渡す計画、さらにはインフラの減価償却的な耐久年数的には40年を見込むようにという形で、平成28年度に執り行わせていただいたその部分を今回新たに、その後、平成28年からもう五、六年、時が経過している状況でございますので、現状の一番、町の考え方といたしましては、もう更新費用がもう数ある箱物におきまして215、さらには道路、上下水道の町民の皆さんの生活に直結する部分のインフラ合わせますと、従前の計画でいきますと40年間で636億円ほどですか、要すると、これは単純にその設置したイニシャルコストに耐用年数を単純に更新、更新としていきますと40年間で630億円ほどがないと現状は維持できないという計画でございました。

今回については、当然、現状の物価の関係なんかも見込ませていただきつつ、最も強調してその計画に反映してほしいと伝えたところは、やはり完全な新規の建物であれば建て替えなどという形ではなく、やはりこれも重ねておりますけれども、長寿命化のような方策をぜひ前提に検討していくとどのようになっていきますかというところで、また、これは3月もまだ計画策定期間にありますので、今、最終精査中でございますが、およそ40年間で初期の計画ではもう630億ほどになったところが、360億円ほどで何とか長寿命化で40年見込めるのではないかとという形に現状到達しているところでございます。

ただ、それにおきましても、単純に割り返しますと年9億円の費用を要するところにごさいますので、さらにその財源手当であったり、もともと有効に長く使えないのかということも今後の課題にはなってしまうかと思いません。

つきましては、今回の計画におきましては、現状のインフラの整備等に合わせまして、少しでも長寿命化を施して単年度の負担を軽減できないかということに主眼を置いて計画策定に向かったところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

政策調整  
主幹兼  
危機管理  
主幹  
それでは、空き家除却補助金ということで、令和5年度4棟ほど予算化させていただきましたけれども、先ほど申し上げました実際に申請があったのは2件ということで、それ以上はありませんでした。

そこで、町の担当者のほうでその2件分を実際に現地に赴きまして、老朽度であったり、あと危険度の判定調査をさせていただきますと、その結果、100点以上ということで管理不全空き家というランクづけとなるんですけども、その部分につきまして空き家対策等協議会につきまして、補助金の交付決定について協議していただいた結果、補助金交付の2件、決定させていただいたという経緯でございますので、今回は2棟のみであったということであります。

先ほど佐藤議員からもありましたように、補助金のほう50万円現行になっておりますけれども、やはり解体費用に大体200から大きくて300万円ほどかかる場合も大きい家ですとかかるということですので、果たして50万円で空き家除却が促進につながるかということ、なかなかこれ難しい部分もあるかと思ひまして、令和6年度につきましても、何とか空き家を壊す所有者の少しでも軽減、負担軽減をさせてさせていただきたいと思ひまして、新たにちょっと国庫補助も活用しながら対応していければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

3  
尾形  
私からは、26ページ、農業振興総務費の中の18節、その下のほうに魅力ある園芸大国やまがた所得向上支援事業補助金マイナス26万7,000円とあります。その減額になった理由、お願ひします。あと、もう一つ、その下の有害鳥獣被害対策推進事業補助金90万2,000円、この内容、お願ひします。

農林振興  
課長兼  
農業委員会  
事務局長  
ただいま尾形議員のほうから、26ページ、魅力ある園芸大国やまがた所得向上支援事業補助金の減額についてございましたが、こちらのほうを補助対象としましては、もがみ中央農協東部営農センター所属のアスパラ生産協議会の花卉部会の2団体に対する県と町の補助となっております。こちらの残額につきましては、受け差ということになります。

あと、有害鳥獣対策推進事業補助金のほうなんですけど、こちらのほうは電気柵の事業となっております。今年予定しておりました2名の方が昨年、令和4年度の事業で追加要望したものですから、そちらのほうに乗り換えた形でもう1年

早く導入しております。

雪降る直前の導入ですので、物だけの確認で、今年現地に張っているところを確認しておりますが、今年につきましてはお二方のみの申請となりました。ですので、こちらのほうちょっと金額は大きいんですけども、要望者がいなかったということで減額となっております。

有害鳥獣対策につきましては、この電気柵がやはり一番有効だということでもありますので、今後とも電気柵の導入については支援をしてみたいと思っております。

以上です。

3 番 園芸ということで、やはり私、いつも思っているのが町の花リンドウという花  
尾 形 が頭からはやっぱり離れない花でもあるな、やっぱり町の花として町がどのような今後、対策、また考えを持っているのか、その辺もお伺いしたいな。

あと、もう一つ、この有害鳥獣ということで電気柵ということでありました。でも、やはり猿出没したということもイノシシや熊ということで、先ほどの電気柵ということでもありますけれども、私は先日というか、赤倉のほうに猿が出たという防災無線、本当、町民が住民が安心して暮らせない、やっぱり心配するわけですよ。

やはり気をつけてくださいだけでは、やはり町民の安心な生活ができないのかな、やはりもう何らかの追い払うだけの予防策では私は安心な、安全な生活ができないのではないかなと思いますけれども、その辺も有害鳥獣ということも電気柵を張れば良いという問題だけでなく、やはりもっと一歩前進した取り組みが私は必要でないのかなと思いますけれども、その辺、町の花リンドウとその追い払うだけの有害鳥獣でないという取り組みが必要であると思いますけれども、いかがでしょうか。

農 林 振 興 町の花リンドウにつきまして振興策はということでございますが、リンドウに  
課 長 兼 つきましては、町の単独の事業であります農業振興育成対策事業のほうで行って  
農業委員会 おります。

事務局 長 毎年、苗の導入であつたり資材の導入ということで、こちらのほうは東部営農センターの花弁部会ですけれども、こちらのほうも対応しております。この園芸大国も使いながらでもありますけれども、該当しないところは町の事業ですくうような形になっております。

あと、猿に関してなんですけれども、今のところ最上町のほうでは猿は駆除できない動物となっております。戸沢村のほうはもう群れで猿が来て、農作物を根こそぎ持っていかれるなんていう報道もされておりますが、もう最上町においても、そういう群れはないですけれども、もう町内、猿はどこに出ても不思議ではないところまで来ているのかなと思っております。

この前も志茂地区で見たとか、あと国道沿いで見たとか、あと赤倉もそうですけれども、赤倉も温泉場のちょっと工事現場のほうで見たなんていう情報もあり



まして、町内各地で猿の目撃情報はございます。

こちらの対策としましては、昨日、有害鳥獣対策実施隊の集まりもあったんですけども、その中でも猿の対策を今後どうするんだという意見が出されましたので、近隣の舟形とか新庄、あと戸沢もそうですけれども、そういったところから情報を入れまして、今後どういう対応ができるか考えていきたいと思っております。

以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第24 議案第19号 令和5年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第19号 令和5年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご提案を申し上げます。  
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ6,035万円を追加をし、総額を10億9,882万7,000円とするものであります。  
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしく願いをいたします。

議 長 質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第25 議案第20号 令和5年度最上町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第20号 令和5年度最上町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてご提案を申し上げます。  
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ380万円を追加をし、総額を1億1,380万円とするものであります。  
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第26 議案第21号 令和5年度最上町介護保険事業特別会計補正予算  
(第4号) についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第21号 令和5年度最上町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)に  
ついてご提案を申し上げます。  
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ  
80万円を追加をし、総額を12億7,739万9,000円とするものであり  
ます。  
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、  
よろしく願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

1 番 ちよつと確認したいんですが、歳入のほうの8ページで介護保険システム改修  
宮 事業費補助金としての80万円入っていますが、最初の部分ではサービス給付  
費、あとは返還金の部分での計上になっているんですが、これの整合性という  
か、これの部分のちよつと説明ちよつとお願いしたいなと思います。

健康福祉 宮本議員のご質問にお答えいたします。  
課 長 今回80万円の介護保険システム改修事業費補助金というふうに計上させてい  
ただきました。こちらのものに関しまして、12月補正分で405万ほどで歳出  
のほうを計上させていただいています。  
ただ、この段階では、まだどのようなシステム改修がされるかというところを  
はつきりまだ指針が出ておりません。最大にかかる数値ということで計上させて  
いただいております。その中で、現在、額の確定がありまして、それに対して  
の補助額という形でこのたび計上させていただいたところになっております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員です。  
したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第27 議案第22号 令和5年度最上町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第22号 令和5年度最上町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第3号)についてご提案を申し上げます。  
ご提案をいたします補正予算は、既定の収益的収入及び支出を補正することなく歳入歳出の一部組替えをするものであります。  
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしく願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。

本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第28 議案第23号 令和5年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計補正  
予算(第3号)についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第23号 令和5年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計補正予算(第  
3号)についてご提案を申し上げます。  
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ  
20万円を追加をし、総額を1,615万8,000円とするものであります。  
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、  
よろしく願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第29 議案第24号 令和5年度最上町浄化槽事業特別会計補正予算

(第1号) についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第24号 令和5年度最上町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号) についてご提案を申し上げます。

ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ3,961万8,000千円を減額をし、総額を1億545万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛 成 者 起 立 )

議 長 起立全員であります。  
したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

散 会

議 長 ここでお諮りします。  
以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日の会議はこれまでとし、会議規則第24条第1項の規定により、これで散会したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

議 長 異議なしと認めます。  
ここでお諮りします。  
3月7日から3月14日までの8日間を予算特別委員会審査のため休会としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、3月7日から3月14日までの8日間を休会とすることに決定しました。  
なお、3月15日は午後1時30分に本会議を開きますので、ご参集方お願いします。  
大変ご苦労さまでした。

散 会 15時19分

令和6年3月15日（金）開議

（第3日）



## 令和6年3月定例会会議録

令和6年3月15日 金曜日 午後1時30分開議

### 出席議員（10名）

1番	宮本 浩	6番	須貝 康幸
2番	栗林 浩子	7番	佐藤 義男
3番	尾形 勝雄	8番	山崎 香菜子
4番	佐藤 正市	9番	佐澤 浩
5番	菅 孝	10番	伊藤 一雄

### 欠席議員

なし

### 出席要求による出席者職氏名

町 長	高橋 重美	建設水道課長	伊藤 和久
副町長	伊藤 勝	教育文化課長兼 国民スポーツ大会 推進室長	板垣 由紀子
教育長	中嶋 晴幸	こども支援課長	高橋 喜代美
会計管理者兼 会計課長	阿部 信幸	健康福祉課長	菅 智子
総務企画課長	高橋 浩康	地域包括ケア推進管理監 兼最上病院事務長兼 介護老人保健施設事務長 兼認知症対応型共同生活 介護施設事務長	板垣 誠弘
町民税務課長兼 町民生活室長	齊藤 博幸	政策調整主幹兼 危機管理主幹	五十嵐 浩一
商工観光課長兼 エネルギー産業推進室長	阿部 剛	代表監査委員	金田 勝雄
農林振興課長兼 農業委員会事務局長	野口 勝世		

## 事務局出席者職氏名

事務局 長

金 田 敏 幸

庶 務 係  
(庶務係長)

遠 藤 智 也

令和6年3月最上町議会定例会議事日程（第3号）  
第3日 令和6年3月15日（金） 午後1時30分開議

（予算特別委員長報告と採決）

- |       |         |                              |
|-------|---------|------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 25号 | 令和6年度最上町一般会計予算について           |
| 日程第 2 | 議案第 26号 | 令和6年度最上町国民健康保険事業特別会計予算について   |
| 日程第 3 | 議案第 27号 | 令和6年度最上町後期高齢者医療事業特別会計予算について  |
| 日程第 4 | 議案第 28号 | 令和6年度最上町介護保険事業特別会計予算について     |
| 日程第 5 | 議案第 29号 | 令和6年度最上町立最上病院事業特別会計予算について    |
| 日程第 6 | 議案第 30号 | 令和6年度最上町介護老人保健施設事業特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第 31号 | 令和6年度最上町水道事業特別会計予算について       |
| 日程第 8 | 議案第 32号 | 令和6年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計予算について   |
| 日程第 9 | 議案第 33号 | 令和6年度最上町下水道事業特別会計予算について      |

## 開 議

議 長 大変ご苦労さまです。  
ただいまの出席議員は全員であります。  
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

### 予算特別委員長報告と採決

議 長 予算特別委員長報告と採決を行います。  
日程第1 議案第25号 令和6年度最上町一般会計予算についてから日程第9 議案第33号 令和6年度最上町下水道事業特別会計予算についてまでの9議案を一括して議題とします。  
予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別  
委 員 長 ご苦労さまです。  
予算特別委員会の結果について報告させていただきます。  
今定例会の予算特別委員会に付託されました案件は、議案第25号 令和6年度最上町一般会計予算についてから議案第33号 令和6年度最上町下水道事業特別会計予算までの9件であります。  
予算特別委員会は、5日間にわたり、時間延長を図りながら、委員全員から白熱した議論が交わされました。その審議過程について予算特別委員会を振り返り、私見も含め述べさせていただきます。  
令和6年度一般会計予算規模は63億9,500万円で、対前年比で2.9%の減でありました。特別会計8事業の予算規模は49億5,169万5,000円で、対前年比で1%の増となりました。  
そのことを踏まえ、多くの質疑が出されました。その中から抜粋して報告いたします。

一般会計予算では、行財政改革、事務事業等の在り方について、町営バス事業、デマンドバスの運行等について、今年町制施行70周年記念事業について、また、高齢者生活福祉及びウエルネスプラザ、健康福祉等について、また、家庭保育応援及び出産・子育て応援等について、また、産地生産基盤パワーアップ事業等について、最上地域森の感謝祭について、農地多面的機能支払事業及び中山間地域等支払事業等について、また、道の駅運営では、今後の取組等について、また、除雪業務等について、また、かわまちづくり広場整備等について、また、町営住宅修繕工事等について、また、セミナーハウス運営について、また、文化財保護についてなど、多くの質疑が交わされました。

特別会計では、今年度より福祉計画が新たに第3次ウエルネスタウン最上21の策定で、令和6年度から令和8年度まで、最上町第10次高齢者保健福祉計画が策定される年であり、まちづくりの基本である第5次最上町総合計画との連携が図られていました。また、令和6年度から国の方針により、当町における特別会計予算の下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の3会計において、公営企業法が適用され、最上町下水道事業会計として1つに統合されて、今定例会において下水道事業設置における条例設定の質疑が交わされました。また、町立最上病院の職場の働き方改革により、町民に思いやりのある病院経営等についてなどなど、多くの質疑が交わされました。

総括では、行政改革について、財源確保が大事であり、避け切れない大震災などのときの危機管理で、日々の生活を支える基盤のインフラ整備、維持が必須となってくる予算面で、インフラのためのコスト計上は重要になってくることや、事務事業の見直しで、どのくらい予算の在り方に反映されているのかという問題点の指摘で、財政難になっている現状でも、毎年通常ペースで事業が流れているだけでないのかという指摘などの質問がありました。

総括質疑の中で、大変貴重な意見が出されたことには、深く重い意味が込められていたものと強く感じられました。

行財政健全化を目指すには、今後の人口動態が一つの指針になるものと考えますが、基本姿勢であります自立と協働、その道筋をどう町民の方々に理解していただくのが大事な課題であり、経済対策の効果は、実効が伴わなければならないのが選択と集中です。しかも、緊急時に要する財政調整基金の確保など、昨今頻発する異常気象による大型台風と豪雨災害と予期せぬ大震災の恐怖などがあり、地域の危機管理として、全集落に自主防災組織を早急に確立しなければなりません。

これからも待ち受ける課題解決に向けて、行政と議会が共に責任を共有しながら、町民の方々に信頼されるまちづくりを確立していかなければならないことを、今予算特別委員会で確認したところです。

令和6年度最上町一般会計予算から令和6年度最上町下水道事業特別会計予算の9件に多方面から集中審議され、総括質疑を合わせますと、おおよそ550回以上にわたり白熱した質疑が交わされました。

町民に対しては、この年にどれほどのコウソ、効果を義務づけることになるのか、また、その見返りとして、どんな行政サービスを行って福祉向上に努めることにするのかを約束するものであると言えます。

先ほども申し上げましたが、今後の町政発展のために、職員一丸となって業務遂行されることを願ひまして、採決の結果についてご報告いたします。

議案第25号 令和6年度最上町一般会計予算については、委員全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第26号 令和6年度最上町国民健康保険事業特別会計予算から議案第33号 令和6年度最上町下水道事業特別会計予算まで8件についても、委員全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

私からは、熟議の予算特別委員会でありましたことに、改めて皆様に感謝を申し上げ、ご報告といたします。

議 長 ただいまの予算特別委員長報告に対して一括して質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
議案第25号 令和6年度最上町一般会計予算についての討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第25号 令和6年度最上町一般会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛 成 者 起 立 )

議 長 起立全員であります。  
したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第2 議案第26号 令和6年度最上町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第26号 令和6年度最上町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 議案第27号 令和6年度最上町後期高齢者医療事業特別会計予算  
についての討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第27号 令和6年度最上町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを  
採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第28号 令和6年度最上町介護保険事業特別会計予算につい  
ての討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第28号 令和6年度最上町介護保険事業特別会計予算についてを採決し  
ます。  
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第29号 令和6年度最上町立最上病院事業特別会計予算についての討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第29号 令和6年度最上町立最上病院事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第30号 令和6年度最上町介護老人保健施設事業特別会計予算についての討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第30号 令和6年度最上町介護老人保健施設事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



議 長 日程第7 議案第31号 令和6年度最上町水道事業特別会計予算についての  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第31号 令和6年度最上町水道事業特別会計予算についてを採決しま  
す。  
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第32号 令和6年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計予算に  
ついての討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第32号 令和6年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計予算についてを採  
決します。  
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 議案第33号 令和6年度最上町下水道事業特別会計予算について  
の討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第33号 令和6年度最上町下水道事業特別会計予算についてを採決しま  
す。  
本案に対する委員長報告は可決すべきものです。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛 成 者 起 立 )

議 長 起立全員であります。  
したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

閉 会

議 長 これで本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。  
これにて令和6年3月最上町議会定例会を閉会します。  
大変ご苦労さまでした。

閉 会 13時57分